

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第4回国際協力機構債券	債券の総額	金20,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金20,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成22年6月11日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年2.079%	払込期日	平成22年6月18日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成42年6月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成22年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か半分を支払う。</p> <p>2. 払込期日の翌日から平成22年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成42年6月20日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	
取得格付	取得予定格付：	AAA	
	格付機関：	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日：	平成22年6月11日	
取得格付	取得予定格付：	AA	
	格付機関：	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス	
	取得月日：	平成22年6月11日	

摘

要

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

2. 募集の受託会社

- (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成22年6月11日付第4回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
- (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。

4. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③ 当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

<p>摘 要</p>	<p>7. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び会議の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>9. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>10. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	--

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	野村證券証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	10,000 百万円	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
	メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	10,000	
	計	—	20,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	90 百万円	19,910 百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額 19,910 百万円は、平成 22 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

債券内容説明書（案）

平成 22 年 6 月 1 日現在

第 4 回国際協力機構債券

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」といいます。）において記載する「第4回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券及び本説明書に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構及び平成20年10月1日に廃止される以前の旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。

また、旧JBICの財務諸表を記載しておりますが、これは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第42条の規定による廃止前の国際協力銀行法（以下「旧JBIC法」といいます。）第40条第1項の規定に基づき、旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）が定めた「特殊法人等会計処理基準」に依拠して半期及び事業年度ごとに作成しています。また、上記財務諸表に加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」に準拠して作成し、金融商品取引法第193条の2第1項所定の監査証明に準ずる監査法人による監査証明を受けた財務諸表を、本説明書において併記しています。

本説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
資金・管理部 市場資金課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

目 次

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1. 新規発行債券.....	2
2. 債券の引受け及び債券に関する事務.....	5
3. 新規発行による手取金の使途.....	5
第二部 発行者情報	6
第1 発行者の概況	7
1. 主要な経営指標等の推移.....	7
2. 沿革.....	9
3. 事業の内容.....	10
3-1. 当機構の概要.....	10
3-2. 当機構の業務内容.....	15
3-3. 当機構の財務.....	24
4. 関係会社の状況.....	30
4-1. 関連会社、関連公益法人等について.....	30
4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について.....	30
5. 職員の状況.....	32
第2 事業の状況	33
1. 平成20年度の事業概要.....	33
2. 対処すべき課題.....	36
3. 事業等のリスク.....	42
4. 財政状態及び経営成績の分析.....	45
4-1. 平成21年度中間決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	45
4-2. 平成20年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）.....	51
4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度法定財務諸表（概要）.....	57
4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度民間財務諸表（概要）.....	61
4-5. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度法定財務諸表（概要）.....	67
4-6. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度民間財務諸表（概要）.....	70
4-7. 財政投融资事業に関する政策コスト分析について.....	76
5. 経営上の重要な契約等.....	77
第3 設備の状況	78
1. 設備投資等の概要.....	78
2. 主要な設備の状況（平成20年度末）.....	78
3. 設備の新設、除却等の計画.....	78
第4 発行者の状況	79
1. 資本金残高の推移.....	79
2. 役員の状況（平成22年4月1日現在）.....	80
3. コーポレート・ガバナンスの状況.....	82

第5 経理の状況	84
1. 当機構の財務諸表.....	84
1-1. 平成21事業年度上半期財務諸表.....	85
〔独立監査人の監査報告書〕.....	85
〔監事意見書〕.....	86
〔財務諸表〕.....	87
1-2. 平成20事業年度財務諸表.....	115
〔独立監査人の監査報告書〕.....	115
〔監事意見書〕.....	118
〔財務諸表〕.....	121
〔事業報告書〕.....	221
〔業務報告書〕.....	249
〔決算報告書〕.....	265
1-3. 平成19事業年度財務諸表.....	270
〔独立監査人の監査報告書〕.....	270
〔監事意見書〕.....	271
〔財務諸表〕.....	272
〔事業報告書〕.....	300
〔決算報告書〕.....	319
2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）.....	320
2-1. 平成20年度財務諸表.....	321
〔財務諸表〕.....	321
2-2. 平成19年度財務諸表.....	335
〔監事意見書〕.....	335
〔財務諸表〕.....	336
2-3. 参考情報.....	350
(1) 附属明細書（平成20年度）.....	350
(2) 附属明細書（平成19年度）.....	366
3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）.....	382
3-1. 総括（平成20年度及び平成19年度）.....	383
〔独立監査人の監査報告書〕.....	383
〔財務諸表等〕.....	384
3-2. 国際金融等勘定（平成20年度及び平成19年度）.....	410
〔独立監査人の監査報告書〕.....	410
〔財務諸表等〕.....	411
3-3. 海外経済協力勘定（平成20年度及び平成19年度）.....	437
〔独立監査人の監査報告書〕.....	437
〔財務諸表等〕.....	438
第6 発行者の参考情報	457
1. 発行者の参考情報.....	457
2. 独立行政法人国際協力機構中期目標.....	458
3. 独立行政法人国際協力機構中期計画.....	466

注1：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、平成20年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）末現在のものです。

注2：本説明書中の数値は特に他の記載がない限り、当機構及び旧JBICの財務諸表作成のために、民間企業とは異なった会計処理を行ったものです。当該会計処理についての詳細は本説明書25ページをご参照ください。

注3：基本的に本説明書中の表は計数が四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

注4：本説明書内において融資・出資等に関する「承諾」とは、当機構又は旧JBICが融資・出資等について決定することを指しています。

注5：本説明書内の業務統計において用いている地域名内訳は、別途注記がない限り、下表のとおりとなっています。

注6：本説明書内で用いている△はマイナスを表します。

注7：本説明書内で「当機構」乃至「JICA」は国際協力機構を指しますが、特に平成20年10月以降の当機構を「新JICA」と表記する場合があります。

地 域 名	当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、北朝鮮、大韓民国、台湾、中華人民共和国、日本、香港、マカオ、モンゴル、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン
大 洋 州	オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フレンチポリネシア、米領太平洋諸島、マーシャル、マリアナ諸島、ミクロネシア
北 米 ・ 中 南 米	アンティグア・バーブーダ、英領バージン諸島、英領モンセラット、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、仏領ギアナ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、蘭領アンティル、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、アメリカ合衆国、カナダ
中 東	アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン
ア フ リ カ	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト

欧 州	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、ルーマニア、ロシア
--------	--

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘柄	第4回国際協力機構債券	債券の総額	金●百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金●百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成●年●月●日
発行価格	額面100円につき 金●円●銭	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
利率	年●%	払込期日	平成●年●月●日
利払日	毎年●月●日 及び●月●日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成●年●月●日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>2. 払込期日の翌日から平成●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第2項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半年の日割をもって計算する。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	
取得格付	取得予定格付：	AAA	
	格付機関：	株式会社格付投資情報センター	
	取得月日：	平成●年●月●日	
取得格付	取得予定格付：	AA	
	格付機関：	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス	
	取得月日：	平成●年●月●日	

<p>摘 要</p>	<p>1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2. 募集の受託会社 (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成●年●月●日付第4回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>3. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。 (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</p>
------------	---

<p>摘 要</p>	<p>7. 発行要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>8. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び会議の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第5項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>9. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>10. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>11. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	--

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 百万円	引受けの条件
	野村證券証券株式会社 メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都中央区日本橋一丁目4番1号	未定	未定
	計	—	●	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
●●●●●百万円	●●●●●百万円	●●●●●百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額●●●百万円は、平成22年度中に、全額をJICA法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

第二部 発 行 者 情 報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構は、平成20年10月1日に旧国際協力銀行（以下「旧JBIC」といいます。）の海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継致しました。

当機構の平成16年度から平成20年度までの経営成績は、以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

（単位：百万円）

決算年月	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注1)
経常収益	172,202	167,730	168,103	153,146	285,126
経常費用	171,482	166,834	162,212	157,900	191,784
経常利益又は経常損失(△) ※1	720	896	5,891	△4,754	93,342
臨時利益	1	1	1	7	33
臨時損失	83	41	99	16	67
当期総利益	637	855	5,793	39	(注2)93,334
資本金 ※2	88,508	88,508	88,508	83,333	7,474,189
純資産額 ※3	85,434	83,894	87,071	74,467	8,053,953
総資産額	110,389	113,543	112,648	106,753	11,177,362
業務活動によるキャッシュ・フロー	△250	5,224	2,156	1,316	△32,408
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,928	△1,780	△3,503	2,306	△75
財務活動によるキャッシュ・フロー	△48	△169	△252	△5,458	83,033
資金期末残高	3,504	6,862	5,192	3,162	57,671

(注1) 平成20年10月に国際協力機構（JICA）と国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務部門が統合致しました。これにより定められた有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金取崩額として25百万円を計上後の金額であります。

（指標等の説明）

※1 経常利益（又は経常損失）＝経常収益－経常費用

※2 資本金＝政府出資金

※3 純資産額＝自己資本＝政府出資金＋剰余金＋評価・換算差額等

参考として、平成20年10月1日付で当機構が承継した旧JBIC海外経済協力勘定の平成16年度から平成20年度の主要な経営指標等を以下に記載します。

海外経済協力勘定(旧JBIC)

(単位：百万円)

決算年月	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (注2)
経常収益	695,949	687,991	680,017	676,528	517,459
当年度利益金	25,834	54,738	139,402	182,333	9,806
資本金	6,891,244	7,065,644	7,231,508	7,390,572	7,456,772
純資産合計(注1)	7,002,569	7,231,707	7,536,973	7,878,370	7,954,376
借入金残高	4,200,459	4,020,220	3,714,803	3,306,704	3,114,262
債券残高	25,000	10,000	-	-	-
総資産額	11,245,073	11,278,906	11,265,523	11,198,988	11,082,052
貸付金残高	11,340,485	11,428,913	11,378,616	11,387,131	11,268,382
出資金	155,060	152,798	139,940	134,602	134,843
純資産合計/総資産額(%) (注1)	62.27%	64.12%	66.90%	70.35%	71.78%
当年度利益金/純資産合計(%) (注1)	0.37%	0.76%	1.85%	2.31%	0.12%

(注1)「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(注2)平成20年度は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月となっております。

2. 沿革

年 月	独立行政法人国際協力機構	旧国際協力銀行 海外経済協力業務
昭和 29 年 10 月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
昭和 36 年 3 月		海外経済協力基金（OECF）設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立）
昭和 37 年 6 月	海外技術協力事業団（OTCA）設立	
昭和 38 年 7 月	海外移住事業団（JEMIS）設立	
昭和 40 年 4 月	日本青年海外協力隊（JOCV）：現青年海外協力隊発足	
昭和 41 年 3 月		OECF 初の円借款供与（対韓国）
昭和 49 年 8 月	国際協力事業団（JICA）設立	
昭和 62 年 9 月	国際緊急援助隊発足	
平成 11 年 10 月		日本輸出入銀行とOECFの統合により、国際協力銀行（JBIC）設立
平成 15 年 10 月	独立行政法人国際協力機構（JICA）発足	
平成 18 年 11 月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」公布	
平成 19 年 5 月		円借款供与国数が 100 カ国到達
平成 19 年 6 月	青年海外協力隊、派遣隊員が 3 万人突破	
平成 20 年 10 月	10 月 1 日付でそれまでの技術協力に加え、旧国際協力銀行の海外経済協力業務（現在の有償資金協力）と、外務省の無償資金協力を承継、新 JICA 発足。（旧国際協力銀行の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継。）	

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、平成 18 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき平成 18 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、平成 20 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

【参考】新 JICA 発足までの経緯

- | | |
|------------------|---|
| 平成 18 年 5 月 | 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（「行政改革推進法」）成立 |
| 平成 18 年 11 月 | 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」成立 |
| 平成 20 年 10 月 1 日 | 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」施行
同日付で旧 JBIC の海外経済協力業務（当機構における有償資金協力業務）
及び外務省より無償資金協力業務の一部を承継 |

当機構の目的としては、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

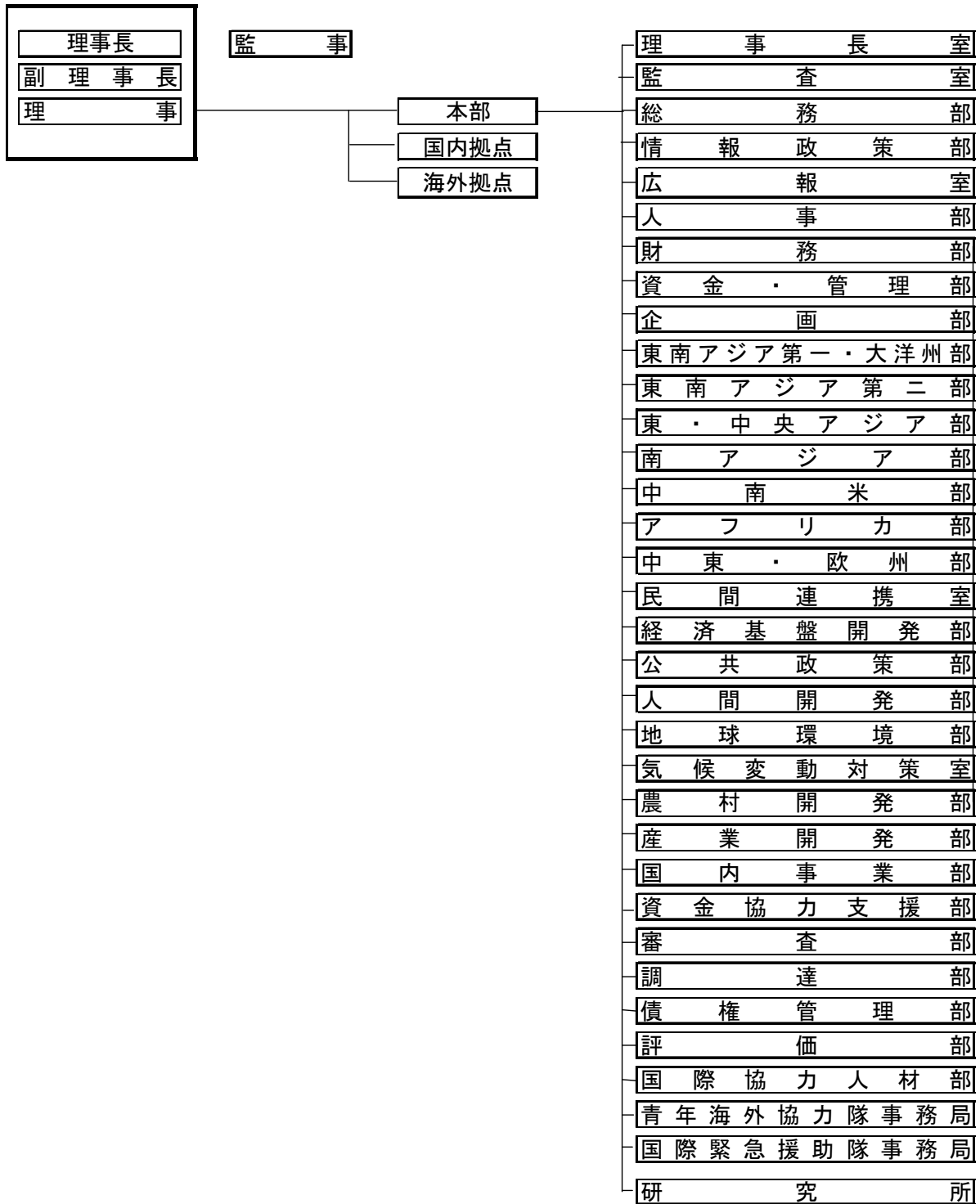
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

平成 21 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 7,474,189 百万円です。

(3) 組織図 (平成 22 年 5 月末現在)



(4) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

- (ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、外務大臣
- (イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣
- (ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可等を行います。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 3 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 4 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められております（通則法第 29 条）。当機構は指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。また、主務大臣は、法律を施行するため必要があると認めるときは、当機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又は当機構の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が平成 15 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、平成 15 年度より主務大臣から検査権限の一部を委任されて、旧 JBIC に対し金融庁の検査が実施されており、当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

- (ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）
- (イ) 有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA 一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によることとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます（JICA 法第 5 条第 2 項）。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。（通則法第 46 条）。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入金をすることができます（通則法第 45 条）。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができます（JICA 法第 32 条）。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約をすることができます（JICA 法第 34 条）。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり（JICA 法第 33 条）、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています。また、当機構は毎事業年度の債券発行にかかる基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません（JICA 法第 32 条第 3 項）。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。また、有償資金協力勘定においては、半期の財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています（JICA 法第 28 条）。当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています（通則法第 39 条）。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず（通則法第 41 条）、主務大臣により選任されます（通則法第 40 条）。

(5) 民間金融機関との関係（有償資金協力業務）

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず（JICA 法第 14 条第 1 項）、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合（同条第 2 項）、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合（同条第 3 項）に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができます。

(6) 開発途上国政府、国際機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフの研修招聘を通じた人的パイプの構築を行っており、また、海外の援助機関とも共同して援助方針の調整等を行い、開発途上国の開発計画づくりに協力しています。他ドナーとの関係も、国連機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）など）、国際開発金融機関（世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）、及び、二国間援助機関（米国国際開発庁（USAID）、英国国際開発省（DFID）、ドイツ

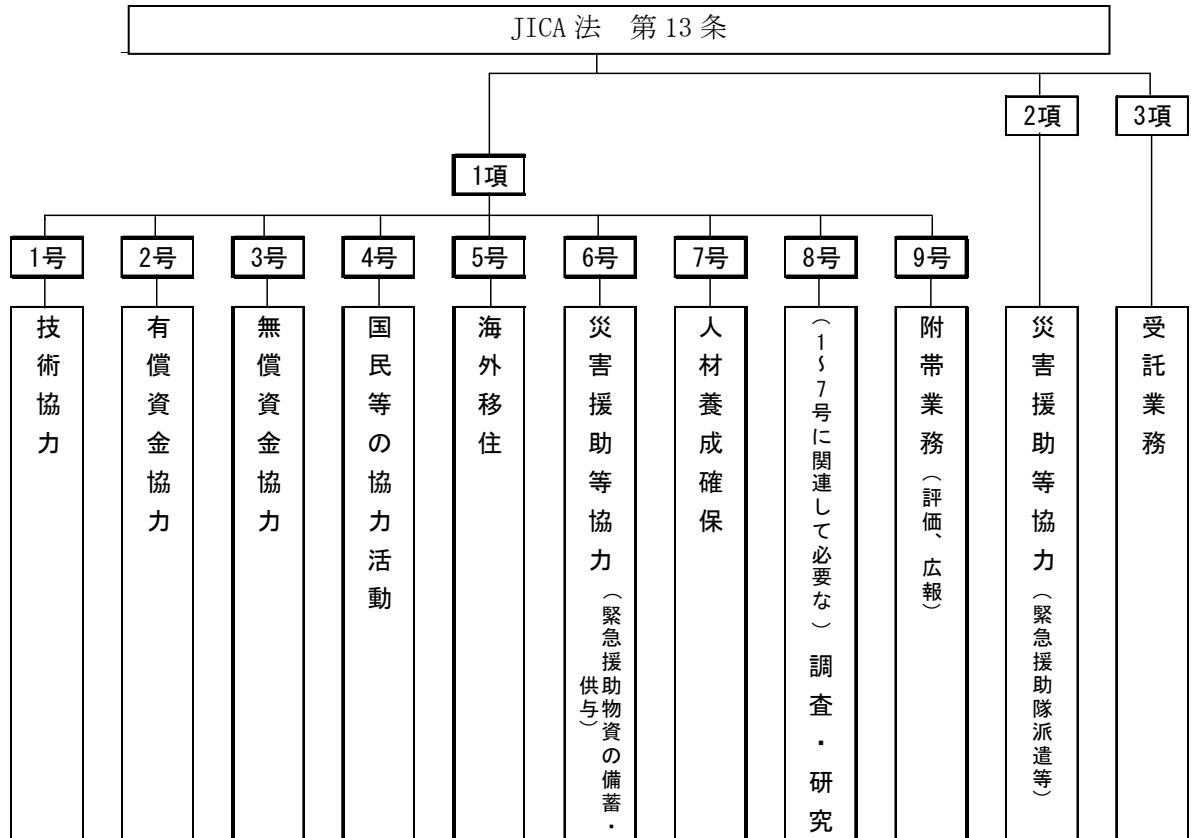
復興金融公庫（KfW）など）との間で、トップマネジメント・レベル及びスタッフ・レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換やスタッフ相互派遣を行っています。こうした開発途上国政府やドナー間の協力関係の構築は、より効果的な開発援助の推進を可能にする点に意義があります。例えば、他ドナーとの協調融資や、相手国政府・ドナー間での調達・財務管理手続きの調和化などの取り組みは、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、開発効果をより早く発現させることに繋がっています。

当機構は NGO、地方自治体との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。また、途上国開発における民間部門のプレゼンスの増大と、CSR 活動等の民間企業の活動の変化に伴い、民間部門との連携を強化しております。平成 20 年 10 月の新 JICA 発足を機に民間連携室を設置し、民間連携に関する基本方針を策定・公表しました。ここでは、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指すことを、当機構の民間連携の基本方針としています。そして、周辺環境整備（企業活動に関連する周辺的なニーズへの対応（インフラ整備のみならず、政策・法整備や人材育成を含む）、PPP インフラ支援、その他 CSR 活動や BOP ビジネスとの連携等、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日付で旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA 法第 13 条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥の通りです。



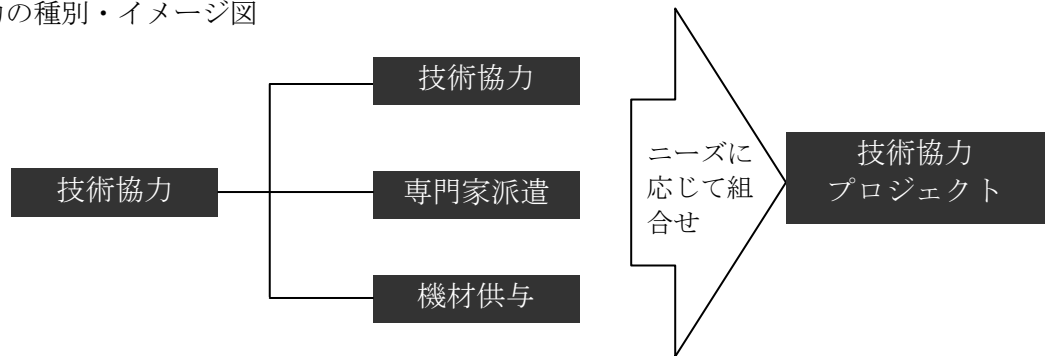
① 技術協力 (JICA 法第 13 条 1 項 1 号)

技術協力は、農業や社会基盤の整備、感染症対策に対する支援、市場経済化や法整備に対する支援、平和構築・復興支援等、それぞれの開発途上国のニーズに応じて、専門家派遣、機材供与、開発途上国人材の日本での研修等を行うことにより、開発途上国の経済・社会の発展に必要な人材育成、研究開発、技術普及、制度構築を支援するものです。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者と共に、実情に即した技術・制度の開発や普及を実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な知識・技術に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・ 機材供与：専門家が効果的な協力を実施するに当り必要な機材を供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：プロジェクト目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素から最適なものを柔軟に組み合わせて実施。又、開発途上国の政策立案や公共事業計画の策定等を支援。その過程において、相手国のカウンターパートに対し、調査・分析方法や計画の策定手法等の技術移転を実施。

協力分野は、保健・医療等の基礎生活分野から産業化に必要な技術分野にまで多岐にわたり、その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に人々に広く伝播することにより、国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人と人との接触を通じて実現”され、人の往来が基本となる援助形態であるため、両国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力 (JICA 法第 13 条 1 項 2 号)

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件(譲許的な条件)で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、わが国の場合、主に「円借款」と呼ばれる政府直接借款です。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困層の拡大に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球的規模の問題が顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難であり、円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援しています。

また、開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

国際社会では、前述したような開発途上国の問題に対処するため、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」(※)を共通のゴールとし、各国がさまざまな施策を打ち出しています。また、2003年8月に閣議決定された日本政府の「政府開発援助 (ODA) 大綱」においても、ミレニアム開発目標を視野に入れた貧困削減や平和構築等を重点課題として挙げています。円借款は ODA 大綱を踏まえ、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」に貢献する分野への支援を積極的に行っています。円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 103 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクトタイプ

- ・ プロジェクト借款：道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・ エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス (現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等) を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィービリティ調査 (F/S) 等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・ 開発金融借款 (ツーステップ・ローン)：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金がわたるまでに段階が 2 つ以上あるので、ツー・ステップ・ローン (Two Step Loan : TSL) とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与す

- ることが可能となるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。
- ・ セクターローン: 複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役務およびコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。
- 2) ノン・プロジェクトタイプ
- ・ 商品借款: 外貨事情が悪化し、経済的困難に直面している開発途上国を対象に、緊急に必要な物資の輸入決済資金を供与するもので、借入国の経済安定化を目的とします。借款資金は通常、両政府間であらかじめ合意される商品（工業資本財、工業用原材料、肥料、農機具、各種機械等）の輸入のために使われます。
 - ・ 開発政策借款: 政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援するための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、または貧困削減戦略実施等を支援するものであり、その方向性に沿った改革項目が当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約が締結、資金が供与され、当該国予算に組み込まれるタイプのもの（バックワード・ルッキング型という）が、近年主体となっています。加えて達成の確認の際には、将来の改革項目についても協議され、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、世界銀行等国際開発金融機関との協調融資の形をとることが多くあります。
 - ・ セクター・プログラム・ローン: 商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するため、輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金（見返り資金）をあらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けるものです。

(※) 「ミレニアム開発目標 (MDGs)」: 2000年9月の国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と1990年代に採択されたさまざまな国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたもの。貧困撲滅、普遍的初等教育の達成、環境の持続可能性の確保等8分野について2015年までに達成すべき目標を掲げています。

円借款供与条件表

(気候変動対策円借款以外・平成22年4月1日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (平成20年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件
L D C	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド
		一般条件	基準	0.70	30	10	アンタイド
			オプション1	0.65	25	7	
			オプション2	0.60	20	6	
	優先条件	オプション3	0.55	15	5	アンタイド	
		基準	0.55	40	10		
		オプション1	0.45	30	10		
			オプション2	0.40	20	6	アンタイド
			オプション3	0.30	15	5	
貧 困 国	US\$ 975以下	一般条件	基準	1.20	30	10	アンタイド
			オプション1	0.90	25	7	
			オプション2	0.75	20	6	
			オプション3	0.65	15	5	
		優先条件	基準	0.55	40	10	アンタイド
			オプション1	0.45	30	10	
			オプション2	0.40	20	6	
			オプション3	0.30	15	5	
		STEP	基準	0.20	40	10	タ イ ド
			オプション	0.10	30	10	
低所得国	US\$ 976以上 US\$1,855以下	一般条件	基準	1.40	30	10	アンタイド
			オプション1	0.80	20	6	
			オプション2	0.70	15	5	
		優先条件	基準	0.65	40	10	アンタイド
			オプション1	0.55	30	10	
			オプション2	0.50	20	6	
			オプション3	0.40	15	5	
		STEP	基準	0.20	40	10	タ イ ド
			オプション	0.10	30	10	
		中所得国	US\$1,856以上 US\$3,855以下	一般条件	基準	1.40	25
オプション1	0.95				20	6	
オプション2	0.80				15	5	
優先条件	基準			0.65	40	10	アンタイド
	オプション1			0.55	30	10	
	オプション2			0.50	20	6	
	オプション3			0.40	15	5	
STEP	基準			0.20	40	10	タ イ ド
	オプション			0.10	30	10	
中進国	US\$3,856以上 US\$6,725以下			一般条件	基準	1.70	25
		オプション1	1.60		20	6	
		オプション2	1.50		15	5	
		優先条件	基準	1.20	25	7	アンタイド
			オプション1	1.00	20	6	
			オプション2	0.60	15	5	
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。					
プログラム借款オプション		協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。また、IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更する。					

- ・STEP(本邦技術活用条件)は、OECDルール上タイド援助供与可能な条件とし、毎年1月15日に見直しを行う。
- ・オプション金利は、GL値が基準金利のGL値を上回らない金利とする。
- ・EPSAソブリン向け融資の場合には、国別カテゴリーに応じ、優先条件が適用される。(※LDCかつ貧困国については、無利子近似が適用される。)
- ・EPSAノンソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンの供与条件は、0.55%、40年(10年)が適用される。
- ・所得段階に関わらず、災害復旧に対する融資の供与条件は、0.01%、40年(10年)が適用される。
- ・緊急財政支援円借款の供与条件は、変動金利(PLIBOR(6ヶ月))、15年(3年)が適用される。

気候変動対策円借款供与条件表(平成 22 年 4 月 1 日以降に事前通報が行われる案件に適用)

所得段階	一人当たりGNI (平成20年)	条件	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件
L D C	うち貧困国	無利子近似		0.01	40	10	アンタイド
		アンタイド	基準	0.20	40	10	アンタイド
			オプション1	0.15	30	10	アンタイド
			オプション2	0.10	20	6	アンタイド
貧 困 国	US\$ 975以下	アンタイド	基準	0.25	40	10	アンタイド
			オプション1	0.20	30	10	アンタイド
			オプション2	0.15	20	6	アンタイド
			オプション3	0.10	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タ イ ド
低所得国	US\$ 976以上 US\$1,855以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タ イ ド
中所得国	US\$1,856以上 US\$3,855以下	アンタイド	基準	0.30	40	10	アンタイド
			オプション1	0.25	30	10	アンタイド
			オプション2	0.20	20	6	アンタイド
			オプション3	0.15	15	5	アンタイド
		STEP	基準	0.10	40	10	タ イ ド
中進国	US\$3,856以上 US\$6,725以下	アンタイド	基準	0.60	40	10	アンタイド
			オプション1	0.50	30	10	アンタイド
			オプション2	0.40	20	6	アンタイド
			オプション3	0.30	15	5	アンタイド
コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。					

③ 無償資金協力 (JICA 法第 13 条 1 項 3 号)

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

当機構が主体となり実施する無償資金協力は、一般プロジェクト無償、人材育成研究支援無償、防災・災害復興支援無償、コミュニティ開発支援無償、貧困削減戦略支援無償、環境・気候変動対策無償(※)、水産無償、一般文化無償、貧困農民支援、テロ対策等治安無償です。ノン・プロジェクト無償(含む平和構築無償(※))、草の根・人間の安全保障無償、日本 NGO 連携支援無償、草の根文化無償、緊急無償、食料援助は外務省が実施しています。

無償資金協力のうち当機構が実施主体となっている業務は、平成 22 年度の当初予算では約 63%を占めています。

(※)外務省が自ら実施するものと当機構が主体となり実施するものがある。

④ ボランティア派遣 (JICA 法第 13 条 1 項 4 号の一部)

ボランティア事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、(1) 開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、(2) 友好親善・相互理解の深化、(3) ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は 45 年という長い歴史を持ち、これまでにのべ 3 万 4000 人を超える方々が参加しています。

(i) 青年海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を促進するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国の人々と生活と労働をともにすることによる協力活動を行います。協力分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツ、計画・行政の 8 分野、約 120 職種と多岐にわたります。

(ii) シニア海外ボランティア

シニア海外ボランティア事業は、開発途上国への支援活動に興味をもつ中高年層の方々を対象としています。幅広い技術や豊かな職業経験をもつ 40 歳から 69 歳までの人材を募り、開発途上国からの要請に応じて派遣するもので、青年海外協力隊のシニア版といえる事業です。協力分野は青年海外協力隊と同様多岐にわたります。

(iii) 日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア

日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアは、中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献する事業です。

⑤ 国際緊急援助 (JICA 法第 13 条 1 項 6 号及び 2 項)

世界では、大規模な災害が頻繁に発生し、多くの人命や財産が失われています。特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が弱い弱であるため、災害が発生した際に十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

昭和 54 年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、昭和 62 年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(通称 JDR 法) が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、JICA が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、JICA は世界 4 ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに平成 4 年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(通称 PKO 協力法) との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害(自然災害、ビル倒壊などの人為的災害)は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、JICA 職員等から構成され、政府の派遣決定から 24 時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

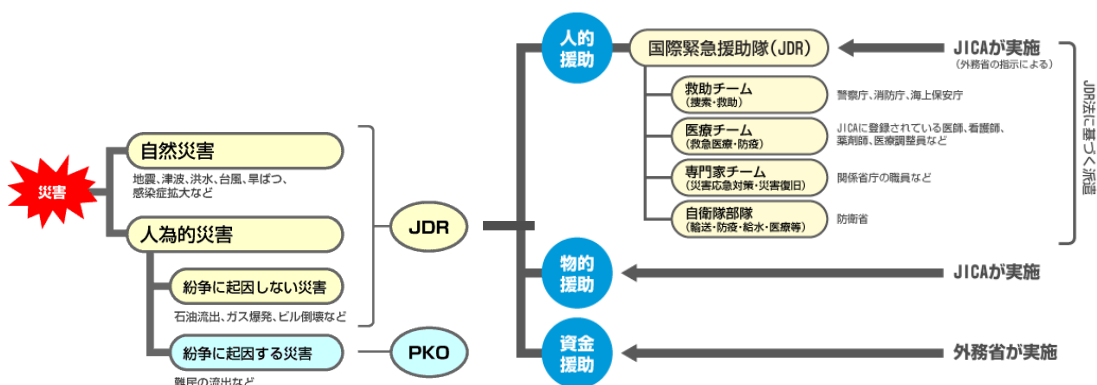
医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から 48 時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

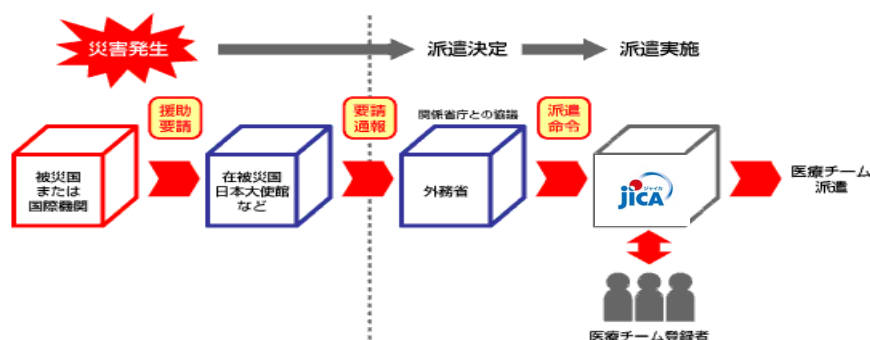
専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動(医療・防疫、給水)や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。



派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条 1 項 8 号）

平成 20 年 10 月の新 JICA の発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

JICA 研究所の重点研究領域は「平和と開発」「成長と貧困削減」「環境と開発／気候変動」「援助戦略」の四つです。

(2) 業務フロー

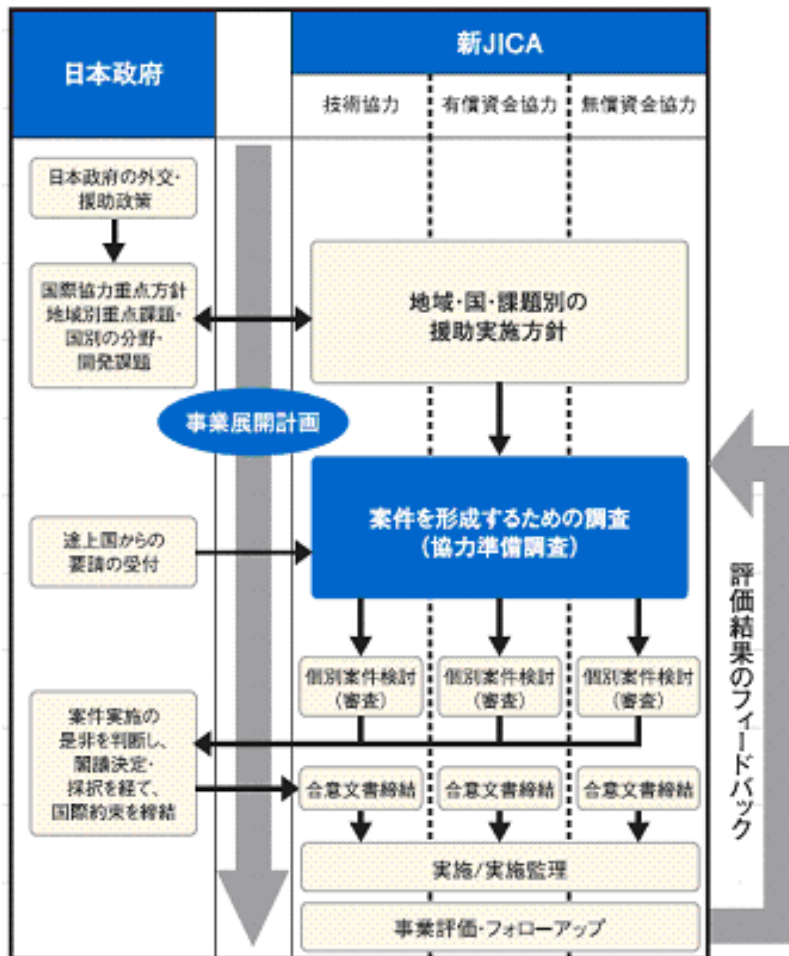
当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

また、当機構の在外事務所は、被援助国にとって、日本の ODA の総合的な窓口として機能することとなり、「援助のワンストップ・サービス」が実現しました。

さらに、民間部門の持つノウハウやネットワークと効果的に連携・協調できるよう「民間連携室」を設置するとともに、援助機関や NGO など多様な国際協力の担い手との連携も強化しています。

JICAの業務の流れ



3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、
(7)後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（「一般勘定」）、
(イ)有償資金協力業務に係る勘定（「有償資金協力勘定」）
に区分して経理を行っております。

② 会計処理基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、平成 20 年 10 月 1 日付で当機構が承継した旧 JBIC における海外経済協力勘定（有償資金協力勘定）の会計処理については、旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）報告）に基づいて行っています。また、旧 JBIC は平成 12 年度以降（平成 13 年度上期を除く）、民間金融機関の会計基準に準じた財務諸表を作成し監査法人の監査を受けておりました。旧 JBIC の民間財務諸表及び監査法人の監査報告書は本説明書 382 ページから 456 ページに添付しています。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、当機構は JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(参 考)

(i) JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)、旧 JBIC 民間財務諸表の会計基準、旧 JBIC 法定財務諸表の会計基準の主な相違

	JICA (有償資金協力勘定) 財務諸表 (独法会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 民間財務諸表 (民間会計基準)	旧 JBIC (海外経済協力勘定) 法定財務諸表 (特殊法人等会計処理基準)
利益処分	・国際協力機構法にて、有償資金協力勘定は利益金の全てを準備金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。	・国際協力銀行法及び政令にて、経協勘定は利益金の全てを積立金とする旨規定。
貸倒引当金及び投資損失引当金	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・出資金についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・金融検査マニュアルに基づき、貸付資産等の自己査定を行い、正常先・要注意先・要管理先に区分された債務者への債権に対しては、予想損失率に基づく一般引当を計上。 ・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分された債務者への債権に対しては、資産分類等に応じた個別引当金の計上又は直接償却を実施。 ・有価証券についてはⅢ分類となった資産について投資損失引当金を計上、Ⅳ分類となった資産については直接償却を実施。	・財務省告示に規定された上限内にて引当を計上。 (経協勘定) ・円借款は、期末貸付残高の0.1/1000を計上。 ・また、HIPC対象国のうち平成15年3月末時点でDP未到達国向け債権につき、全額計上。 ・海外投融資は貸付については期末貸付残高の30/1000を計上。うち出資金については、出資法人の未処理損失を、出資割合見合いで計上。
退職給付引当金及び賞与引当金	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・退職給付債務から年金資産の時価評価額を控除し計上。 ・翌期支給見込み賞与のうち、当会計期間に発生した賞与額を計上。	・計上せず。
出資	・「関係会社株式」、「投資有価証券」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・株式会社、投資事業有限責任組合等向け出資は「有価証券」(時価のない有価証券)、その他向け出資は「その他資産」に計上。 ・資産自己査定結果に応じ、投資損失引当金を計上、又は償却を実施。	・出資金として計上。
キャッシュフロー計算書	・期中の資金の動きを、業務活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・期中の資金の動きを、営業活動・投資活動・財務活動の各セグメント別に示すもの。	・作成せず。

(ii) 旧 JBIC 民間財務諸表上と法定財務諸表上での総資産と純資産合計の差異

総資産と純資産合計の差異（海外経済協力勘定、平成 20 年 9 月末）

（単位：億円）

	民間①	法定②	①－②
総資産	109,764	110,821	△1,056
純資産合計	78,416	79,544	△1,127
うち資本金	74,568	74,568	-
うち利益剰余金（注 1）	3,849	4,976	△1,127
純資産合計／総資産	71.4%	71.8%	△0.3%

（注 1）法定財務諸表では積立金・当年度利益金の合計額です。

民間準拠財務諸表の利益剰余金は法定財務諸表の金額を下回っておりますが、これは、民間準拠財務諸表においては金融検査マニュアルに基づく資産自己査定を踏まえた貸倒引当金の計上／貸出金の償却を行っていることが主因です。また、平成 14 年 12 月 10 日付政府発表「債務救済方式の見直しについて」のとおり、債務救済の手法が従来の政府による債務救済無償資金協力で代えて、対象円借款債権の放棄を実施する方法に変更されることとなりました。平成 14 年度の民間準拠財務諸表にはこの変更に伴う対象債権の償却及び個別貸倒引当金の積み増しにより 8,164 億円（海外経済協力勘定分）の特別損失が計上されました。一方、法定財務諸表においては、貸倒引当金計上の根拠となる財務省告示が改正されたことに伴い平成 14 年度以降、所要の引当（特定海外債権引当勘定）を行いました。

④旧 JBIC からの資産及び負債の承継について

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。

JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期計画の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは JICA 法第 31 条第 3 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 5 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同法第 31 条第 8 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同法第 31 条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定の利益金の積立金(JICA 有償資金協力勘定における準備金に相当)繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利益金	25,834	54,738	139,402	182,333	9,806
(積立金積立額)	(注1) 25,834	(注1) 54,738	(注1) 139,402	(注1) 182,333	(注2) 9,806
(国庫納付額)	-	-	-	-	-

(注 1) 平成 19 年度までの利益金は、旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

(注 2) 平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで)の利益金は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 100 号)附則第 2 条第 6 項及び同法附則第 11 条の規定による改正前の旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により、海外経済協力勘定積立金として積み立てられています。

JICA 有償資金協力勘定における準備金繰入額と国庫納付額

(単位：百万円)

	平成20年度
利益金	(注1) 92,982
(準備金積立額)	92,982
(国庫納付額)	-

(注 1) 有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(3) 資金調達の詳細

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政投融资(財政融資資金借入金、政府保証債)、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政投融资

財政融資資金借入金

平成 22 年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金使途
固定	15 年（据置 3 年後元金均等償還）	借入平均期間に応じた 国債流通利回りベース	有償資金 協力業務
固定	25 年（据置 5 年後元金均等償還、 借入上限 1,499 億円）		

政府保証債

平成 22 年度は政府保証債（950 億円限度）の発行を予定しています。政府保証債により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

(ii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定ではこれまで財投機関債による資金調達を行っておりませんが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、平成 21 年度末までに合計 800 億円発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

	発行日	発行額
第 1 回国際協力機構債券	平成 20 年 12 月 19 日	300 億円
第 2 回国際協力機構債券	平成 21 年 6 月 19 日	300 億円
第 3 回国際協力機構債券	平成 21 年 12 月 16 日	200 億円

(iii) 政府追加出資金

譲許的な条件で融資を行う有償資金協力業務の実施に必要な政府からの追加出資金を一般会計から受け入れており、旧 JBIC の前身であった海外経済協力基金（OECF）の設立後昭和 35 年度から昭和 37 年度、昭和 40 年度から平成 21 年度までの毎年度に追加出資受入実績があります。

(iv) 交付金

政府は予算の範囲内で、当機構に対して業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来ます（本説明書 13 ページご参照）。資金調達と投融资との逆鞘による赤字を補填することを目的として、海外経済協力基金法に基づき、昭和 59 年度から平成 10 年度まで毎年交付実績があります。また、平成 15 年度以降平成 21 年度までは、「債務救済方式の見直し」の実施のため、財政基盤安定の観点より交付金が計上されました。

(v) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定（旧 JBIC 海外経済協力勘定含む）の過年度の実績及び平成 22 年度予算は以下のとおりです。

（単位：億円）

	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 予算
財政投融资	1,016	1,098	1,298	3,949
うち財政融資資金借入金	1,016	1,098	1,298	2,999
うち政府保証債	—	—	—	950
政府一般会計からの出資金	1,591	1,495	1,273	1,044
回収金等によるその他自己資金等	4,232	4,552	4,880	3,917
合 計	6,839	7,145	7,451	8,910

4. 関係会社の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等により当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書 108～114 ページ及び 151～152 ページをご参照下さい。

なお、旧 JBIC については、旧国際協力銀行法施行規則（平成 11 年大蔵省令第 43 号）第 2 条第 5 号に規定する子会社・関連会社を有しておりませんでした。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすることが含まれます（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ）。なお、新規出資は特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、平成 14 年度以降は平成 13 年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限ることとされておりますが、海外投融資再開について、平成 21 年 6 月 23 日に「経済財政改革の基本方針 2009」が閣議決定されております。

(2) 【参考】出資先については、以下の通りです。

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	出資比率 (%)	相手国
ミナスジェライス製鉄合弁事業	日本ウジミナス(株)	ミナス・ジェライス州における製鉄事業(年産約480万t)	昭和42年4月	30,091百万円	10.0	ブラジル
ブラジル紙パルプ資源開発合弁事業	日伯紙パルプ資源開発(株)	ブラジルのミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造(年産約120万t)。	昭和49年10月	61,788百万円	16.3	ブラジル
アサハン水力発電アルミニウム製錬合弁事業	日本アサハンアルミニウム(株)	北スマトラにおけるアサハ川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬(年産約22万5千t)	昭和50年12月	99,985百万円	50.0	インドネシア
シンガポールエチレン等製造合弁事業	日本シンガポール石油化学(株)	メルバウ島におけるエチレン等石油化学製品の製造(エチレン年産約100万t等)	昭和52年8月	23,877百万円	20.0	シンガポール
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミナ生産(年産約440万t)及びアルミ製錬(年産約45万t)	昭和53年8月	57,350百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール(株)	アルジュバール工業地帯におけるメタノールの製造(年産約470万t)	昭和59年12月	2,310百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学(株)	アルジュバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造(ポリエチレン年産約75万t、エチレングリコール年産約135万t)	昭和56年6月	56,800百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュKAFCO肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資(株)	チッタゴン市における尿素(年産約60万t)及びアンモニア(年産約50万t)の製造	平成2年7月	5,024百万円	46.4	バングラデシュ
メキシコ向け環境基金事業	メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による小規模の環境関連事業の育成を支援するため、投資組合方式で同事業創業のための資金を出資によって支援するもの	平成5年9月	24,865千ドル	28.6	メキシコ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ピリンビン地区において、アシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、年間約45万tのパルプを生産する	平成7年4月	13,351百万円	42.7	インドネシア
地方企業育成基金事業	地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育成を支援するため、IFC、ADBなどと合同で信託基金を設立し、投資を行うもの	平成8年4月	671,000千ルピー	22.7	インド
炭素基金事業(世銀炭素基金)	世銀/炭素基金	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。本ファンド資金は、CO2等温室効果ガス削減効果のある開発事業実施のために利用され、そこで得られた排出権を出資者に還元。	平成12年6月	58,563千ドル	5.6	—
タイ中小・中堅企業再建・育成ファンド事業	タイリカバリーファンド	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成を促進しようとするもの	平成13年7月	3,322千ドル	25.0	タイ
国際連合大学私費留学生育英資金貸与事業	国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられる信託基金を通じて、開発途上国から日本への私費留学生に対する支援を行うもの	平成15年8月	151百万円	100.0	日本

5. 職員の状況

	平成 20 年度末	平成 21 年度末
常勤職員数（定員ベース）	1,664 名	1,664 名

第2 事業の状況

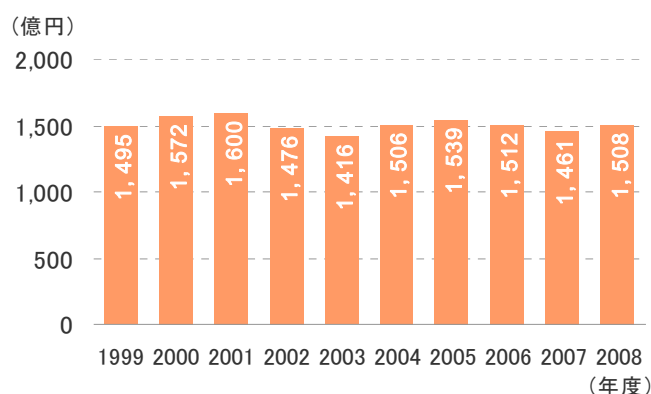
1. 平成20年度の事業概要

① 総括

平成20年10月の新JICA発足により、従来の技術協力に加えて円借款と無償資金協力の一部が当機構の事業となりました。

平成20年度に当機構が実施した技術協力の実績は1,508億円、前年度比3.2%の微増となっています。また、平成20年10月から当機構が実施することとなった一部の無償資金協力については、計82件、贈与契約締結ベースで合計約371億円の新規案件が締結されました。政府貸付等のうち、平成20年10月の新JICA発足後（平成20年度下半期）における円借款の供与実績は計37件、新規承諾額は合計6,137億円（借款契約（L/A）締結ベース）となりました。なお、平成20年度の通期実績としては、新規承諾が計54件、L/Aベースの新規承諾額は合計9,294億円です。

当機構の技術協力経費実績の推移



円借款承諾額の推移



無償資金協力業務の事業規模の推移



② 地域別の実績構成比

平成 20 年度に当機構が実施した技術協力について、その経費実績を地域別に見ると、アジア地域が 44.3%、アフリカ地域が 25.6%、北米・中南米地域が 16.7%の順で割合が大きく、特に近年はアフリカ向けの実績が伸びています。

また、平成 20 年度の新規分にかかる円借款及び無償資金協力の地域別実績は下表のとおりです。円借款ではアジアが 75.6%、そして、無償資金協力ではアフリカが 46.8%と、比較的高い割合を占めていることがわかります。

平成 20 年度の地域別実績構成比（単位：%/億円）

A 技術協力*1

アジア	中東	アフリカ	北米・中南米	大洋州	欧州
44.28%	7.44%	25.60%	16.72%	3.58%	2.39%
(473.55)	(79.58)	(273.83)	(178.81)	(38.24)	(25.53)

B 円借款*2(新規分)

アジア	中東	アフリカ	北米・中南米	大洋州	欧州	その他
75.59%	12.71%	1.30%	1.78%	5.17%	3.45%	
(7,025.07)	(1,180.91)	(120.51)	(165.81)	(480.53)	(321.00)	

C 無償資金協力*3(新規分)

アジア	中東	アフリカ	北米・中南米	大洋州
30.85%	6.01%	46.82%	11.07%	5.24%
(114.45)	(22.31)	(173.69)	(41.06)	(19.43)

- ※ 1：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。
- ※ 2：新規借款契約（Loan Agreement）締結ベース。
- ※ 3：新規贈与契約（Grant Agreement）締結ベース。

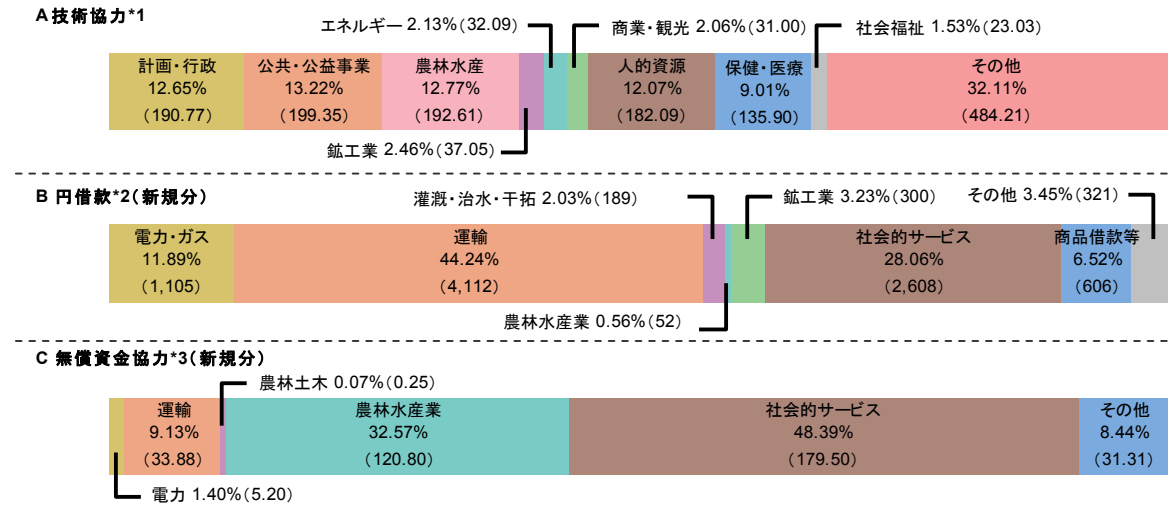
③ 分野別の実績構成比

平成 20 年度に当機構が実施した技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業、農林水産、計画・行政、人的資源、保健・医療の順になっています。

円借款については、鉄道・道路・港湾など運輸分野への協力案件が多く、次いで社会的サービスにかかる協力の割合が高くなっています。

無償資金協力については、水資源開発、教育、保健・医療、社会基盤整備、環境といった社会的サービス、次いで農林水産業、運輸分野への協力の割合が高くなっています。

平成 20 年度の分野別実績構成比（単位：%/億円）

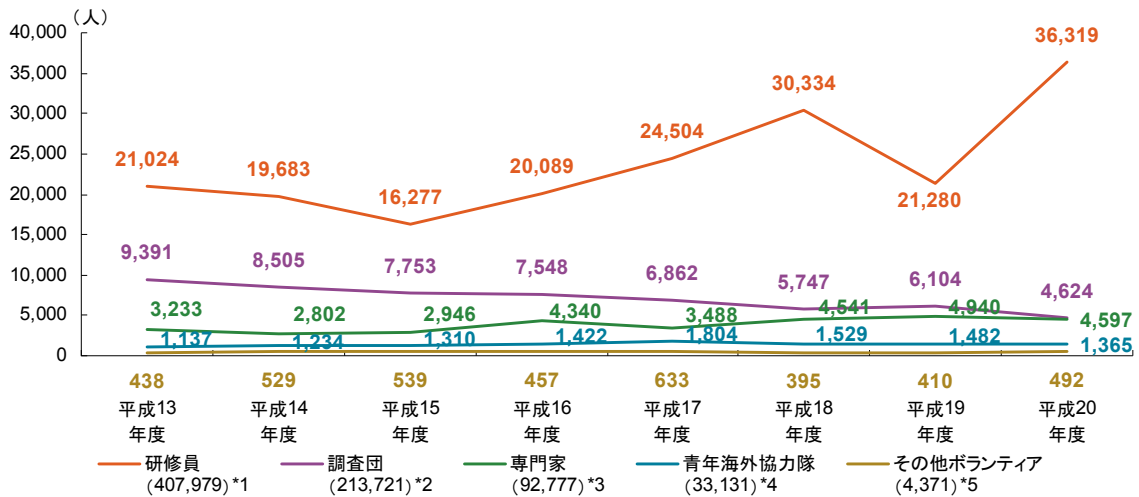


- ※ 1：経費実績ベース。ボランティア派遣、緊急援助隊にかかる経費を含む。
- ※ 2：新規借款契約（Loan Agreement）締結ベース。
- ※ 3：新規贈与契約（Grant Agreement）締結ベース。

④ 形態別の人数実績と推移

平成 20 年度の当機構の事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入（新規）が 3 万 6,319 人、専門家派遣（新規）が 4,597 人、調査団派遣（新規）が 4,624 人、青年海外協力隊派遣（新規）が 1,365 人、その他ボランティア派遣（新規）が 492 人でした。

形態別の人数実績の推移



* 1. 1954～2008年度累計 * 2. 1957～2008年度累計 * 3. 1955～2008年度累計
 * 4. 1965～2008年度累計 * 5. 1999～2008年度累計（内訳は、シニア海外ボランティア、日系会社シニア・ボランティア、国連ボランティア、日系社会青年ボランティア。これらは1998年度までは、他の形態の実績として集計されている）・移住者送届は1995年度で終了。1952～1995年度の累計は73,437人である

2. 対処すべき課題

(1) 当機構のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成20年10月の再編後、当機構では、それまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に担うことになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

当機構は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) というビジョンを掲げ取り組みます。そしてこのビジョンの実現に向けて、4つの戦略によって、4つの使命を果たしていきます。また、それらを遂行する上での活動指針を定めました。

■ビジョン：すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発

■4つの使命

使命1：グローバル化に伴う課題への対応

グローバル化の進展は、経済発展を促し、人々に新たな機会をもたらすというプラスの側面がある一方、富の偏在化や国境を越えた気候変動、感染症、テロ、経済危機の拡大といったマイナスの側面があります。それらは、世界の資源に依存する日本を含む国際社会の安定と繁栄を脅かし、開発途上国ではより深刻な脅威となっています。当機構は、グローバル化に伴って途上国が直面する多様な課題の解決に、日本の経験や技術も活用しながら、国際社会と連携して総合的に取り組みます。

使命2：公正な成長と貧困削減

開発途上国の貧困層は、経済危機や紛争、災害などの影響に脆弱で、貧困が悪化するリスクにさらされています。また、貧富の格差の拡大は、社会の不安定要因になっています。人々が貧困から抜け出し、健康で文化的な生活を営めるようになることは途上国の発展のみならず、国際社会の安定にも不可欠です。貧困削減のためには、貧困層に配慮した公正な成長を通じた雇用機会の拡大や教育・保健などの公共サービスの強化が必要です。当機構は、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減を図ります。

使命3：ガバナンスの改善

国家のガバナンスとは、その資源を効率的かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような社会のあり方を意味し、その改善は途上国の安定的な発展に重要です。しかし途上国では法・司法制度や行政機構が脆弱（ぜいじゃく）なため、限定的な住民参加や不十分な行政サービスの提供などの問題を抱えています。当機構は、国としての基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づいて公共サービスを効果的に提供する制度の改善、それらの制度を適切に運用するための組織づくり・人材育成を支援します。

使命4：人間の安全保障の実現

グローバル化の進展によって、国境を越えたさまざまな脅威が増大し、途上国の多くの人が内戦、災害、貧困といった人道上の脅威にさらされています。「人間の安全保障」とは、ひとり一人の人間を中心に据えて、紛争、テロ、災害、環境破壊、感染症などの「恐怖」や、貧困、社会サービス・基礎インフラの欠如といった「欠乏」の脅威から保護し、自ら対処する能力を強化することで、尊厳ある生命を全うできる社会づくりを目指す考え方で、当機構は、社会的に弱い立場にある人々をさまざまな脅威から保護するために、社会・組織の能力強化と、人々自身の脅威に対処する力の向上を支援します。

■4つの戦略

戦略1：包括的な支援

当機構は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取り組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

戦略2：連続的な支援

当機構は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。当機構は各国の発展段階に合わせた適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

戦略3：開発パートナーシップの推進

当機構は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

戦略4：研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。当機構は「JICA 研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべく、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏まえた調査・研究を積極的に展開します。

■活動指針

1) 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施（Speed-up）」「援助効果の拡大（Scale-up）」「援助の普及・展開（Spread-out）」という統合効果を発揮します。

2) 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

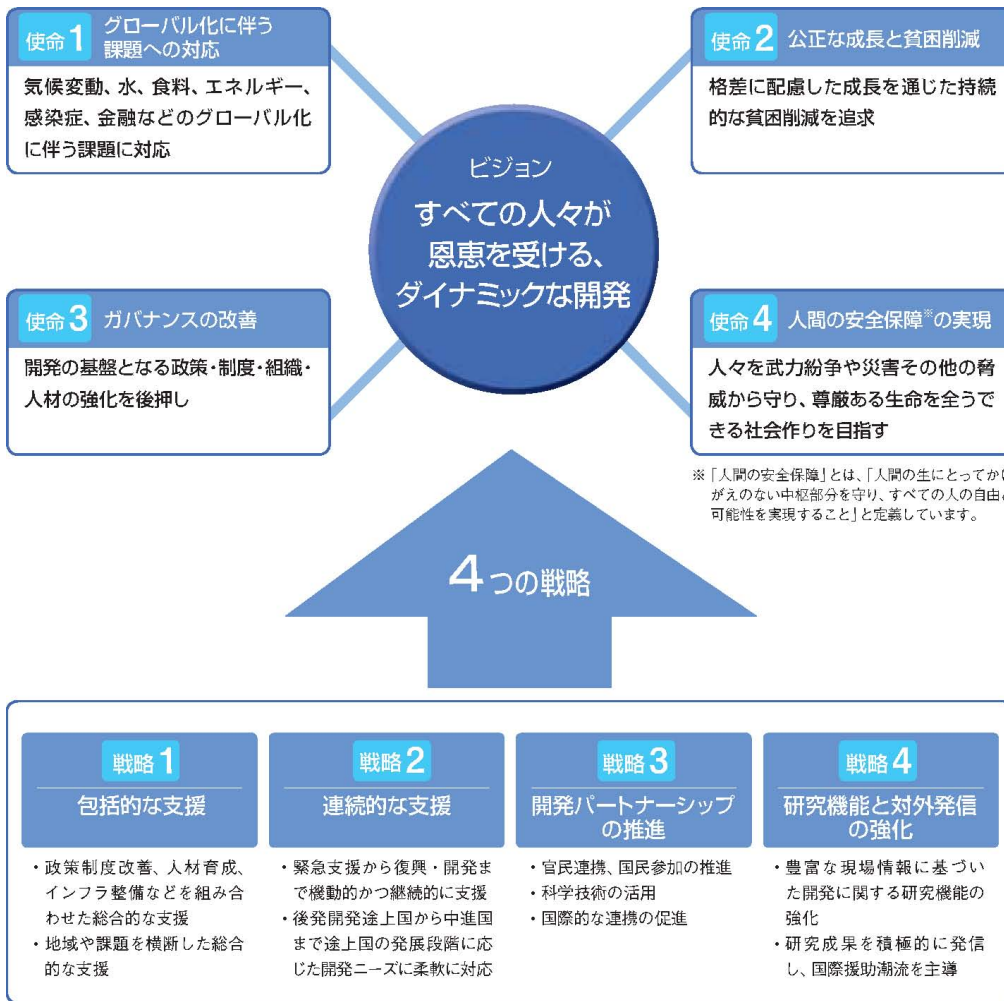
開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ることによって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

3) 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

4) 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組み、説明責任を果たします。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、官邸に設置されている海外経済協力会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

【参考】日本の ODA に関する主な国際公約（2008 年 4 月以降）

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2008 年 5 月	【第 4 回アフリカ開発会議（TICAD IV）】 アフリカ向け ODA を 5 年で倍増させ（ネット）、円借款を 5 年間累計で 40 億ドルをコミット	40 億ドル （円借款のみ）	2008～2012
2009 年 4 月	【G20 ロンドン・サミット】 アジア諸国の金融危機対策として、ODA 最大 2 兆円（200 億ドル）の供与を約束（緊急財政支援円借款 3,000 億円（約 30 億ドル）等を含む）	最大 2 兆円 規模	2009～2011
2009 年 4 月	【パキスタン支援（パキスタン支援国会合（東京））】 パキスタンの IMF プログラムの着実な実施を前提に今後 2 年間で最大 10 億ドルの支援	10 億ドル	2009～2011
2009 年 11 月	【アフガニスタン支援】 早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うと共に、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援（アフガニスタンの治安能力の向上、再統合・和解への支援、持続的・自立的発展のための民生支援）	最大約 50 億 ドル	2009～2014
2009 年 11 月	【日本・メコン地域諸国首脳会談】 メコン地域諸国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）全体に対して今後 3 年間で合計 5,000 億円以上の ODA による支援を実施 ・ハード及びソフトの両面での総合的なインフラ整備、官民の協力・連携強化 ・環境・気候変動、脆弱性克服といった分野での協力の促進 ・域内格差の是正	5,000 億円	2009～2012
2009 年 12 月	【気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）】 温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012 年末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル）、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル）の支援を実施していくことを決定（途上国支援に関する「鳩山イニシアチブ」）	ODA 含め 1 兆 3,000 億 円	2009～2012

(3) 独立行政法人整理合理化計画

平成19年7月、政府の「経済財政改革の基本方針2007」において、101の全独立行政法人について抜本的な見直しを行い、年内に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することが決定されました。

当機構に関しては、同年9月から11月にかけて、行政減量・効率化有識者会議、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議に設置された独立行政法人の資産債務改革に関するワーキンググループによるヒアリングが行われ、市場化テスト（民間競争）の導入や保有資産の処分、統合に際しての組織面、業務面での一体化などについて議論がなされ、これら各種会議における議論、指摘を踏まえ、同年12月24日に、横断的な見直し事項及び当機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。同計画の決定を受け、当機構は、機構にかかる個別の見直し事項については、平成19年4月1日から5年間（～平成24年3月31日）の第2期中期計画の下でそれぞれ具体的に取り組むものとして整理しました。また、横断的な見直し事項についても、中期計画の達成に向けた取組の一環として着実に実行し、その結果については毎事業年度の業務実績の報告に含めることにしています。

【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	<p>【海外移住に対する援助、指導等業務】</p> <p>○海外移住資料館の管理・運營業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等】</p> <p>○東京国際センター八王子別館については、平成19年度中に処分についての結論を出す。</p> <p>○海外の19事務所について、平成20年10月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ボリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成22年3月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
	効率化・自律化
<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増加】</p> <p>○他機関が招へいた研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成23年度末までに、保養所を売却する。</p> <p>○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>	

(4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(5) 環境ガイドライン

当機構においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を制定・公表し、事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促しています。

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日の統合に伴い、旧 JBIC 及び JICA が各々制定していたガイドラインを統合し、平成 22 年 4 月 1 日付で新たに「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「新環境社会配慮ガイドライン」という。）として公布しました。また、異議申立手続要綱についても同時に制定しました。新環境社会配慮ガイドラインは平成 22 年 7 月 1 日より施行され、同日以降に要請を受領した案件に適用されます。

新環境社会配慮ガイドラインにおける主な改善点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家（環境社会配慮助言委員会）の関与拡大、が挙げられます。これらの改善により、新 JICA の業務に対応した環境社会配慮の実施が可能となると共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成22年6月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力では本質的なものです。有償資金協力が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大宗を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいことが特徴となっています。

当機構では公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

(i) 信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の金融検査マニュアルに沿って資産自己査定を行うこととしていますが、当機構においても金融検査マニュアルを参照し、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、及び監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当機構の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(iii) 信用リスク計量化

当機構では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大宗という民間金融機関には例を見ない当機構のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当機構独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。

なお、有償資金協力においては外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、資産・負債の期間不一致による資金ギャップの発生により、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

(資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

(市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するものとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。また、その他のリスクの顕在化の抑制のために、コンプライアンスの推進に努め、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、独立行政法人通則法、JICA法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

平成22年5月21日、不要財産の国庫返納を義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が国会で可決成立しています。このため、当機構の財産が、不要財産に該当すると判断された場合には、当該財産の国庫返納が求められる可能性があります。

なお、平成21年11月、平成22年4月の2回、当機構の予算・事業は行政刷新会議事業仕分けの対象となり、当機構が行う事業自体の重要性は認められつつも、経費節減などの効率化が求められました。(次頁参照)

行政刷新会議「事業仕分け」評決結果 平成 21 年 11 月 24 日（火）

項目名	WG 結論	備考
(独)国際協力機構運営費交付金（国内施設の運営費）	見直しを行う	施設の統廃合等
(独)国際協力機構運営費交付金（技術協力、研修、調査研究、政策増大等の経費）	(1) 調査研究の経費（JICA 研究所を含む）	予算要求の縮減（30%削減）
	(2) 技術協力、研修、政策増等への経費	見直しを行う ・研修員受入れ、青年海外協力隊経費の削減 ・政策増経費のゼロベースでの見直し
(独)国際協力機構運営費交付金（人件費、旅費、事務費、業務委託費等）	見直しを行う	給料・旅費の更なる引き下げ。広報予算の見直し。関連公益法人等向け支出の透明性・競争性確保。
無償資金協力援助（ハコモノ無償）	予算要求の縮減（1/3 程度の縮減）	
無償資金協力援助（各協力案件の選定方法）	見直しを行う	選定過程の透明化等

（出典：内閣府行政刷新会議ホームページ）

行政刷新会議「事業仕分け第 2 弾」評価結果一覧 平成 22 年 4 月 23 日（金）

事業名	WG 結論
（前回仕分け結果のフォローアップ） (1) 国内施設の運営費 (2) 調査研究の経費（JICA 研究所を含む） (3) 技術協力・研修・政策増等の経費 (4) 人件費・旅費・事務費・業務委託費等	事業規模の縮減（見直しは不十分）
有償資金協力	審査機能の強化
取引契約関係	事業規模の縮減。密接な関係にあると考えられる法人と契約する際にはしっかりした情報公開の義務付けを前提とする。
職員宿舍	事業規模の縮減（事業の廃止を含めた検討）

（出典：内閣府行政刷新会議ホームページ）

(3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社日本政策金融公庫が承継した旧国際協力銀行債券の残高は以下のとおりです。（平成 21 年 9 月 30 日時点）

財投機関債	1,050,000,000,000 円
政府保証外債（ユーロドル債）	4,900,000,000.00 ドル
（グローバルドル債）	3,500,000,000.00 ドル
（ユーロユーロ債）	1,250,000,000.00 ユーロ
（タイバーツ債）	3,000,000,000.00 バーツ

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 平成 21 年度中間決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

JICA法第28 条に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、独立行政法人会計基準第41 にあわせ、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

(1) 概観

平成 21 年 9 月期の当期純利益は、1,142 億円（前年度下半期比 212 億円増）となりました。

平成 21 年 9 月末の資産合計は 11 兆 417 億円（前年度末比 45 億円増）、負債計は 2 兆 8,955 億円（同 1,603 億円減）、純資産計は 8 兆 1,462 億円（同 1,649 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	平成 20 年度 下半期	平成 21 年度 上半期
経常収益		
貸付金利息	1,101	1,086
貸倒引当金戻入	29	145
政府交付金収入	68	35
その他	104	203
経常収益合計	1,301	1,469
経常費用		
借入金利息	259	245
債券利息	2	6
貸倒引当金繰入	5	
その他	106	106
経常費用合計	372	328
臨時損益	0	0
当期総利益	930	1,142

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

	開始 B/S (平成 20 年 10 月 1 日)	平成 20 年 度末	平成 21 年 9 月末
貸付金	108,478	109,227	108,247
貸倒引当金	△1,413	△1,385	△1,243
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	752	533	536
貸倒引当金	△564	△339	△336
投資有価証券・関係会社株式	1,351	1,346	1,196
資産合計	109,396	110,372	110,417
財政融資資金借入金	31,143	30,034	28,140
債券	-	300	600
負債合計	31,344	30,559	28,955
政府出資金	73,076	73,909	74,416
準備金	4,976	4,976	5,906
当期末処分利益	-	930	1,142
純資産合計	78,052	79,813	81,462

(注) 当機構は、平成 20 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。

JICA 法附則第 2 条第 7 項において、当機構が旧 JBIC の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧 JBIC 法第 44 条第 2 項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第 3 項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとするものと規定されており、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、平成 21 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（平成 21 年 5 月 20 日改正版。以下「金融検査マニュアル」という。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注 1）

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

単位：百万円			
	平成20年 9月期（注）	平成21年 3月期	平成21年 9月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	73,367	53,325	53,581
3ヶ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	668,789	582,764	579,563
合計（1）	742,156	636,089	633,144
貸付金残高合計（2）	10,921,146	10,976,040	10,878,325
（1）／（2）	6.80%	5.80%	5.82%

（注）旧国際協力銀行（JBIC）海外経済協力勘定にかかる数値。

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

（i）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

（ii）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

（iii）要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3カ月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注3）

（iv）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 20 年 9 月期 (注)	平成 21 年 3 月期	平成 21 年 9 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	73,367	53,325	53,581
	要管理債権	668,789	582,764	579,563
	小計	742,156	636,089	633,144
	正常債権	10,235,375	10,394,568	10,299,676
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	50,319	33,872	33,562
	要管理債権	44,200	83,141	75,881
	小計	94,520	117,013	109,444
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	24,972	55,311	48,382
	特定海外債権引当金	-	-	-
	合計	119,492	172,324	157,826
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	50,319 (68.6)	33,872 (63.52)	33,562 (62.64)
	要管理債権	44,200 (6.6)	83,141 (14.27)	75,881 (13.09)
	小計	94,520 (12.7)	117,013 (18.40)	109,444 (17.29)

(注) 旧国際協力銀行(JBIC)海外経済協力勘定にかかる数値。

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成21年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は24,161百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実地されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成21年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,178,820百万円となっております。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、579,563百万円（うち繰り延べ対象元本残高は496,069百万円）となっております。

4-2. 平成 20 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

JICA法第28条に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、独立行政法人会計基準第41にあわせ、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

当機構有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は、新JICA発足後の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっております。

(1) 概観

平成21年3月期の当期純利益は、930億円となりました。なお、平成20年3月期の当期純利益は835億円でした。

平成21年3月期の資産合計は11兆372億円、負債計は3兆559億円、純資産計は7兆9,813億円となりました。なお、平成20年3月期の資産合計は11兆1,990億円、負債計は3兆3,206億円、資本（純資産に相当）計は7兆8,788億円でした。

(2) 損益計算書の概要

(単位：億円)

	平成 20 年度 下半期
経常収益	
貸付金利息	1,101
貸倒引当金戻入	29
政府交付金収入	68
その他	104
経常収益合計	1,301
経常費用	
借入金利息	259
債券利息	2
貸倒引当金繰入	5
その他	106
経常費用合計	372
臨時損益	0
当期総利益	930

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

	開始B/S (平成20年 10月1日)	平成20年度末
貸付金	108,478	109,227
貸倒引当金	△1,413	△1,385
破産債権、再生債権、更生債権そ の他これらに準ずる債権	752	533
貸倒引当金	△564	△339
投資有価証券・関係会社株式	1,351	1,346
資産合計	109,396	110,372
財政融資資金借入金	31,143	30,034
債券	-	300
負債合計	31,344	30,559
政府出資金	73,076	73,909
準備金	4,976	4,976
当期末処分利益	-	930
純資産合計	78,052	79,813

(4) 【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(平成20年3月17日改正版。以下「金融検査マニュアル」という。)に基づき資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権(銀行法)及び要管理債権(金融再生法)に分類しています。(注1)

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

単位：百万円			
	平成20年 3月期（注）	平成20年 9月期（注）	平成21年 3月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	73,367	73,367	53,325
3ヶ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	139,647	668,789	582,764
合計（1）	213,015	742,156	636,089
貸付金残高合計（2）	10,962,845	10,921,146	10,976,040
（1）／（2）	1.94%	6.80%	5.80%

（注）旧国際協力銀行(JBIC)海外経済協力勘定にかかる数値。

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいう。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいう。）です。（注3）

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		平成 20 年 3 月期 (注)	平成 20 年 9 月期 (注)	平成 21 年 3 月期
貸出金等※ (総与信に占める比率、%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	73,367	73,367	53,325
	要管理債権	139,647	668,789	582,764
	小計	213,015	742,156	636,089
	正常債権	10,807,306	10,235,375	10,394,568
貸倒引当金※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	50,319	50,319	33,872
	要管理債権	10,253	44,200	83,141
	小計	60,572	94,520	117,013
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	27,036	24,972	55,311
	特定海外債権引当金	-	-	-
	合計	87,609	119,492	172,324
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	50,319 (68.6)	50,319 (68.6)	33,872 (63.52)
	要管理債権	10,253 (7.3)	44,200 (6.6)	83,141 (14.27)
	小計	60,572 (28.4)	94,520 (12.7)	117,013 (18.40)

(注) 旧国際協力銀行(JBIC)海外経済協力勘定にかかる数値。

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年度末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は48,322百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、1) 期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、2) 期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、3) 期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権者会議（パリクラブ）の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実地されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、平成20年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は1,194,868百万円となっております。

債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰り延べ合意がなされている債権については、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、582,764百万円（うち繰り延べ対象元本残高は496,636百万円）となっております。

4-3. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 20 年度法定財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫（旧国際協力銀行）は、平成 20 年 12 月 26 日、平成 20 年度財務諸表（自平成 20 年 4 月 1 日～至平成 20 年 9 月 30 日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

(1) 概観

平成 20 年 9 月期の当年度利益金は、98 億円（前年同期比 890 億円減）となりました。

平成 20 年 9 月末の総資産は 11 兆 821 億円（前年度末比 1,169 億円減）、負債計は 3 兆 1,277 億円（同 1,929 億円減）、純資産計は 7 兆 9,544 億円（同 760 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

(単位:億円)

		平成 19 年度 上期 ①	平成 19 年度 下期	平成 20 年 9 月期 ②	増 △ 減 ②-①	
収	貸付金利息	1,170	1,149	1,123	△47	
	受取配当金	53	97	43	△10	
	一般会計より受入	100	100	68	△33	
	預け金利息	2	1	1	△0	
	受入雑利息	0	0	0	△0	
	受入手数料	2	4	2	△0	
	外国為替益	0	-	-	△0	
益	出資金処分益	143	-	-	△143	
	その他	2	0	3	1	
	計	1,473	1,352	1,240	△233	
損	借入金利息	327	356	289	△38	
	事務費	48	53	60	12	
	動産不動産減価償却費	2	2	2	△0	
	支払手数料	10	32	17	7	
	外国為替損	0	1	0	0	
	失	貸付金償却	100	77	771	670
		その他	0	0	1	1
	計	488	520	1,139	652	
貸倒等引当金洗替前利益金		985	832	101	△884	
貸倒等引当金戻入額		3,941	3,937	3,934	△6	
貸倒等引当金繰入額		※1 3,937	※2 3,934	※3 3,937	△0	
貸倒等引当金洗替後利益金		989	835	98	△890	

- ※1 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,634
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 291
- ※2 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 289
- ※3 貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (円借款分) : 11
貸倒引当金 (告示 16 条 1 号) (海外投融資分) : 1
特定海外債権引当勘定 (告示 16 条 3 号) : 3,633
出資損失引当金 (告示 16 条 2 号) : 292

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

		平成19年度 上期	平成19年度 下期①	平成20年 9月期②	増△減 ②-①
資 産	貸付金	112,976	113,871	112,684	△1,187
	円借款	112,940	113,837	112,652	△1,185
	海外投融資	36	34	32	△2
	出資金	1,352	1,346	1,348	2
	現金預け金	958	15	40	24
	未収収益	635	618	607	△10
	雑勘定	7	7	11	3
	動産不動産	67	67	68	1
	貸倒等引当金	△ 3,937	△ 3,934	△ 3,937	△3
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169
負 債 ・ 純 資 産	借入金	35,519	33,067	31,143	△ 1,924
	未払費用	176	136	133	△ 3
	雑勘定	3	3	1	△2
	(負債計)	35,698	33,206	31,277	△ 1,929
	資本金	72,315	73,906	74,568	662
	積立金	3,055	3,055	4,878	1,823
	利益金	989	1,823	98	△1,725
	(純資産計) (注1)	76,358	78,784	79,544	760
	計	112,056	111,990	110,821	△1,169

(注1)「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(4) 財政状態

(単位：億円)

	平成19年度 上期	平成19年度 下期①	平成20年 9月期②	増△減 ②-①
総資産	112,056	111,990	110,821	△1,169
純資産合計(注1)	76,358	78,784	79,544	760
純資産合計/総資産(注1)	68.14%	70.35%	71.78%	1.43%

(注1)「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いておりました。

(5) 延滞債権（注）について

（注） 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。
財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

（海外経済協力勘定）

（単位：億円）

	平成19年度 下期 ①	平成20年 9月期 ②	増△減 ②－①
延滞債権-①	3,353	3,294	△60
貸付金残高-②	113,871	112,684	△1,187
①／② (%)	2.94%	2.92%	△0.02%

（注） パリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で86億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成20年9月末で480億円です。

4-4. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成20年度民間財務諸表 （概要）

当機構及び株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行は、旧国際協力銀行の最終年度（平成20年9月期）の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成20年12月26日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成20年9月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

（1）損益の状況

（単位：億円）

	平成20年9月期	平成19年9月中間期
業務粗利益	862	890
資金運用利益	876	895
役務取引等収益	△13	△5
その他業務利益	0	0
営業経費	57	△46
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	805	844
一般貸倒引当金繰入額	△319	-
臨時損益	△0	141
株式関係損益	-	140
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	△0	0
経常利益	487	985
特別損益	67	184
交付金収入	68	100
貸倒引当金戻入益	-	84
その他の特別損益	△1	0
当期純利益	553	1,169

(2) 資産、負債及び純資産の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 9 月 期	平成 20 年 3 月 期
資産の部合計	109,764	110,478
現金預け金	41	19
有価証券	1,036	1,037
貸出金	109,211	109,628
その他資産	585	589
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△1,195	△876
負債の部合計	31,348	33,277
債券	-	-
借入金	31,143	33,067
その他負債	136	141
支払承諾	-	-
純資産の部合計	78,416	77,201
資本金	74,568	73,906
利益剰余金	3,849	3,295
評価・換算差額等	-	-

(3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成18年度末	平成19年度末	平成20年 9月期
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	76,876	73,367	73,367
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	185,191	139,647	668,789
合計 ①	262,068	213,015	742,156
貸付金残高合計 ②	10,940,343	10,962,845	10,921,146
①/② (%)	2.40%	1.94%	6.80%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（注3）

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年 9 月期
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	76,876	73,367	73,367
	要管理債権	185,191	139,647	668,789
	小計	262,068	213,015	742,156
	正常債権	10,739,666	10,807,306	10,235,375
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028	50,319	50,319
	要管理債権	14,901	10,253	44,200
	小計	68,930	60,572	94,520
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	33,967	27,036	24,972
	特定海外債権引当金	-	-	-
	合計	102,897	87,609	119,492
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
(保全額※) 保全率※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)	50,319 (68.6)
	要管理債権	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)	44,200 (6.6)
	小計	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)	94,520 (12.7)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

- (注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予(モラトリアム)を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議(パリクラブ)で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年9月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で72,484百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。
- (注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。
- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,583百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で668,789百万円(うち繰延べ対象元本残高は528,995百万円)となっています。

4-5. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成19年度法定財務諸表 （概要）

旧JBICは平成20年6月30日、旧JBIC法第40条に基づき平成19年度財務諸表（自平成19年4月1日～至平成20年3月31日）を官報に公告致しました。海外経済協力勘定の概要については以下のとおりとなっています。当該財務諸表は旧JBIC法、関連政省令及び告示、並びに「特殊法人等会計処理基準（昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）」に基づいて作成されたものです。

（1）概観

平成19年度の当年度利益金は、海外経済協力勘定で1,823億円（前年同期比429億円増）となりました。

平成19年度末の海外経済協力勘定の総資産は11兆1,990億円（同665億円減）、負債計は3兆3,206億円（同4,079億円減）、資本計は7兆8,784億円（同3,414億円増）となりました。

（2）損益計算書の概要

（単位：億円）

		平成18年度	平成19年度	増△減 19年度－18年度
収	貸付金利息	2,404	2,319	△85
	受取配当金	71	151	79
	一般会計より受入	300	200	△100
	預け金利息	0	2	2
	受入手数料	6	7	1
	外国為替益	0	0	0
	出資金処分益	1	143	142
その他	3	3	△0	
	計	2,784	2,824	40
損	借入金利息	810	683	△126
	債券利息	2	-	△2
	支払雑利息	0	-	△0
	事務費	92	101	9
	動産不動産減価償却費	3	3	0
	支払手数料	40	42	1
	出資金処分損	46	-	△46
失	貸付金償却	466	177	△289
	その他	6	0	△6
	計	1,465	1,007	△458
貸倒等引当金洗替前利益金		1,319	1,817	△498
貸倒等引当金戻入額		4,016	3,941	△175
貸倒等引当金繰入額		※1 3,941	※2 3,934	△6
貸倒等引当金洗替後利益金		1,394	1,823	△429

- ※1 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分） : 11
貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分） : 1
特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号） : 3,635
出資損失引当金（告示 16 条 2 号） : 293
- ※2 貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（円借款分） : 11
貸倒引当金（告示 16 条 1 号）（海外投融資分） : 1
特定海外債権引当勘定（告示 16 条 3 号） : 3,633
出資損失引当金（告示 16 条 2 号） : 289

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
資 産	貸付金	113,786	113,871	85
	円借款	113,748	113,837	89
	海外投融資	38	34	△4
	出資金	1,399	1,346	△53
	現金預け金	680	15	△664
	未収収益	657	618	△39
	雑勘定	6	7	1
	動産不動産	68	67	△1
	繰延勘定	-	-	-
	貸倒等引当金	△ 3,941	△ 3,934	6
	計	112,655	111,990	△ 665
負 債 ・ 資 本	借入金	37,148	33,067	△ 4,081
	未払費用	136	136	△ 0
	雑勘定	1	3	2
	(負債計)	37,286	33,206	△ 4,079
	資本金	72,315	73,906	1,591
	積立金	1,661	3,055	1,394
	利益金	1,394	1,823	429
	(資本計)	75,370	78,784	3,414
計	112,655	111,990	△ 665	

(4) 財政状態

(単位：億円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
総資産	112,655	111,990	△ 665
資本合計	75,370	78,784	3,414
資本合計/総資産	66.90%	70.35%	3.45%

(5) 延滞債権（注）について

（注） 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額。

財務諸表「重要な会計方針等 5. その他財務諸表作成のための重要な事項」に記載。

（海外経済協力勘定）

（単位：億円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	増 △ 減 19 年度－18 年度
延滞債権-①	3,347	3,353	6
貸付金残高-②	113,786	113,871	85
①／② (%)	2.94%	2.94%	0.00%

（注） 各年度末までにパリクラブにおいて返済繰延べ合意がなされていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成 18 年度末で 648 億円、平成 19 年度末で 2 億円です。また、我が国政府の決定により放棄されることが予定されていることから、延滞債権から除かれている債権金額は平成 18 年度末で 447 億円、平成 19 年度末で 480 億円です。

4-6. 【参考】旧国際協力銀行（海外経済協力勘定）平成 19 年度民間財務諸表 （概要）

旧 JBIC は、平成 20 年 3 月期の財務諸表（民間会計基準準拠）を作成し、平成 20 年 6 月 30 日付で公表致しました。なお、今回発表した財務諸表については、その客観性を確保するため、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、自主的に新日本監査法人から監査証明を取得しています。

平成 20 年 3 月期財務諸表（民間会計基準準拠）に係る主要な指標は以下のとおりです。

（1）損益の状況

（単位：億円）

	平成 20 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
業務粗利益	1,751	1,624
資金運用利益	1,788	1,657
役務取引等収益	△35	△33
その他業務利益	△2	0
営業経費	△102	△98
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	1,649	1,526
一般貸倒引当金繰入額	-	-
臨時損益	142	△13
株式関係損益	140	△15
貸出金償却等	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
その他の臨時損益	2	1
経常利益	1,791	1,513
特別損益	315	530
うち交付金収入	200	300
うち償却債権取立益	0	8
うち貸倒引当金戻入益	115	223
当期純利益	2,107	2,043

(2) 資産、負債及び資本の状況

(単位：億円)

	平成 20 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
資産の部合計	110,478	110,858
現金預け金	19	683
有価証券	1,037	1,093
貸出金	109,628	109,403
その他資産	589	629
支払承諾見返	-	-
貸倒引当金	△876	△1,029
負債の部合計	33,277	37,354
債券	-	-
借入金	33,067	37,148
その他負債	141	141
支払承諾	-	-
純資産の部合計	77,201	73,504
資本金	73,906	72,315
利益剰余金	3,295	1,189
評価・換算差額等	-	-

(3) 貸出金の状況

当機構は、旧JBIC時の平成12年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下、「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施しております。

当機構の特徴として途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意（パリクラブ合意）に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構（旧JBICを含みます。）が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。（注1）

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権並びに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に準拠した監査法人による監査を受けております。

① リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。（注2）

(ii) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3か月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本の返済猶予、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しないものです。（注3）

（単位：百万円）

	海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	96,998	76,876	73,367
3 か月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	184,691	185,191	139,647
合計 ①	281,689	262,068	213,015
貸付金残高合計 ②	10,943,642	10,940,343	10,962,845
①/② (%)	2.57%	2.40%	1.94%

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況

下表は、資産自己査定結果を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第4条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要管理先に対する債権のうち、3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3か月以上延滞債権」を除く。）をいいます。）です。（注3）

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		海外経済協力勘定（旧国際協力銀行）		
		平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
貸出金等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	96,998	76,876	73,367
	要管理債権	184,691	185,191	139,647
	小計	281,689	262,068	213,015
	正常債権	10,729,856	10,739,666	10,807,306
貸倒引当金	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	79,638	54,028	50,319
	要管理債権	13,942	14,901	10,253
	小計	93,581	68,930	60,572
	要管理債権以外の債権に対する一般貸倒引当金	31,575	33,967	27,036
	特定海外債権引当金	-	-	-
	合計	125,156	102,897	87,609
担保・保証等	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	-	-	-
	要管理債権	-	-	-
	小計	-	-	-
(保全額) 保全率※	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
	危険債権	79,638 (82.1)	54,028 (70.3)	50,319 (68.6)
	要管理債権	13,942 (7.6)	14,901 (8.1)	10,253 (7.3)
	小計	93,581 (33.2)	68,930 (26.3)	60,572 (28.4)

※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注1) 平成16年12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国に対する債権のうち、平成20年3月末時点における本措置による支払猶予対象元本残高は、海外経済協力勘定で96,645百万円となっております。本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、リスク管理債権及び金融再生法基準による開示債権には含めておりません。

(注2) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間において、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長

に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

- (注3) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場合において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。旧JBICの外国政府等に対する債権のうち、平成20年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、海外経済協力勘定で1,228,905百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上表に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、海外経済協力勘定で139,647百万円（うち繰延べ対象元本残高は63,663百万円）となっています。

4-7. 財政投融資事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額や、投入された出資金による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を財政融資対象の機関が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額（割引現在価値額）を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資については、平成 22 年度以降新規融資を行わない、等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融資の透明性を高めるとともに、事業実施主体が分析を通じて事業のあり方を見直す等の効果が期待されています。

なお、算出された政策コスト額は、既に投入された出資金等による機会費用などが含まれていますので、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担そのものを示すものではありません。

(2) 当機構の平成 21 年度政策コスト分析結果（平成 21 年 11 月 18 日公表）

政策コスト	分析期間
2,455 億円	40 年間

上記の数字は、平成 20 年 10 月 1 日時点の出融資残高 10 兆 9,229 億円に加え、平成 20 年度下期・21 年度の出融資計画（1 兆 3,767 億円）に基づき出融資を実行した場合の全貸付金回収までの 40 年間を分析期間としています。

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第 3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成 20 年度は合計で 2,852.5 百万円の設備等支出を行いました。他方、平成 20 年度中に処分（売却及び除去）した設備等はありませんでした。

2. 主要な設備の状況（平成 20 年度末）

（単位：百万円）

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都新宿区他	351,926.93 m ²	33,372	39,175	2,646	0	75,193

3. 設備の新設、除却等の計画

平成 22 年度において、当機構の主要な設備等への支出・除却計画はありません。

第 4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 15 年度末	88,508	88,508	政府（一般会計）からの出資
平成 16 年度末	—	88,508	—
平成 17 年度末	—	88,508	—
平成 18 年度末	—	88,508	—
平成 19 年度末	△5,175	83,333	国庫納付に伴う減少
平成 20 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。

上記の表において、平成 15 年度末から平成 19 年度末の金額には旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額は含まれておりません。参考として、旧 JBIC の海外経済協力勘定の資本金の推移を記載します。

旧 JBIC 海外経済協力勘定

(単位：百万円)

	前年度比増減	年度末資本金残高	摘要
平成 15 年度末	200,300	6,704,644	政府（一般会計）からの出資
平成 16 年度末	186,600	6,891,244	政府（一般会計）からの出資
平成 17 年度末	174,400	7,065,644	政府（一般会計）からの出資
平成 18 年度末	165,864	7,231,508	政府（一般会計）からの出資
平成 19 年度末	159,064	7,390,572	政府（一般会計）からの出資

2. 役員状況（平成22年4月1日現在）

【役員の定数】理事長1人、副理事長1人、理事8人以内及び監事3人以内

【役員の任期】理事長及び副理事長：4年、理事及び監事：2年

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	緒方 貞子	平成15年10月1日 (再任)	昭和51年 国際連合日本政府代表部公使 昭和55年 上智大学国際関係研究所教授 昭和57年 国連人権委員会政府代表 平成 3年 第8代 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長
副理事長	大島 賢三	平成19年10月1日	昭和42年 外務省入省 平成 9年 経済協力局長 平成15年 特命全権大使 オーストラリア国駐劔 平成16年 特命全権大使 国際連合日本政府代表部 常駐代表 平成19年 独立行政法人国際協力機構副理事長
理事	橋本 栄治	平成19年10月1日 (再任)	昭和49年 海外技術協力事業団入団 平成11年 国際協力事業団ケニア事務所長 平成13年 国際協力事業団アフリカ・中近東・欧州部長 平成15年 独立行政法人国際協力機構理事長室長 平成19年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	新井 泉	平成20年10月1日	昭和50年 海外経済協力基金採用 平成18年 アフリカ地域外事審議役 平成19年 開発金融研究所長 平成19年 国際協力銀行理事 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	恒川 恵市	平成20年10月1日	平成3年 東京大学教養学部教授 平成8年 東京大学大学院総合文化研究科教授 平成20年 政策研究大学院大学教授 平成20年 独立行政法人国際協力機構顧問 平成20年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	黒田 篤郎	平成21年8月1日	昭和57年 通商産業省入省 平成15年 日本貿易振興会バンコック・センター所長 平成18年 通商政策局国際経済課長 平成19年 通商政策局通商交渉官 平成21年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	高島 泉	平成21年8月1日	昭和54年 農林水産省入省 平成15年 生産局総務課長 平成17年 中国四国農政局次長 平成19年 独立行政法人水産総合研究センター理事 平成21年 独立行政法人国際協力機構理事
理事	佐々木 弘世	平成22年1月1日	昭和51年 国際協力事業団入団 平成13年 国際協力事業団人事部人事課長 平成16年 独立行政法人国際協力機構経済開発部長 平成19年 独立行政法人国際協力機構人事部長 平成22年 独立行政法人国際協力機構理事

理事	粗 信仁	平成22年2月25日	昭和50年 平成13年 平成15年 平成19年 平成22年	林野庁入庁 外務省大臣官房参事官 独立行政法人国際協力機構総務部長 在シドニー日本国総領事館総領事 独立行政法人国際協力機構理事
理事	小寺 清	平成22年4月1日	昭和49年 平成16年 平成17年 平成18年 平成22年	大蔵省入省 財務省国際局次長 財務省副財務官 世界銀行・国際通貨基金合同開発委員会 事務局長 独立行政法人国際協力機構理事
監事	金丸 守正	平成19年10月1日 (再任)	昭和48年 平成15年 平成16年 平成17年 平成19年	海外技術協力事業団入団 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研 修所長 独立行政法人国際協力機構アジア第一部長 独立行政法人国際協力機構人事部長 独立行政法人国際協力機構監事
監事	中澤 健	平成20年10月1日	昭和52年 平成16年 平成17年 平成19年 平成20年	大蔵省入省 理財局国有財産調整課長 預金保険機構検査部長 近畿財務局金融安定監理官 独立行政法人国際協力機構監事
監事	松尾 庄一	平成21年8月25日	昭和51年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年	警察庁採用 警察庁長官官房政策評価審議官 愛知県警察本部長 近畿管区警察局長 独立行政法人国際協力機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣（12 ページご参照）は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については「日本政府との関係について」（12 ページ）をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会（以下「独法評価委員会」といいます。）の評価を受けています。これに先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については 12 ページご参照）期間中の業務実績を毎年、機構内部の業績評価委員会で審議し、業績評価報告書としてとりまとめ、独法評価委員会へ提出しています。なお、独法評価委員会は総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされています。また、独法評価委員会の評価結果及び通知内容は公表されています。

(3) 内部管理等の体制

(理事会の運営)

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

(監事監査)

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため役員会に出席し意見を述べることができます。

(内部監査について)

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

(コンプライアンス態勢について)

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部長により構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組みを通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

(役員報酬について)

当機構が平成 20 年度において役員に支払った報酬額は総額で 208,026 千円です。

(4) リスク管理について

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、一般金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力におけるリスク管理を組織的に対処すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。また、統合的リスク管理及びカテゴリー別のリスク管理に関する重要事項の検討、審議を行うため、理事を委員長としたリスク管理委員会を設置しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書42～44ページをご参照ください。

第5 経理の状況

当機構は平成20年10月1日に旧JBICの海外経済協力業務と、外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継した為、下記「1. 当機構の財務諸表」には、これら承継した業務に関する計数は含まれておりません。参考迄に、旧JBICの財務諸表（下記「2. 旧国際協力銀行法定財務諸表（特殊法人等会計処理基準準拠）」及び下記「3. 旧国際協力銀行財務諸表（民間会計基準準拠）」も併せて記載します。

1. 当機構の財務諸表

下記「1. 当機構の財務諸表」は、通則法第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しております。

（注）当機構は子会社を有していないことに鑑みて、連結財務諸表は作成しておりません。


独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月20日


独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

清水 至 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鈴木 裕子 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉 卓也 

当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の平成21年4月1日から平成21年9月30日までの第7期事業年度半期の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書及び勘定別附属明細書について中間監査を行った。この有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書及び勘定別附属明細書（以下「有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して利害関係者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、当監査法人が実施した中間監査は、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

当監査法人は上記の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書及び勘定別附属明細書が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の財政状態及び運営状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

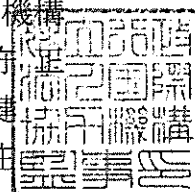


JICA(OA)第11-26002号
平成21年11月26日

独立行政法人国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

独立行政法人国際協力機構

監事 金丸 守
監事 中澤 健
監事 松尾 庄



平成21事業年度国際協力機構有償資金協力勘定
上半期決算に関する監事意見書

国際協力機構法（平成14年法律第136号）第28条第1項の規定により、国際協力機構有償資金協力勘定の平成21事業年度上半期（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の決算について、同機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査結果の報告を受けるなどして監査を行った結果、国際協力機構法第28条第1項の規定により作成された財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）に関する意見を以下のとおり申し述べます。

意見

- 1 財務諸表は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構有償資金協力勘定の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- 2 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以上

[財務諸表]

財 産 目 録

(平成21年9月30日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

流動資産	10,882,977,922,209	
現金及び預金	43,877,972,362	当座預金 三菱東京UFJ銀行他
有価証券	80,700,000,000	譲渡性預金 新生銀行
貸付金	10,824,744,225,336	1,809口
貸倒引当金	△ 124,263,563,040	
前渡金	3,182,730,188	
前払費用	65,153,086	
未収収益	54,495,485,582	
未収貸付金利息	53,644,651,501	当半期末における未収貸付金利息
未収コミットメントチャージ	850,259,232	当半期末における未収コミットメントチャージ
未収受取利息	574,849	当半期末における未収受取利息
未収入金	54,260,357	
仮払金	2,310,177	1口
立替金	9,791,609	
算定割当量	109,556,552	
固定資産	158,723,647,493	
有形固定資産	17,877,818,742	
建物	3,112,441,159	8棟 (延 11,809.84㎡)
構築物	55,039,265	21点
機械装置	172,637,381	21点
車両運搬具	126,744,135	61点
工具器具備品	490,834,463	119点
土地	13,873,270,000	6箇所 (8,947.93㎡)
建設仮勘定	46,852,339	
投資その他の資産	140,845,828,751	
投資有価証券	6,330,734,418	6口
関係会社株式	113,288,083,903	9口
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	53,580,544,309	14口
貸倒引当金	△ 33,562,201,082	
差入保証金	1,208,667,203	85点
合計	11,041,701,569,702	

貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		43,877,972,362	
有価証券		80,700,000,000	
貸付金	10,824,744,225,336		
貸倒引当金	△ 124,263,563,040	10,700,480,662,296	
前渡金		3,182,730,188	
前払費用		65,153,086	
未収収益			
未収貸付金利息	53,644,651,501		
未収コミットメントチャージ	850,259,232		
未収受取利息	574,849	54,495,485,582	
未収入金		54,260,357	
仮払金		2,310,177	
立替金		9,791,609	
算定割当量		109,556,552	
流動資産合計		10,882,977,922,209	

II 固定資産

1 有形固定資産

建物		3,256,243,487	
減価償却累計額	△ 143,802,328	3,112,441,159	
構築物		59,484,145	
減価償却累計額	△ 4,444,880	55,039,265	
機械装置		190,944,358	
減価償却累計額	△ 18,306,977	172,637,381	
車両運搬具		157,134,511	
減価償却累計額	△ 30,390,376	126,744,135	
工具器具備品		643,240,346	
減価償却累計額	△ 152,405,883	490,834,463	
土地		13,873,270,000	
建設仮勘定		46,852,339	
有形固定資産合計		17,877,818,742	

2 投資その他の資産

投資有価証券		6,330,734,418	
関係会社株式		113,288,083,903	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	53,580,544,309		
貸倒引当金	△ 33,562,201,082	20,018,343,227	
差入保証金		1,208,667,203	
投資その他の資産合計		140,845,828,751	

158,723,647,493

資産合計

11,041,701,569,702

負債の部

I 流動負債

1年以内償還予定財政融資資金借入金	402,125,033,000	
未払金	798,574,061	
未払費用	12,565,674,231	
リース債務	144,489,870	
預り金	26,677,051	
賞与引当金	240,045,966	
仮受金	5,277,434	
流動負債合計		415,905,771,613

II 固定負債

債券	60,000,000,000	
財政融資資金借入金	2,411,832,953,000	
長期リース債務	229,385,928	
退職給付引当金	7,562,710,600	
固定負債合計		2,479,625,049,528
負債合計		2,895,530,821,141

純資産の部

I 資本金

政府出資金	7,441,555,785,510	
資本金合計		7,441,555,785,510

II 利益剰余金

準備金	590,585,291,674	
当期末処分利益	114,165,237,611	
(うち当期総利益)	(114,165,237,611)	
利益剰余金合計		704,750,529,285

III 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	△ 135,566,234	
評価・換算差額等合計		△ 135,566,234

純資産合計 8,146,170,748,561

負債純資産合計 11,041,701,569,702

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日～平成21年9月30日)

【有償資金協力勘定】

(単位：円)

経常費用

有償資金協力業務関係費

債券利息	566,290,452	
借入金利息	24,490,492,605	
業務委託費	1,826,603,270	
債券発行費	146,687,797	
外国為替差損	3,488,935	
人件費	1,821,473,751	
賞与引当金繰入	16,458,314	
退職給付引当金繰入	102,923,885	
物件費	3,561,690,277	
減価償却費	181,659,664	
税金	30,596,936	
関係会社株式評価等損	15,588,424	32,763,954,310
経常費用合計		32,763,954,310

経常収益

有償資金協力業務収入

貸付金利息	108,583,167,052	
国債等債券利息	23,297,871	
受取配当金	2,521,008,000	
貸付手数料	577,739,805	
関係会社株式評価等益	17,113,102,299	
貸倒引当金戻入	14,499,184,036	143,317,499,063
雑益		111,671,113
政府交付金収入		3,500,000,000
経常収益合計		146,929,170,176
経常利益		114,165,215,866

臨時利益

固定資産売却益	21,745	21,745
---------	--------	--------

当期純利益

114,165,237,611

当期総利益

114,165,237,611

重要な会計方針

【有償資金協力勘定】

1 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	1～39年
機械装置	1～20年
車両運搬具	1～6年
工具器具備品	1～18年

2 賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当半期に帰属する額を計上しております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職給付引当金は、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当半期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

4 引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

5 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

(3) その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当半期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

【有償資金協力勘定】

貸借対照表関係

1 連帯債務

当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債	1,050,000,000,000	円
政府保証外債	8,400,000,000	ドル
	1,250,000,000	ユーロ
	3,000,000,000	バーツ

2 固定資産減損関係

減損の兆候が認められた固定資産

- (1) 減損の兆候が認められるという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要
以下の資産について減損の兆候があります。(単位：円)

資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
竹橋合同ビル	事務所	東京都千代田区	建物	899,239,760
			構築物	15,536,219
			土地	10,671,270,000
			建設仮勘定	46,852,339

- (2) 減損の兆候が認められるという決定を行った経緯及び理由

竹橋合同ビルについては、「通常のオフィス」としての使用から「移転のための暫定的利用」と使用方法が変更されていることから、減損の兆候が認められます。しかし当半期末時点において、変更した使用方法に沿った使用が継続されていることから、減損の認識は行っておりません。

- (3) 使用方法変更日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

(単位：円)

資産名称	種類	使用方法変更日	使用方法変更日における帳簿価額	回収可能サービス価額(見込額)	減損額(見込額)
竹橋合同ビル	建物	平成21年9月	899,239,760	899,239,760	0
	構築物		15,536,219	15,536,219	0
	土地		10,671,270,000	8,540,150,000	2,131,120,000
	建設仮勘定		46,852,339	46,852,339	0

3 融資未実行残高

当機構の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確

認のうえで、当機構は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は3,724,909,284,192円であります。

損益計算書関係

当機構は平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失を計上しており、日本政府からは当機構の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当半期に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より3,500百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入として計上しております。

退職給付関係

(1) 退職給付債務及びその内訳

(単位：円)

	平成21年度上半期末
(1) 退職給付債務	△9,889,232,555
(2) 年金資産	2,326,521,955
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△7,562,710,600
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	△7,562,710,600
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	△7,562,710,600

(2) 退職給付費用の内訳

(単位：円)

	平成21年度上半期
(1) 勤務費用	223,978,071
(2) 利息費用	66,301,494
(3) 期待運用収益	0
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	0
(6) その他(厚生年金基金加入者掛金)	△33,733,561

(3) 退職給付債務などの計算基礎

	平成21年度上半期
(1) 割引率 退職年金	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	1年
(4) その他(会計基準変更時差異の処理年数)	1年

持分法損益等

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社に係る持分法損益等は次のとおりです。

(1)	関連会社に対する投資の金額	113,313,206,157 円
(2)	持分法を適用した場合の投資の金額	117,838,418,678 円
(3)	持分法を適用した場合の投資利益の金額	340,236,929 円

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

附属明細書

【有償資金協力勘定】

(1) 固定資産の取得、処分、減価償却費及び減損損失累計額の明細

(単位：円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末 残高	備考
						当期償却額		当期損益内	当期損益外		
有形固定資産 (償却費損益内)	建築物	2,586,484,419	669,759,068	0	3,256,243,487	143,802,328	72,890,610	0	0	0	3,112,441,159
	構築物	56,226,213	3,257,932	0	59,484,145	4,444,880	2,225,653	0	0	0	55,039,265
	機械装置	191,298,205	518,546	872,393	190,944,358	18,306,977	9,263,958	0	0	0	172,637,381
	車両運搬具	152,179,674	4,954,837	0	157,134,511	30,390,376	15,749,720	0	0	0	126,744,135
	工具器具備品	636,016,170	7,224,176	0	643,240,346	152,405,883	81,529,723	0	0	0	490,834,463
	計	3,622,204,681	685,714,559	872,393	4,307,046,847	349,350,444	181,659,664	0	0	0	3,957,696,403
非償却資産	土地	13,873,270,000	0	0	13,873,270,000	0	0	0	0	0	13,873,270,000
	建設仮勘定	301,116,517	0	254,264,178	46,852,339	0	0	0	0	0	46,852,339
	計	14,174,386,517	0	254,264,178	13,920,122,339	0	0	0	0	0	13,920,122,339
有形固定資産合計	建築物	2,586,484,419	669,759,068	0	3,256,243,487	143,802,328	72,890,610	0	0	0	3,112,441,159
	構築物	56,226,213	3,257,932	0	59,484,145	4,444,880	2,225,653	0	0	0	55,039,265
	機械装置	191,298,205	518,546	872,393	190,944,358	18,306,977	9,263,958	0	0	0	172,637,381
	車両運搬具	152,179,674	4,954,837	0	157,134,511	30,390,376	15,749,720	0	0	0	126,744,135
	工具器具備品	636,016,170	7,224,176	0	643,240,346	152,405,883	81,529,723	0	0	0	490,834,463
	土地	13,873,270,000	0	0	13,873,270,000	0	0	0	0	0	13,873,270,000
	建設仮勘定	301,116,517	0	254,264,178	46,852,339	0	0	0	0	0	46,852,339
	計	17,796,591,198	685,714,559	255,136,571	18,227,169,186	349,350,444	181,659,664	0	0	0	17,877,818,742
投資その他の資産	投資有価証券	1,063,005,453	5,475,844,153	208,115,188	6,330,734,418	0	0	0	0	0	6,330,734,418
	関係会社株式	133,522,709,762	9,533,830	20,244,159,689	113,288,083,903	0	0	0	0	0	113,288,083,903
	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	53,325,873,302	695,646,663	440,975,656	53,580,544,309	0	0	0	0	0	53,580,544,309
	貸倒引当金(固定)	△ 33,872,251,875	0	△ 310,050,793	△ 33,562,201,082	0	0	0	0	0	△ 33,562,201,082
	長期前払費用	2,796,984	0	2,796,984	0	0	0	0	0	0	0
	差入保証金	601,056,311	611,761,065	4,150,173	1,208,667,203	0	0	0	0	0	1,208,667,203
	計	154,643,189,937	6,792,785,711	20,590,146,897	140,845,828,751	0	0	0	0	0	140,845,828,751

(2) 有価証券の明細

1 流動資産として計上された有価証券

(単位：円)

満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
	譲渡性預金	80,700,000,000	80,700,000,000	80,700,000,000	0	

2 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

関係会社株式	銘柄	取得価額	純資産に持分割合を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要	
	スマトラバルブ株式会社	2,758,289,455	2,733,167,201	2,733,167,201	△ 25,122,254		
	日本シンガポール石油化学株式会社	5,850,525,774	5,862,598,618	5,850,525,774	0		
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	7,149,297,104	7,802,086,054	7,149,297,104	0		
	サウディ石油化学株式会社	29,079,522,477	32,327,978,951	29,079,522,477	0		
	カフコジャパン投資株式会社	2,436,204,983	2,800,297,165	2,436,204,983	0		
	日伯紙バルブ資源開発株式会社	15,010,803,073	15,243,477,955	15,010,803,073	0		
	日本アサハンアルミニウム株式会社	25,024,662,250	25,024,662,250	25,024,662,250	0		
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	26,002,629,979	26,042,879,422	26,002,629,979	0		
	タイリカバリーファンド	1,271,062	1,271,062	1,271,062	0		
合計	113,313,206,157	117,838,418,678	113,288,083,903	△ 25,122,254			
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要
	アジアインフラストラクチャ開発会社	21,567,376	-	21,567,376	0	0	
	日本ウジミナス株式会社	5,267,620,814	-	5,267,620,814	0	0	
	国際連合大学信託基金	154,336,600	-	154,336,600	0	0	
	世銀炭素基金	324,115,753	-	288,819,512	0	△ 35,296,241	
	地方企業育成基金	362,403,531	-	306,262,140	0	△ 56,141,391	
	メキシコ環境基金	336,256,578	-	292,127,976	0	△ 44,128,602	
	合計	6,466,300,652	-	6,330,734,418	0	△ 135,566,234	
貸借対照表計上額合計				119,618,818,321		△ 135,566,234	

(3) 貸付金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額等	償却額		
貸付金	10,922,714,876,903	216,795,090,938	314,765,742,505	0	10,824,744,225,336	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	53,325,873,302	695,646,663	440,975,656	0	53,580,544,309	
合 計	10,976,040,750,205	217,490,737,601	315,206,718,161	0	10,878,324,769,645	

※当期増加額及び当期減少額の回収額等は、「貸付金」と「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」との間の振替を含んでおります。

(4) 借入金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
財政融資資金借入金	3,003,399,642,000	11,200,000,000	200,641,656,000	2,813,957,986,000 (402,125,033,000)	1.643	2009年11月 ～2034年5月	

※ () 内は1年以内償還予定のもの。

(5) 債券の明細

(単位：円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	償還期限	摘要
第1回国際協力機構債券	30,000,000,000	0	0	30,000,000,000 (0)	2.470	2028年9月	
第2回国際協力機構債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (0)	2.341	2029年6月	
計	30,000,000,000	30,000,000,000	0	60,000,000,000 (0)			

※ () 内は1年以内償還予定のもの。

(6) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	223,587,652	240,045,966	223,587,652	0	240,045,966	

(7) 貸付金等に対する貸倒引当金

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
貸付金	10,922,714,876,903	△ 97,970,651,567	10,824,744,225,336	138,452,696,283	△ 14,189,133,243	124,263,563,040	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	53,325,873,302	254,671,007	53,580,544,309	33,872,251,875	△ 310,050,793	33,562,201,082	
合 計	10,976,040,750,205	△ 97,715,980,560	10,878,324,769,645	172,324,948,158	△ 14,499,184,036	157,825,764,122	

(8) 退職給付引当金

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	9,768,022,234	290,279,565	169,069,244	9,889,232,555	
退職一時金に係る債務	3,184,168,113	106,718,828	76,393,247	3,214,493,694	
厚生年金基金に係る債務	6,583,854,121	183,560,737	92,675,997	6,674,738,861	
未認識過去勤務債務及び未認識 数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	2,308,235,519	110,962,433	92,675,997	2,326,521,955	
退職給付引当金	7,459,786,715	179,317,132	76,393,247	7,562,710,600	

(9) 保証債務の明細

(単位：円)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
財投機関債〈公募〉	25	1,100,000,000,000	0	0	1	50,000,000,000	24	1,050,000,000,000	

(単位：ドル)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (ユーロドル債〈公募〉)	7	4,900,000,000	0	0	0	0	7	4,900,000,000	

(単位：ドル)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (グローバルドル債〈公募〉)	3	3,500,000,000	0	0	0	0	3	3,500,000,000	

(単位：ユーロ)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (ユーロユーロ債〈公募〉)	2	1,250,000,000	0	0	0	0	2	1,250,000,000	

(単位：パーツ)

区 分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債 (タイパーツ債〈公募〉)	1	3,000,000,000	0	0	0	0	1	3,000,000,000	

※当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	政府出資金	7,390,855,785,510	50,700,000,000	0	7,441,555,785,510	出資金受入による増加

(1 1) 積立金等の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
個別法第31条第5項準備金	497,603,467,224	92,981,824,450	0	590,585,291,674	平成20年度利益 処分による増加

(12) 国等からの財源措置の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理	摘要
		収益計上	
政府交付金収入	3,500,000,000	3,500,000,000	

※当機構は平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失を計上しており、日本政府からは当機構の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より交付金が交付されており、これを政府交付金収入として計上しております。

(13) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	22,152	13	-	0
職員	(2,704)	(14)	(-)	(0)
	1,722,929	1,656	76,393	23
合計	(2,704)	(14)	(-)	(0)
	1,745,081	1,669	76,393	23

(注) 1 役員に対する報酬等の支給基準

役員に対する報酬等は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2 職員に対する給与等の支給基準

職員に対する給与の支給は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」に基づき支給しております。

3 支給人員数

報酬又は給与の支給人数については、期中の平均支給人員数により記載しております。

4 その他

臨時職員に対する給与の支給について、括弧内に外数として記載しております。

(14) 上記以外の主な資産、負債及び費用の明細

物件費

(単位：円)

区 分	金 額
業務諸費	1,150,622,450
情報システム関係費	312,843,459
不動産賃借料	356,233,266
旅費交通費	522,990,382
その他経費	1,219,000,720
合 計	3,561,690,277

(15) 関連会社の明細

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日本アサハンアルミニウム株式会社	PT Indonesia Asahan Aluminium
業務概要		インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬	インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬
役員氏名		役員数13名 代表取締役社長 松本 基弘 常務取締役 春田 弘司 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)	-
関連会社とJICAの取引の関連図		<p>国際協力機構 (出資) → 日本アサハンアルミニウム (株)</p>	<p>国際協力機構 (出資) → PT Indonesia Asahan Aluminium</p>
資産		70,147,172,175円	-
負債		20,097,847,675円	-
資本金		99,985,000,000円	-
剰余金		△49,935,675,500円	-
営業収入		1,927,814,158円	-
経常損益		0円	-
当期損益		0円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)		△49,935,675,500円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：99,985,000株 ・取得価額：25,024,662,250円 ・貸借対照表計上額：25,024,662,250円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：アルミニウム製錬事業の事業資金 ・当初出資年月日：1975年12月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細		該当なし	-
債務保証の明細		該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		該当なし	-

法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
事項	カフコジャパン投資株式会社	Karnaphuli Fertilizer Company Limited
業務概要	Bangladesh・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	Bangladesh・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 遠藤 剛 代表取締役副社長 臼居 一英 (旧国際協力銀行 国際審査部次長) 監査役 野村 徹 (旧国際協力銀行 環境審査室長)	-
関連会社とJICAの取引の関連図	<pre> graph LR A[国際協力機構] -- (出資) --> B[カフコジャパン投資(株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[カフコジャパン投資(株)] B -- (出資) --> C[Karnaphuli Fertilizer Company Limited] </pre>
資産	8,523,762,066円	-
負債	477,033,921円	-
資本金	5,023,900,000円	-
剰余金	3,022,828,145円	-
営業収入	4,117,490,780円	-
経常損益	3,978,659,313円	-
当期損益	2,794,507,309円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	2,843,977,305円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,436,204,983円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

法人種別・名称	(関連会社)	
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	サウディ石油化学株式会社
事項		
業務概要	アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	アルジェバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数15名 取締役社長 柴崎 徹也 監査役 伊藤 博夫 (旧国際協力銀行 開発セクター部長兼NGO・地方公共団体連携担当審議役)	役員数17名 取締役会長 高下 悦仁郎 常務取締役 酒井 陽三 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)
関連会社とJICAの取引の関連図	<p>国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム (株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → サウディ石油化学 (株) (出資)</p>
資産	63,670,378,096円	108,556,932,680円
負債	4,818,878,015円	12,908,619,302円
資本金	57,350,000,000円	56,800,000,000円
剰余金	1,501,500,081円	38,848,313,378円
営業収入	3,245,056,524円	66,207,191,293円
経常損益	1,349,777,921円	23,269,302,679円
当期損益	961,328,135円	17,275,033,343円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	968,145,081円	17,464,420,600円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：51,520,000株 ・取得価額：26,002,629,979円 ・貸借対照表計上額：26,002,629,979円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 ・当初出資年月日：1978年8月29日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：2,107,500株 ・取得価額：29,079,522,477円 ・貸借対照表計上額：29,079,522,477円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 ・当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		Eastern Petrochemical Company	スマトラパルプ株式会社
業務概要		アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	南スマトラ州ムアラエニム県において、アカシアマンギウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプを生産・販売
役員氏名		-	役員数7名 代表取締役社長 飯田 智之 代表取締役副社長 田中 裕 (旧国際協力銀行 開発セクター部長) 監査役 玉石 鍊太郎 (旧国際協力銀行 開発第1部 参事役)
関連会社とJICAの取引の関連図		<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[サウディ石油化学(株)] B -- (出資) --> C[Eastern Petrochemical Company] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[スマトラパルプ(株)] </pre>
資産		-	6,596,426,877円
負債		-	196,450,496円
資本金		-	13,350,850,000円
剰余金		-	△6,950,873,619円
営業収入		-	14,120,690円
経常損益		-	△57,616,197円
当期損益		-	△58,826,197円
当期末処分利益(当期末処理損失)		-	△6,950,873,619円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		<ul style="list-style-type: none"> ・株式数: - ・取得価額: - ・貸借対照表計上額: - ・根拠法: - ・法令の規定: - ・出資目的: - ・当初出資年月日: - 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数: 114,032株 ・取得価額: 2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額: 2,733,167,201円 ・根拠法: 独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定: 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的: パルプ生産事業資金 ・当初出資年月日: 1995年4月21日
債権・債務の明細		-	該当なし
債務保証の明細		-	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		-	該当なし

法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
事項	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	JSMC PANAMA S. A.
業務概要	アルジュバール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数11名 代表取締役会長 中村 博海 常務取締役総務部長 大橋 裕 (旧国際協力銀行 開発第4部長) 監査役 武田 薫 (旧国際協力銀行 理事)	-
関連会社とJICAの取引の関連図		
資産	51,054,398,948円	-
負債	8,714,730,321円	-
資本金	2,310,000,000円	-
剰余金	40,311,257,627円	-
営業収入	84,527,837,554円	-
経常損益	40,728,967,663円	-
当期損益	30,195,234,756円	-
当期末処分利益（当期末処理損失）	21,160,657,627円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：7,149,297,104円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	-

法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
事項	日伯紙パルプ資源開発株式会社	日本シンガポール石油化学株式会社
業務概要	伯ミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造	ジェロン島におけるエチレン等石油化学製品の製造
役員氏名	役員数17名 代表取締役会長 鈴木 正一郎 常務取締役 佐藤 活朗 (旧国際協力銀行 開発第2部長)	役員数8名 社長 米倉 弘昌 代表取締役 野村 徹 (旧国際協力銀行 環境審査室長)
関連会社とJICAの取引の関連図		
資産	117,776,401,723円	29,851,779,950円
負債	23,983,928,520円	61,496,389円
資本金	61,788,000,000円	23,876,800,000円
剰余金	32,004,357,556円	5,913,483,561円
営業収入	121,050,402円	50,452,785円
経常損益	2,110,166,732円	9,169,714円
当期損益	1,431,523,031円	537,899,714円
当期末処分利益（当期末処理損失）	21,470,077,965円	544,061,561円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：20,084,000株 ・取得価額：15,010,803,073円 ・貸借対照表計上額：15,010,803,073円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：造林及びパルプ製造事業の事業資金 ・当初出資年月日：1974年10月30日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：9,550,800株 ・取得価額：5,850,525,774円 ・貸借対照表計上額：5,850,525,774円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：石油化学製品事業資金 ・当初出資年月日：1977年8月22日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

法人種別・名称	(関連会社)
事項	タイリカバリーファンド
業務概要	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成促進
役員氏名	役員数7名 取締役 田中 寧 (国際協力機構 東南アジア第一・大洋州部次長)
関連会社とJICAの取引の関連図	
資産	\$5,878,855
負債	\$9,101,917
資本金	\$50,000
剰余金	△\$3,273,062
営業収入	\$0
経常損益	\$244,186
当期損益	\$244,186
当期末処分利益（当期末処理損失）	△\$3,273,062
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式数：12,500株 ・ 取得価額：1,271,062円 ・ 貸借対照表計上額：1,271,062円 ・ 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・ 出資目的：中小・中堅企業の再建・育成資金 ・ 当初出資年月日：2001年7月13日
債権・債務の明細	該当なし
債務保証の明細	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

樋澤克彦



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉卓也



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、法人単位事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、法人単位事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この法人単位財務諸表及び法人単位事業報告書（以下「法人単位財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、法人単位財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に法人単位財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が法人単位財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての法人単位財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、法人単位財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、法人単位財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 法人単位財務諸表（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 法人単位事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書


平成21年6月24日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

樋通澤克彦 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

児玉卓也 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の一般勘定に係る勘定別財務諸表、すなわち、一般勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)及び勘定別附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに一般勘定に係る勘定別事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び一般勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。なお、勘定別事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、一般勘定に係る勘定別事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この一般勘定に係る勘定別財務諸表、一般勘定に係る勘定別事業報告書及び一般勘定に係る勘定別決算報告書(以下「一般勘定に係る勘定別財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、一般勘定に係る勘定別財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に一般勘定に係る勘定別財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての一般勘定に係る勘定別財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 一般勘定に係る勘定別財務諸表(勘定別利益の処分に関する書類(案)並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 一般勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 一般勘定に係る勘定別事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 一般勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日


独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

樋澤克彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

児玉卓也 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表、すなわち、有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表及び勘定別損益計算書並びに有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。この有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表及び有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表及び有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表及び有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表及び有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表及び有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表及び有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表及び有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の財政状態及び運営状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 有償資金協力勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



平成21年6月25日

独立行政法人国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

独立行政法人国際協力機構

監事 金丸 守
監事 中澤 健
監事 丸山 淳



平成20事業年度国際協力機構決算（法人単位）に関する監事意見書

国際協力機構の平成20事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の決算（法人単位）について、同機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査結果の報告を受けるなどして監査を行った結果、国際協力機構会計規定第36条第3項の規定により作成された財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）に関する意見を以下のとおり申し述べます。

意見

- 1 財務諸表は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- 2 会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以上

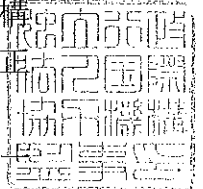


平成21年6月25日

独立行政法人国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

独立行政法人国際協力機構

監事 金丸 守
監事 中澤 健
監事 丸山 淳



平成20事業年度国際協力機構一般勘定決算に関する監事意見書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項の規定により、国際協力機構一般勘定の平成20事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の決算について、同機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査結果の報告を受けるなどして監査を行った結果、独立行政法人通則法第38条第1項の規定により作成された財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書に関する意見を以下のとおり申し述べます。

意見

- 1 財務諸表は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構一般勘定の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- 2 決算報告書は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構一般勘定の予算執行状況を正しく示しているものと認める。
- 3 会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以上



平成21年6月25日

独立行政法人国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

独立行政法人国際協力機構

監事 金丸 守
監事 中澤 健
監事 丸山 淳



平成20事業年度国際協力機構有償資金協力勘定決算に関する監事意見書

国際協力機構法（平成14年法律第136号）第28条第1項、第2項及び第30条第1項の規定により、国際協力機構有償資金協力勘定の平成20事業年度（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）の決算について、同機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査結果の報告を受けるなどして監査を行った結果、国際協力機構法第28条第1項の規定により作成された財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書）及び同法第30条第1項の規定により作成された決算報告書に関する意見を以下のとおり申し述べます。

意見

- 1 財務諸表は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構有償資金協力勘定の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- 2 決算報告書は、関係の法律、政令、省令等に従い、国際協力機構有償資金協力勘定の予算執行状況を正しく示しているものと認める。
- 3 会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以上

[財務諸表]

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

【法人単位】

(単位：円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		90,071,205,492
たな卸資産		
貯蔵品	589,197,391	
畜類	5,364,829	594,562,220
前渡金		8,800,217,495
前払費用		209,602,393
未収収益		54,682,182,479
貸付金	10,922,714,876,903	
貸倒引当金	△ 138,452,696,283	10,784,262,180,620
開発投融資短期貸付金	643,692,670	
貸倒引当金	△ 282,215	643,410,455
移住投融資短期貸付金	179,212,530	
貸倒引当金	△ 11,384,257	167,828,273
関係会社短期貸付金	183,586,000	183,586,000
未収入金		678,679,367
仮払金		82,274,209
立替金		1,216,813
算定割当量		37,007,598

流動資産合計

10,940,413,953,414

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	48,302,613,990	
減価償却累計額	△ 10,175,311,185	
減損損失累計額	△ 699,718,232	37,427,584,573
構築物	1,650,726,472	
減価償却累計額	△ 704,079,097	
減損損失累計額	△ 980,505	945,666,870
機械装置	481,704,917	
減価償却累計額	△ 192,953,764	288,751,153
車両運搬具	1,832,345,088	
減価償却累計額	△ 932,400,715	899,944,373
工具器具備品	2,832,763,402	
減価償却累計額	△ 1,374,975,452	1,457,787,950
土地	33,621,939,867	
減損損失累計額	△ 250,231,115	33,371,708,752
建設仮勘定		801,318,289

有形固定資産合計

75,192,761,960

2 無形固定資産

商標権		3,021,983
電話加入権		5,082,250
電気等供給施設利用権		3,147,123
無形固定資産合計		11,251,356

3 投資その他の資産

投資有価証券		1,063,005,453
関係会社株式		133,522,709,762
開発投融資長期貸付金	3,223,988,439	
貸倒引当金	△ 1,836,936	3,222,151,503
移住投融資長期貸付金	2,739,416,763	
貸倒引当金	△ 1,563,350,749	1,176,066,014
長期入植地割賦元金	54,168,316	
貸倒引当金	△ 54,168,316	0
関係会社長期貸付金	353,649,000	353,649,000
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	53,325,873,302	
貸倒引当金	△ 33,872,251,875	19,453,621,427
長期前払費用		32,667,265
差入保証金		2,920,435,061
投資その他の資産合計		161,744,305,485

固定資産合計

236,948,318,801

資産合計

11,177,362,272,215

負債の部		
I 流動負債		
運営費交付金債務		15,471,484,346
無償資金協力事業資金		30,886,582,281
預り寄附金		377,096,004
1年以内償還予定財政融資資金借入金		403,029,160,000
リース債務		202,335,618
未払金		18,770,713,327
未払費用		13,606,883,001
預り金		456,396,512
前受収益		23,236
賞与引当金		223,587,652
仮受金		63,935
流動負債合計		<u>483,024,325,912</u>
II 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金	2,098,930,334	
資産見返補助金等	84,868,298	
建設仮勘定見返運営費交付金	<u>35,798,700</u>	2,219,597,332
債券		30,000,000,000
財政融資資金借入金		2,600,370,482,000
長期リース債務		334,830,119
長期前受収益		2,250
退職給付引当金		<u>7,459,786,715</u>
固定負債合計		<u>2,640,384,698,416</u>
負債合計		<u>3,123,409,024,328</u>
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金		
一般勘定政府出資金	83,332,866,850	
有償資金協力勘定政府出資金	<u>7,390,855,785,510</u>	7,474,188,652,360
資本金合計		7,474,188,652,360
II 資本剰余金		
資本剰余金	△	397,522,950
損益外減価償却累計額	△	12,059,366,859
損益外減損損失累計額	△	<u>958,037,052</u>
資本剰余金合計	△	13,414,926,861
III 利益剰余金		
準備金		497,603,467,224
前中期目標期間繰越積立金		2,294,366,457
積立金		39,330,816
当期末処分利益		<u>93,333,834,377</u>
(うち当期総利益)		(93,333,834,377)
利益剰余金合計		593,270,998,874
IV 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△	91,476,486
評価・換算差額等合計	△	<u>91,476,486</u>
純資産合計		<u>8,053,953,247,887</u>
負債純資産合計		<u>11,177,362,272,215</u>

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

【法人単位】

(単位：円)

経常費用			
業務費			
国・課題別事業計画関係費	6,926,252,520		
技術協力プロジェクト関係費	72,106,869,519		
無償資金協力関係費	441,749,148		
国民参加型協力関係費	24,587,607,665		
海外移住関係費	422,654,089		
災害援助等協力関係費	749,606,659		
人材養成確保関係費	1,802,433,152		
フォローアップ関係費	966,928,498		
事業評価関係費	225,578,975		
研究関係費	633,513,454		
事業附帯関係費	7,670,165,975		
事業支援関係費	18,144,349,944		
有償資金協力業務関係費	37,153,991,953		
無償資金協力事業費	5,563,000,000		
受託経費	2,448,841,146		
寄附金事業費	63,747,332		
減価償却費	<u>511,946,744</u>	180,419,236,773	
一般管理費			10,997,106,345
財務費用			
支払利息	5,299,168		
外国為替差損	<u>361,926,634</u>	367,225,802	
雑損			<u>681,263</u>
経常費用合計			<u>191,784,250,183</u>
経常収益			
運営費交付金収益		144,475,171,393	
有償資金協力業務収入		123,173,457,173	
無償資金協力事業資金収入		5,563,000,000	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	2,422,408,228		
他の主体からの受託収入	<u>26,810,959</u>	2,449,219,187	
開発投融资収入		113,315,810	
入植地事業収入		11,412,454	
移住投融资収入		97,991,317	
寄附金収益		63,747,332	
貸倒引当金戻入		396,447,223	
資産見返運営費交付金戻入		549,345,379	
資産見返補助金等戻入		23,082,792	
財務収益			
受取利息	<u>226,564,201</u>	226,564,201	
雑益		1,224,481,897	
償却債権取立益		8,817,340	
政府交付金収入		<u>6,750,000,000</u>	
経常収益合計			<u>285,126,053,498</u>
経常利益			93,341,803,315
臨時損失			
固定資産除却損		64,972,493	
固定資産売却損		<u>1,682,998</u>	<u>66,655,491</u>
臨時利益			
賞与引当金戻入		<u>33,469,205</u>	<u>33,469,205</u>
当期純利益			<u>93,308,617,029</u>
前中期目標期間繰越積立金取崩額			<u>25,217,348</u>
当期総利益			<u><u>93,333,834,377</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

【法人単位】

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 138,339,894,041
	無償資金協力事業費支出	△ 5,563,000,000
	受託経費支出	△ 2,385,928,251
	貸付による支出	△ 395,277,813,269
	民間借入金の返済による支出	△ 64,000,000,000
	財政融資資金借入金の返済による支出	△ 196,162,554,000
	利息の支払額	△ 26,631,215,431
	人件費支出	△ 17,686,146,616
	その他の業務支出	△ 10,776,420,614
	運営費交付金収入	153,785,611,000
	無償資金協力事業資金収入	36,449,582,281
	受託収入	2,760,290,450
	貸付金利息収入	112,182,784,875
	入植地事業収入	28,731,967
	利息収入	11,426,000
	割賦元金	17,305,967
	寄附金収入	316,341,765
	貸付金の回収による収入	319,454,975,568
	民間借入による収入	64,000,000,000
	財政融資資金借入による収入	85,300,000,000
	債券の発行による収入	29,858,028,229
	政府交付金収入	6,750,000,000
	その他の業務収入	3,706,181,928
	小計	△ 42,230,444,159
	利息及び配当金の受取額	9,828,098,737
	利息の支払額	△ 5,299,168
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 32,407,644,590
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 4,011,349,906
	固定資産の売却による収入	166,583,950
	貸付金の回収による収入	1,545,997,438
	定期預金の預入による支出	△ 184,700,000,000
	定期預金の払戻による収入	186,500,000,000
	譲渡性預金の取得による支出	△ 47,900,000,000
	譲渡性預金の払戻による収入	47,900,000,000
	関係会社株式の清算による収入	423,306,000
	その他の収入	36,633
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 75,425,885
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 256,773,394
	政府出資の受入による収入	83,290,000,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	83,033,226,606
IV	資金に係る換算差額	△ 108,938,015
V	資金増加額	50,441,218,116
VI	資金期首残高	7,229,987,376
VII	資金期末残高	57,671,205,492

行政サービス実施コスト計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

【法人単位】

(単位：円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	180,419,236,773	
一般管理費	10,997,106,345	
財務費用	367,225,802	
雑損	681,263	
固定資産除却損	64,972,493	
固定資産売却損	1,682,998	191,850,905,674

(2) (控除) 自己収入等

有償資金協力業務収入	△ 123,173,457,173	
受託収入	△ 2,449,219,187	
開発投融资収入	△ 113,315,810	
入植地事業収入	△ 11,412,454	
移住投融资収入	△ 97,991,317	
寄附金収益	△ 63,747,332	
貸倒引当金戻入	△ 396,447,223	
財務収益	△ 226,564,201	
雑益	△ 1,224,481,897	
償却債権取立益	△ 8,817,340	△ 127,765,453,934

業務費用合計

64,085,451,740

II 損益外減価償却等相当額

損益外減価償却相当額	1,847,871,580	
損益外固定資産除却相当額	9,784	1,847,881,364

III 損益外減損損失相当額

370,228,999

IV 引当外賞与見積額

△ 5,577,845

V 引当外退職給付増加見積額

3,552,971,538

VI 機会費用

政府出資等の機会費用		50,191,283,983
------------	--	----------------

VII 行政サービス実施コスト

120,042,239,779

重要な会計方針

【法人単位】

1 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが業務の客観的な成果の評価に時間を要すること等の理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	1～39年
機械装置	1～20年
車両運搬具	1～6年
工具器具備品	1～18年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3 賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

(1) 一般勘定

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与支給に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、会計基準第87に基づき計算された賞与支給に係る引当金の当期見積額を計上しております。

(2) 有償資金協力勘定

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

(1) 一般勘定

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

(2) 有償資金協力勘定

退職給付引当金は、役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 38 に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5 引当金等の計上根拠及び計上基準

(1) 一般勘定

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については延滞債権等への移行率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 有償資金協力勘定

貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

6 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

(2) その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

7 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による低価法を採用しております。

8 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年3月末利回りを参考に1.34%で計算しております。

10 リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

【法人単位】

貸借対照表関係

1 連帯債務

当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債	1,100,000,000,000	円
政府保証外債	8,400,000,000	ドル
	1,250,000,000	ユーロ
	3,000,000,000	バーツ

2 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

29,897,129,399 円

(1) 退職給付債務及びその内訳 (単位：円)

	平成 20 事業年度
(1) 退職給付債務	△48,950,263,778
(2) 年金資産	11,593,347,664
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△37,356,916,114
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	△37,356,916,114
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	△37,356,916,114

(2) 退職給付費用の内訳 (単位：円)

	平成 20 事業年度
(1) 勤務費用	2,502,919,585
(2) 利息費用	597,469,903
(3) 期待運用収益	0
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	4,561,465,315
(6) その他(厚生年金基金加入者掛金)	△456,354,897

(3) 退職給付債務などの計算基礎

	平成 20 事業年度
(1) 割引率 退職年金	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	1年
(4) その他(会計基準変更時差異の処理年数)	1年

3 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

871,558,542 円

4 固定資産減損関係

(1) 減損を認識した固定資産

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

以下の資産について減損を認識しております。

(単位：円)

資産名称	用途	場所	種類	減損前 帳簿価額	当期損益外 減損損失額	当期末損益外 減損損失累計額
旧八王子国際 センター	研修員 宿泊施設	東京都 八王子市	土地	522,376,000	211,078,365	211,078,365
旧中部国際 センター		愛知県 名古屋市	建物	117,589,219	117,589,219	117,589,219
			構築物	519,000	519,000	519,000
	土地		452,715,000	26,715,000	26,715,000	
甲南本山 コーポラス507号室	職員住宅	兵庫県 神戸市	建物	824,250	275,100	1,834,725
須磨一の谷 グリーンハイムG-305号室		兵庫県 神戸市	建物	512,925	193,200	517,312
			土地	2,380,200	542,325	1,063,125
湘南長沢グリーン ハイム1-1-208号室		神奈川県 横須賀市	土地	7,382,000	734,380	734,380
南海神団地 2-201号室		千葉県 船橋市	建物	362,558	362,558	362,558
			土地	8,732,000	5,260,595	5,260,595
南海神団地 2-301号室	千葉県 船橋市	建物	362,557	362,557	362,557	
		土地	8,732,000	5,379,650	5,379,650	
電話 加入権	電話 加入権	東京都 渋谷区	電話 加入権	6,299,300	1,217,050	7,107,200

イ 減損の認識に至った経緯

旧八王子国際センターについては、全国内機関を対象とした「総合的あり方調査」の結果を踏まえ、平成16年度において使用しないという決定を行い、平成19年3月をもって閉鎖しました。平成18年度において建物及び構築物の帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当事業年度では土地の帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

旧中部国際センターについては、中部圏における研修事業、市民参加協力事業の拠点として整備するため、平成15年度から始まる中期目標期間における「中期計画」に建替えの計画が示されたため、使用しないという決定を行っております。当事業年度である平成21年2月に新中部国際センターの引渡を受け、同年3月に業務を開始しており、一方で旧中部国際センターは3月末以降、その利用が見込まれないことから、減損の認識を行っております。なお、減損損失の測定に当たっては、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益

外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

職員住宅5戸については、平成19年度から始まる中期目標期間における「第二次中期計画」に基づき、2戸（甲南本山コーポラス507号室及び須磨一の谷グリーンハイツG-305号室）については平成19年度に、上記以外の3戸（湘南長沢グリーンハイツ1-1-208号室及び南海神団地2-201、301号室）については平成20年度において使用しないという決定を行いました。当該決定に伴い、平成21年2月に売却の入札を実施した結果、いずれも売却の入札が不調に終わったため、平成21年度以降に売却を予定しており、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

電話加入権については、休止回線が増加したため、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。また、前事業年度以前からの継続休止回線については、引き続き減損を認識し、回収可能サービス価額までの減額を行っております。

ウ 減損損失額のうち損益計算書に計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳及び回収可能サービス価額の算出方法の概要 (単位:円)

資産名称	種類	減損損失額	回収可能サービス価額の算出方法
旧八王子国際センター	土地	211,078,365	※1
旧中部国際センター	建物	117,589,219	※2
	構築物	519,000	※2
	土地	26,715,000	※2
甲南本山コーポラス507号室	建物	275,100	※3
須磨一の谷 グリーンハイツG-305号室	建物	193,200	※3
	土地	542,325	※3
湘南長沢 グリーンハイツ1-1-208号室	土地	734,380	※3
南海神団地2-201号室	建物	362,558	※3
	土地	5,260,595	※3
南海神団地2-301号室	建物	362,557	※3
	土地	5,379,650	※3
電話加入権	電話加入権	1,217,050	※4

- ※1 回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。
- ※2 回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。
- ※3 職員住宅の建物及び土地の回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。
- ※4 休止している電話加入権の回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は国税庁が公表する財産評価基準書に基づいて算出しております。

使用している電話加入権の回収可能サービス価額は、使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額はNTTの公定価格に基づいて算出しております。

(2) 減損の兆候が認められた固定資産

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

以下の資産について減損の兆候があります。

(単位：円)

資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
石打保養所	保養所	新潟県南魚沼市	建物	25,102,423
			土地	286,000
勝浦保養所	保養所	千葉県勝浦市	建物	6,345,113
			土地	4,472,000
旧タイ事務所	事務所	タイ バンコク	建物	82,091,045
			構築物	4,871,282
			土地	183,294,939

イ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

石打保養所及び勝浦保養所については、平成19年度から始まる中期目標期間における「第二次中期計画」に基づき、処分が計画されていることから、減損の兆候が認められます。しかし当事業年度末時点において、その処分時期は確定しておらず、引き続き保養所の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

また旧タイ事務所についても、平成19年度から始まる中期目標期間における「第二次中期計画」に基づき、処分が計画されていることから、減損の兆候が認められます。しかし当事業年度末時点において、その処分時期は確定しておらず、事務所の用に供さなくなったものの引き続き事業の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

損益計算書関係

当機構は平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失を計上しており、日本政府からは当機構の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、当事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より6,750百万円の交付金が交付されており、これを政府交付金収入として計上しております。

キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、普通預金、当座預金であります。

(1) 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

現金及び預金	90,071,205,492 円
定期預金	△32,400,000,000 円
資金の期末残高	57,671,205,492 円

(2) 重要な非資金取引の内容

ア ファイナンス・リースによる資産の取得

車両運搬具	6,048,000 円
工具器具備品	74,399,688 円

イ 当事業年度に有償資金協力勘定の承継により増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

流動資産	10,767,530
固定資産	172,055
資産合計	10,939,585
流動負債	410,715
固定負債	2,723,702
負債合計	3,134,416

行政サービス実施コスト計算書関係

公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

引当外退職給付増加見積額のうち 34,680,500 円は、出向職員（延べ 43 人）に係る退職給付引当金の当年度増加額を内規に基づき計上しております。

リース取引関係

ファイナンス・リース取引が当期の損益に与える影響額は、4,200,107 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 93,329,634,270 円であります。

持分法損益等

当機構には特定関連会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんが、関連会社にかかる持分法損益等は次のとおりです。

(1) 関連会社に対する投資の金額	133,532,243,592 円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	138,785,487,302 円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	19,486,053,591 円

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。

附属明細書
【法人単位】

(1) 固定資産の取得、処分、減価償却費（「第86 特定の債権資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

(単位：円)

	期首残高	当期増加額		当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	備考		
		承継額	取得額			当期償却額	当期損失額	当期損益内	当期損益外				
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	571,588,020	2,941,387,149	2,521,910,384	419,476,765	1,645,686	3,511,329,483	215,243,447	112,919,899	0	0	3,296,086,036	
	構築物	13,573,350	61,901,650	55,951,427	3,949,623	0	75,474,400	6,996,292	3,328,473	0	0	69,378,108	
	機械装置	53,347,223	233,277,355	190,876,042	42,401,313	0	288,624,578	27,610,354	15,985,953	0	0	261,014,224	
	車両運搬具	924,462,009	351,938,223	137,918,863	214,019,360	0	1,276,400,232	443,633,341	155,949,909	0	0	832,766,891	
	工具器具備品	1,641,165,904	748,985,013	531,085,953	217,899,060	645,787,690	1,744,363,227	631,617,689	391,290,418	0	0	1,112,745,538	
	計	3,206,136,006	4,337,488,790	3,437,742,669	899,746,121	647,433,376	6,896,191,920	1,324,201,123	679,474,652	0	0	5,571,990,797	
有形固定資産 (償却費損益外)	建物	42,628,622,405	2,220,010,907	0	2,220,010,907	57,348,805	44,791,284,507	9,960,067,738	1,674,939,782	699,718,232	0	118,782,634	
	構築物	1,459,645,222	119,139,236	0	119,139,236	3,532,386	1,575,252,072	697,982,805	103,906,092	980,505	0	519,000	
	機械装置	195,280,339	0	0	0	2,200,000	193,080,339	165,343,410	7,374,512	0	0	27,736,929	
	車両運搬具	591,545,926	0	0	0	35,601,070	555,944,856	488,767,374	38,796,482	0	0	67,177,482	
	工具器具備品	1,096,126,894	23,347,934	0	23,347,934	31,074,653	1,088,400,175	743,357,763	22,141,305	0	0	345,042,412	
	計	45,971,220,786	2,362,498,077	0	2,362,498,077	129,756,914	48,209,961,949	12,055,519,090	1,847,158,173	700,698,737	0	119,301,634	
非償却資産	土地	19,748,669,867	13,873,270,000	13,873,270,000	0	0	33,621,939,867	0	0	250,231,115	0	249,710,315	
	建設仮勘定	595,302,164	846,401,099	112,248,435	734,152,664	640,384,974	801,318,289	0	0	0	0	801,318,289	
計	20,343,972,031	14,719,671,099	13,985,518,435	734,152,664	640,384,974	34,423,258,156	0	0	250,231,115	0	249,710,315		
有形固定資産合計	建物	43,200,210,425	5,161,398,056	2,521,910,384	2,639,487,672	58,994,491	48,302,613,990	10,175,311,185	1,787,859,681	699,718,232	0	118,782,634	
	構築物	1,473,218,572	181,040,286	55,951,427	125,088,859	3,532,386	1,650,726,472	794,079,097	107,234,565	980,505	0	519,000	
	機械装置	1,516,007,935	351,938,223	137,918,863	214,019,360	35,601,070	1,832,345,088	932,400,715	194,746,391	0	0	899,944,373	
	車両運搬具	2,737,292,798	772,332,947	531,085,953	241,246,994	676,862,343	2,832,763,402	1,374,975,452	413,431,723	0	0	1,457,787,950	
	工具器具備品	19,748,669,867	13,873,270,000	13,873,270,000	0	0	33,621,939,867	0	0	250,231,115	0	249,710,315	
	土地	595,302,164	846,401,099	112,248,435	734,152,664	640,384,974	801,318,289	0	0	0	0	801,318,289	
計	69,521,329,323	21,419,657,966	17,423,261,104	3,996,396,862	1,417,575,264	89,523,412,025	13,379,720,213	2,526,632,825	950,929,852	0	369,011,949		
無形固定資産 (償却費損益内)	商標	4,511,473	0	0	0	0	4,511,473	2,078,257	457,305	0	0	2,433,216	
	計	4,511,473	0	0	0	0	4,511,473	2,078,257	457,305	0	0	2,433,216	
無形固定資産 (償却費損益外)	商標	1,139,550	0	0	0	0	1,139,550	550,783	113,955	0	0	588,767	
	電話加入権	12,189,450	0	0	0	0	12,189,450	0	7,107,200	0	0	5,082,250	
	電気等供給施設利用権	6,444,109	0	0	0	0	6,444,109	3,296,986	599,452	0	0	3,147,123	
	計	19,773,109	0	0	0	0	19,773,109	3,847,769	713,407	7,107,200	0	1,217,050	
無形固定資産合計	商標	5,651,023	0	0	0	0	5,651,023	2,629,040	571,260	0	0	3,021,983	
	電話加入権	12,189,450	0	0	0	0	12,189,450	0	7,107,200	0	0	5,082,250	
	電気等供給施設利用権	6,444,109	0	0	0	0	6,444,109	3,296,986	599,452	0	0	3,147,123	
	計	24,284,582	0	0	0	0	24,284,582	5,926,026	1,170,712	7,107,200	0	1,217,050	
投資その他の資産	投資有価証券	38,118	1,154,481,929	1,154,481,929	0	91,514,604	1,063,005,453	0	0	0	0	1,063,005,453	
	関係会社株式	0	133,926,638,348	133,926,638,348	0	403,928,586	133,522,709,762	0	0	0	0	133,522,709,762	
	開港投資長期貸付金	4,453,816,109	0	0	42,401,313	2,200,000	451,704,917	192,853,764	23,360,456	0	0	3,577,637,439	
	貸倒引当金(固定)	△ 50,990,733	△ 1,836,936	△ 1,836,936	0	△ 50,990,733	△ 1,836,936	0	0	0	0	△ 1,836,936	
	移住投資長期貸付金	3,336,947,199	0	0	0	597,530,436	2,739,416,763	0	0	0	0	2,739,416,763	
	貸倒引当金(固定)	△ 1,909,806,461	△ 1,563,350,749	0	△ 1,563,350,749	△ 1,909,806,461	△ 1,563,350,749	0	0	0	0	△ 1,563,350,749	
	長期入植地割賦元金	71,628,919	0	0	0	17,458,603	54,168,316	0	0	0	0	54,168,316	
	貸倒引当金(固定)	△ 71,628,919	△ 54,168,316	0	△ 54,168,316	△ 71,628,919	△ 54,168,316	0	0	0	0	△ 54,168,316	
	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	0	76,282,290,689	75,156,018,602	1,126,272,087	22,956,417,387	53,325,873,302	0	0	0	0	0	53,325,873,302
	貸倒引当金(固定)	0	△ 56,813,745,962	△ 56,359,245,221	△ 454,500,741	△ 22,941,494,087	△ 33,872,251,875	0	0	0	0	0	△ 33,872,251,875
	長期前払費用	1,287,080	36,039,390	6,992,459	29,046,931	4,659,205	32,667,265	0	0	0	0	0	32,667,265
	差入保証金	1,641,165,904	1,521,996,888	747,093,608	774,903,280	242,670,717	2,920,435,061	0	0	0	0	0	2,920,435,061
計	7,472,400,202	154,488,345,291	154,631,979,735	△ 143,634,444	216,440,008	161,744,305,485	0	0	0	0	0	161,744,305,485	

注1) 当事業年度中に完成した主要施設及びその金額
・中野国際センター 1,815百万円

(2) たな卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	522,812,127	358,473,334	0	292,088,070	0	589,197,391	
切手	933,838	0	0	933,838	0	0	
葉書	44,778	0	0	44,778	0	0	
印紙	48,162	0	0	48,162	0	0	
ガソリンチケット	5,767,644	0	0	5,767,644	0	0	
プリペイドカード	4,691,678	0	0	4,691,678	0	0	
回数券	201,498	0	0	201,498	0	0	
その他（金券類）	223,677	0	0	223,677	0	0	
備蓄物資	510,900,852	358,473,334	0	280,176,795	0	589,197,391	
英国（フランクフルト倉庫）	74,476,210	50,706,624	0	30,478,363	0	94,704,471	
シンガポール	136,707,479	215,260,247	0	160,298,225	0	191,669,501	
米国	89,947,805	46,181,559	0	46,080,755	0	90,048,609	
本部（成田倉庫）	182,264,540	34,123,524	0	43,319,452	0	173,068,612	
南アフリカ共和国	27,504,818	12,201,380	0	0	0	39,706,198	
畜類	6,816,434	0	2,333	0	1,453,938	5,364,829	
合 計	529,628,561	358,473,334	2,333	292,088,070	1,453,938	594,562,220	

(3) 有価証券の明細

投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

	銘柄	取得価額	純資産に持分割合を乗じた価額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要	
関係会社株式	スマトラパルプ株式会社	2,758,289,455	2,748,755,625	2,748,755,625	△ 9,533,830		
	日本シンガポール石油化学株式会社	5,850,525,774	5,850,525,774	5,850,525,774	0		
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	7,149,297,104	7,896,327,638	7,149,297,104	0		
	サウディ石油化学株式会社	29,079,522,477	32,327,978,951	29,079,522,477	0		
	カフコジャパン投資株式会社	2,436,204,983	2,800,297,165	2,436,204,983	0		
	日本ウジミナス株式会社	20,219,037,435	21,081,986,342	20,219,037,435	0		
	日伯紙パルプ資源開発株式会社	15,010,803,073	15,010,803,073	15,010,803,073	0		
	日本アサハンアルミニウム株式会社	25,024,662,250	25,024,662,250	25,024,662,250	0		
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	26,002,629,979	26,042,879,422	26,002,629,979	0		
	タイリカバリーファンド	1,271,062	1,271,062	1,271,062	0		
	合計	133,532,243,592	138,785,487,302	133,522,709,762	△ 9,533,830		
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要
	アジアインフラストラクチャ開発会社	21,567,376	-	21,567,376	0	0	
	国際連合大学信託基金	154,336,600	-	154,336,600	0	0	
	世銀炭素基金	279,917,854	-	262,944,946	0	△ 16,972,908	
	地方企業育成基金	362,403,531	-	308,288,977	0	△ 54,114,554	
	メキシコ環境基金	336,256,578	-	315,867,554	0	△ 20,389,024	
	合計	1,154,481,939	-	1,063,005,453	0	△ 91,476,486	
貸借対照表計上額合計	134,686,725,531	138,785,487,302	134,585,715,215	△ 9,533,830	△ 91,476,486		

(4) 貸付金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	その他		
その他の短期貸付金						
開 発 投 融 資 貸 付 金	1,021,218,670	827,278,670	1,021,218,670	0	827,278,670	注1
移 住 投 融 資 貸 付 金	143,142,625	183,007,943	143,142,625	3,795,413	179,212,530	
入 植 地 割 賦 元 金	246,672	0	246,672	0	0	
(小 計)	1,164,607,967	1,010,286,613	1,164,607,967	3,795,413	1,006,491,200	
その他の長期貸付金						
開 発 投 融 資 貸 付 金	4,453,816,109	0	48,900,000	827,278,670	3,577,637,439	注2
移 住 投 融 資 貸 付 金	3,336,947,199	0	289,189,294	308,341,142	2,739,416,763	
入 植 地 割 賦 元 金	71,626,919	0	12,995,865	4,462,738	54,168,316	
(小 計)	7,862,390,227	0	351,085,159	1,140,082,550	6,371,222,518	
合 計	9,026,998,194	1,010,286,613	1,515,693,126	1,143,877,963	7,377,713,718	
有償資金 協力勘定						
貸 付 金	10,847,779,238,478	394,374,303,714	319,438,665,289	0	10,922,714,876,903	
破 産 債 権、再 生 債 権、更 生 債 権 そ の 他 こ れ ら に 準 ず る 債 権	75,156,018,602	1,126,272,087	14,923,300	22,941,494,087	53,325,873,302	
合 計	10,922,935,257,080	395,500,575,801	319,453,588,589	22,941,494,087	10,976,040,750,205	

※当期減少その他は、長期から短期、短期から長期への振替、返済条件緩和措置及び期末為替換算によるものであります。

注1) 関係会社短期貸付金183,586,000円を含んでおります。

注2) 関係会社長期貸付金353,649,000円を含んでおります。

(5) 借入金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
財政融資資金借入金	3,114,262,196,000	85,300,000,000	196,162,554,000	3,003,399,642,000 (403,029,160,000)	1.672	2009年11月 ～2033年11月	

※ () 内は1年以内償還予定のもの。

(6) 債券の明細

(単位:円)

銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	償還期限	摘要
第1回国際協力機構債券	0	30,000,000,000	0	30,000,000,000 (0)	2.47%	2028年9月	

※ () 内は1年以内償還予定のもの。

(7) 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
賞与引当金	257,056,857	223,587,652	257,056,857	0	223,587,652	

(8) 貸付金等に対する貸倒引当金

(単位：円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
(開発投融资)							
開発投融资短期貸付金	1,021,218,670	△ 193,940,000	827,278,670	7,094,468	△ 6,812,253	282,215	
一般債権	1,021,218,670	△ 193,940,000	827,278,670	7,094,468	△ 6,812,253	282,215	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 銀行保証 266,692,670円 連帯保証 183,586,000円 ブラジル連邦共和国政府への貸付 377,000,000円
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	0	0	0	0	0	0	
開発投融资長期貸付金	4,453,816,109	△ 876,178,670	3,577,637,439	50,990,733	△ 49,153,797	1,836,936	
一般債権	4,453,816,109	△ 876,178,670	3,577,637,439	50,990,733	△ 49,153,797	1,836,936	貸付金の期末残高について以下のような債権保全をしている。 銀行保証 514,163,955円 連帯保証 609,949,000円 担保(国債)提供 3,900,000円 ブラジル連邦共和国政府への貸付 2,449,624,484円
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	0	0	0	0	0	0	
(開発投融资計)	5,475,034,779	△ 1,070,118,670	4,404,916,109	58,085,201	△ 55,966,050	2,119,151	
(移住投融资)							
移住投融资短期貸付金	143,142,625	36,069,905	179,212,530	10,498,114	886,143	11,384,257	
一般債権	143,142,625	36,069,905	179,212,530	10,498,114	886,143	11,384,257	
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	0	0	0	0	0	0	
移住投融资長期貸付金	3,336,947,199	△ 597,530,436	2,739,416,763	1,909,806,461	△ 346,455,712	1,563,350,749	
一般債権	1,658,067,537	△ 401,022,730	1,257,044,807	250,926,799	△ 169,948,006	80,978,793	
貸倒懸念債権	118,059,402	△ 15,950,986	102,108,416	118,059,402	△ 15,950,986	102,108,416	
破産更生債権等	1,560,820,260	△ 180,556,720	1,380,263,540	1,540,820,260	△ 160,556,720	1,380,263,540	
(移住投融资計)	3,480,089,824	△ 561,460,531	2,918,629,293	1,920,304,575	△ 345,569,569	1,574,735,006	
(入植地割賦元金)							
短期入植地割賦元金	246,672	△ 246,672	0	14,183	△ 14,183	0	
一般債権	246,672	△ 246,672	0	14,183	△ 14,183	0	
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	0	0	0	0	0	0	
長期入植地割賦元金	71,626,919	△ 17,458,603	54,168,316	71,626,919	△ 17,458,603	54,168,316	
一般債権	0	0	0	0	0	0	
貸倒懸念債権	0	0	0	0	0	0	
破産更生債権等	71,626,919	△ 17,458,603	54,168,316	71,626,919	△ 17,458,603	54,168,316	
(入植地割賦元金計)	71,873,591	△ 17,705,275	54,168,316	71,641,102	△ 17,472,786	54,168,316	
合計	9,026,998,194	△ 1,649,284,476	7,377,713,718	2,050,030,878	△ 419,008,405	1,631,022,473	
有償資金協力勘定							
貸付金	10,847,779,238,478	74,935,638,425	10,922,714,876,903	141,311,874,544	△ 2,859,178,261	138,452,696,283	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	75,156,018,602	△ 21,830,145,300	53,325,873,302	56,359,245,221	△ 22,486,993,346	33,872,251,875	
合計	10,922,935,257,080	53,105,493,125	10,976,040,750,205	197,671,119,765	△ 25,346,171,607	172,324,948,158	

※貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針5に記載しております。

(9) 退職給付引当金

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
退職給付債務合計額	7,558,077,789	2,438,189,869	228,245,424	9,768,022,234	
退職一時金に係る債務	3,061,963,113	258,509,228	136,304,228	3,184,168,113	
厚生年金基金に係る債務	4,496,114,676	2,179,680,641	91,941,196	6,583,854,121	
未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	1,613,161,344	787,015,371	91,941,196	2,308,235,519	
退職給付引当金	5,944,916,445	1,651,174,498	136,304,228	7,459,786,715	

(10) 保証債務の明細

(単位：円)

区分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
財投機関債（公募）	27	1,200,000,000,000	0	0	2	100,000,000,000	25	1,100,000,000,000	

(単位：ドル)

区分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債（ユーロドル債（公募））	7	4,900,000,000	0	0	0	0	7	4,900,000,000	

(単位：ドル)

区分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債（グローバルドル債（公募））	3	3,500,000,000	0	0	0	0	3	3,500,000,000	

(単位：ユーロ)

区分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債（ユーロユーロ債（公募））	2	1,250,000,000	0	0	0	0	2	1,250,000,000	

(単位：パーツ)

区分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		摘要
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
政府保証外債（タイパーツ債（公募））	1	3,000,000,000	0	0	0	0	1	3,000,000,000	

※当機構は株式会社日本政策金融公庫が承継した国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

(11) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

	区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要	
	一般勘定	資本金	政府出資金	83,332,866,850	0	0	83,332,866,850	
資本剰余金		資本剰余金						
			運営費交付金	119,150,984	11,121,936	27,223,895	103,049,025	差入保証金戻入に伴う減少等
			基準第86特定資産	△ 121,160,500	0	1,333,500	△ 122,494,000	固定資産の除却に伴う減少
			損益外固定資産除売却差額	△ 208,171,629	373,434	56,664,810	△ 264,463,005	承継資産除売却に伴う増減
			リース契約	△ 113,690,859	0	0	△ 113,690,859	
			前中期目標期間繰越積立金	75,889	0	0	75,889	
			計	△ 323,796,115	11,495,370	85,222,205	△ 397,522,950	
			損益外減価償却累計額	△ 10,313,421,043	△ 1,847,871,580	△ 101,925,764	△ 12,059,366,859	固定資産の減価償却に伴う増加
			計	△ 10,313,421,043	△ 1,847,871,580	△ 101,925,764	△ 12,059,366,859	
			損益外減損損失累計額	△ 587,808,053	△ 370,228,999	0	△ 958,037,052	固定資産の減損に伴う増加
			計	△ 587,808,053	△ 370,228,999	0	△ 958,037,052	
			差 引 計	△ 11,225,025,211	△ 2,206,605,209	△ 16,703,559	△ 13,414,926,861	
		有償資金協力勘定	資本金	政府出資金	7,307,565,785,510	83,290,000,000	0	7,390,855,785,510

(12) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

1 積立金（一般勘定）の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
前中期目標期間繰越積立金	2,319,583,805	0	25,217,348	2,294,366,457	注1
通則法第44条第1項積立金	0	39,330,816	0	39,330,816	平成19年度利益処分による増加
合 計	2,319,583,805	39,330,816	25,217,348	2,333,697,273	

注1) 当期減少額は2を参照。

2 目的積立金（一般勘定）の取崩しの明細

(単位：円)

区 分		金 額	摘 要
目的積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金取崩額	25,217,348	前払費用の費用化相当額 22,193,348円 統合準備経費支出額 3,024,000円

3 準備金（有償資金協力勘定）の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
個別法第31条第5項準備金	497,603,467,224	0	0	497,603,467,224	

(13) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(1) 運営費交付金債務の増減の明細

(単位：円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成19年度	6,898,768,986	0	6,383,896,083	0	0	6,383,896,083	514,872,903
平成20年度	0	153,785,611,000	138,091,275,310	726,635,162	11,089,085	138,828,999,557	14,956,611,443
合計	6,898,768,986	153,785,611,000	144,475,171,393	726,635,162	11,089,085	145,212,895,640	15,471,484,346

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

①平成19年度交付分

区分	金額	内訳
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	6,383,896,083
	資産見返運営費交付金	0
	資本剰余金	0
	計	6,383,896,083
		①費用進行基準を採用した業務：運営費交付金を財源としたすべての業務 ②当該業務に係る損益等 7) 損益計算書に計上した費用の額：6,383,896,083円 (業務費：6,227,896,080円、一般管理費：156,000,003円)

②平成20年度交付分

区分	金額	内訳
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	138,091,275,310
	資産見返運営費交付金	726,635,162
	資本剰余金	11,089,085
	計	138,828,999,557
		①費用進行基準を採用した業務：運営費交付金を財源としたすべての業務 ②当該業務に係る損益等 7) 損益計算書に計上した費用の額：137,905,085,254円 (業務費：127,668,685,094円、一般管理費：10,236,400,160円) f) 支払利息：5,299,168円 g) リース債務支払額：194,527,798円 e) 自己収入に係る収益計上額：6,044,129,209円 (受託収入：2,449,219,187円、開発投融資収入：113,315,810円、寄附金収益：63,747,332円 入植地事業収入：11,412,454円、移住投融資収入：97,991,317円、雑益：1,054,409,491円 受取利息：226,563,922円、貸倒引当金戻入：2,027,469,696円) h) 固定資産取得額：726,635,162円 (備蓄物資：358,473,334円、差入保証金：310,746円、建物：20,656,752円、構築物：4,978,879円 機械装置：40,125,730円、車両運搬具：186,185,233円、工具器具備品：80,105,788円、建設仮勘定：35,798,700円) k) 差入保証金計上額：11,089,085円 ③運営費交付金振替額の積算根拠 原則として固定資産売却益を除いた自己収入を優先的に充てることとし、不足分を収益化しております。

(3) 運営費交付金債務残高の明細

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
平成19年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	514,872,903
	計	514,872,903
平成20年度	費用進行基準を採用した業務に係る分	14,956,611,443
	計	14,956,611,443
		○運営費交付金債務残高の発生理由は、やむを得ない事由等により翌事業年度に繰り越したものと及び前渡金、前払費用等に計上したものと。 ○当事業年度に実施すべき業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定である。 ○運営費交付金債務残高のうち、特別業務費の残高は217,942,637円である。
		○運営費交付金債務残高の発生理由は、やむを得ない事由等により翌事業年度に繰り越したものと及び前渡金、前払費用等に計上したものと。 ○当事業年度に実施すべき業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定である。 ○運営費交付金債務残高のうち、特別業務費の残高は1,366,601,418円である。

(14) 国等からの財源措置の明細

(単位：円)

区分	当期交付額	左の会計処理		摘要
		経常収益	収益計上	
政府交付金収入	6,750,000,000	6,750,000,000	6,750,000,000	

※当機構は平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失を計上しており、日本政府からは当機構の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されております。この方針の下、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より交付金が交付されており、これを政府交付金収入として計上しております。

(15) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	208,026	12	18,861	4
職員	(22,385)	(11)	(-)	(0)
	16,379,141	1,500	1,282,467	66
合計	(22,385)	(11)	(-)	(0)
	16,587,167	1,512	1,301,328	70

(注) 1 役員に対する報酬等の支給基準

役員に対する報酬等は、「独立行政法人国際協力機構役員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構役員退職手当規程」に基づき支給しております。

2 職員に対する給与等の支給基準

職員に対する給与の支給は、「独立行政法人国際協力機構職員給与規程」及び「独立行政法人国際協力機構職員退職手当規程」に基づき支給しております。

3 支給人員数

役員については、期末現在の人数と上表の支給人員は異なります。
職員については、年間平均支給人員数により記載しております。

4 その他

臨時職員に対する給与の支給について、括弧内に外数として記載しております。

(16) 開示すべきセグメント情報

(単位：円)

区 分	運営費交付金事業※1	受託事業※2	自己資金事業※3	共通※4	一般勘定合計
事業費用					
国・課題別事業計画関係費	6,926,252,520	0	0	0	6,926,252,520
技術協力プロジェクト関係費	71,934,500,519	0	172,369,000	0	72,106,869,519
無償資金協力関係費	441,749,148	0	0	0	441,749,148
国民参加型協力関係費	24,585,087,665	0	2,520,000	0	24,587,607,665
海外移住関係費	422,654,089	0	0	0	422,654,089
災害援助等協力関係費	749,606,659	0	0	0	749,606,659
人材養成確保関係費	1,802,433,152	0	0	0	1,802,433,152
フォローアップ関係費	966,928,498	0	0	0	966,928,498
事業評価関係費	225,578,975	0	0	0	225,578,975
研究関係費	633,513,454	0	0	0	633,513,454
事業附帯関係費	7,670,165,975	0	0	0	7,670,165,975
事業支援関係費	18,144,349,944	0	0	0	18,144,349,944
無償資金協力事業費	0	0	0	5,563,000,000	5,563,000,000
受託経費	0	2,448,841,146	0	0	2,448,841,146
寄附金事業費	0	0	63,747,332	0	63,747,332
一般管理費	10,385,429,342	0	611,677,003	0	10,997,106,345
その他費用	879,172,546	0	0	681,263	879,853,809
計	145,767,422,486	2,448,841,146	850,313,335	5,563,681,263	154,630,258,230
事業収益					
運営費交付金収益	144,475,171,393	0	0	0	144,475,171,393
その他収益	572,428,171	2,449,219,187	1,073,032,916	6,453,854,633	10,548,534,907
計	145,047,599,564	2,449,219,187	1,073,032,916	6,453,854,633	155,023,706,300
事業損益(収益－費用)	△ 719,822,922	378,041	222,719,581	890,173,370	393,448,070
総資産	12,568,887,660	17,993,203	464,403,072	127,093,446,801	140,144,730,736

有償資金協力勘定はセグメント情報を有しておりませんので、詳細は財務諸表に記載しております。

(注) 1 事業の種類の区分及び主な内容

※1 運営費交付金を財源とする活動

※2 海外開発計画調査、有償技術協力事業

※3 自己資金(施設整備資金、寄附金等)を財源とする事業

※4 各事業に配賦不可能な、資産(現金・預金等)や費用・収益

2 損益外減価償却等相当額は、運営費交付金事業193,744,638円、共通1,675,192,132円である。

3 損益外減損損失相当額は、運営費交付金事業1,217,050円、共通369,011,949円である。

4 引当外退職給付増加見積額は、運営費交付金事業3,

5 引当外賞与見積額は、運営費交付金事業△5,577,845円である。

6 前中期目標期間繰越積立金を財源とする事業費用は、運営費交付金事業22,193,348円、自己資金事業3,024,000円である。

7 運営費交付金事業の主要な資産項目は、前渡金6,160,165,477円、差入保証金2,319,378,750円である。

受託事業の総資産は、未収入金17,993,203円である。

自己資金事業の総資産は、建設仮勘定464,403,072円である。

共通の主要な資産項目は、現金及び預金66,868,302,146円、建物34,911,492,872円である。

8 各セグメントに配賦不能費用として共通に記載した費用は、無償資金協力事業費5,563,000,000円である。

(17) 関連会社及び関連公益法人等の明細

法人種別・名称	(関連公益法人)	(関連公益法人)	(関連公益法人)
事項	財団法人日本国際協力センター	財団法人日本国際協力システム	社団法人青年海外協力協会
業務概要	(1)国際協力事業の実施に関する協力 (2)JICA等の活動に関する知識の内外への普及 (3)技術協力等に関する懇談会、講演会等の開催 (4)国際協力の事業に携わる者の福利厚生 (5)その他前項目の目的を達成するために必要な事業	(1)我が国のODAのうち無償資金協力事業及び技術協力事業並びに借款事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動 (2)国際機関、外国政府及びその他の国際協力に携わる機関が実施する国際協力事業の適正かつ効率的な実施の促進に資するための活動 (3)上記(1)または(2)の事業に係る完了後のフォローアップ及び777ターゲット活動 (4)国際協力事業を効果的に実施するための調査、研究 (5)国際協力事業推進のための啓発・支援活動 (6)その他本財団の目的を達成するために必要な事業	(1)開発途上国における民間技術協力プロジェクトの調査、発掘及び推進に関する支援事業 (2)国又は自治体の行う国際協力事業に関し、これを側面的に支援する事業 (3)開発途上国人材の民間レベルにおける本邦受入と研修に関する事業等
役員氏名	役員数10名 理事長 松岡 和久 (元国際協力機構 理事)	役員数11名 理事長 佐々木 高久 専務理事 櫻田 幸久 (元国際協力機構 無償資金協力部調査役) 理事 松岡 和久 (元国際協力機構 理事)	役員数22名 会長 金子 洋三 (元国際協力機構 青年海外協力隊事務局長) 常務理事 新保 昭治 (元国際協力機構 中華人民共和国事務所長)
関連公益法人等とJICAの取引の関連図	国際協力機構 → (財) 日本国際協力センター (業務委託)	国際協力機構 → (財) 日本国際協力システム (業務委託)	国際協力機構 → (社) 青年海外協力協会 (業務委託)
資産	7,612,787,695円	1,742,285,048円	1,970,559,748円
負債	3,022,416,997円	525,541,734円	344,855,795円
正味財産期首残高	3,990,711,034円	942,495,285円	1,631,460,204円
当期正味財産増減額			
一般正味財産増減の部	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 14,717,244,013円 ○費用 14,117,584,349円	○収益 ・受取補助金等 187,311,783円 ・その他の収益 3,078,064,739円 ○費用 2,991,128,493円	○収益 ・受取補助金等 821,008,617円 ・その他の収益 2,295,702,599円 ○費用 3,122,467,467円
指定正味財産増減の部	○収益 0円 ○費用 0円	○収益 0円 ○費用 0円	○収益 0円 ○費用 0円
正味財産期末残高	4,590,370,698円	1,216,743,314円	1,625,703,953円
当期収入合計額	15,743,938,095円	3,426,570,368円	3,116,711,216円
当期支出合計額	15,536,444,743円	3,204,402,413円	3,117,601,686円
当期収支差額	207,493,352円	222,167,955円	△890,470円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし	該当なし	該当なし
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金 938,826,688円 未収入金 1,028,827円	未払金 282,329,071円	未払金 104,340,730円 未収入金 5,523,089円
債務保証の明細	該当なし	該当なし	該当なし
事業収入とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	総事業収入14,431,463,376円 (うちJICA取引額 8,210,632,978円 56.9%) 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (8,104,096,788円 98.7%) 競争性のない随意契約 (9,161,348円 0.1%)	総事業収入3,265,376,522円 (うちJICA取引額 566,504,185円 17.3%) 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (174,843,054円 30.9%) 競争性のない随意契約 (308,015,400円 54.4%)	総事業収入3,116,711,216円 (うちJICA取引額 2,832,818,654円 90.1%) 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (1,990,765,817円 70.3%) 競争性のない随意契約 (5,084,620円 0.2%)

法人種別・名称	(関連公益法人)	(関連公益法人)	(関連公益法人)
事項	社団法人協力隊を育てる会	独立行政法人国際協力機構国際協力共済会	独立行政法人国際協力機構厚生会
業務概要	(1) 協力隊及び隊員の活動に関する知識を普及し、国民各層の理解を深めること (2) 青年層の協力隊参加意欲を昂揚すること (3) 協力隊参加に当たっての社会的障害の除去を図ること等	国際協力機構が海外に派遣する専門家及びその家族並びに青年海外協力隊員等及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、以下の事業を行う。 (1) 給付事業 ① 業務によらない病気又は負傷に係る療養費等の給付 ② 死亡に係る弔慰金の給付 ③ 障害に係る見舞金の給付 (2) 福祉事業 ① その他前述の目的を達成するために必要な福祉事業	会員相互扶助の精神に基づき、国際協力機構役職員等及びその家族の福祉の向上及び親睦、融和を図ることを目的とし、以下の事業を行う。 (1) 給付に関する事業 (2) 貸付に関する事業 (3) 福利厚生に関する事業 (4) その他厚生会の目的を達成するために必要な事業
役員氏名	役員数24名 会長 足立 房夫 副会長 青木 盛久 (元国際協力事業団 理事) 常任理事 松岡 和久 (元国際協力機構 理事)	役員数10名 (すべて国際協力機構 役職員現任) 会長 金子 節志 (理事) 副会長 大石 千尋 (国際協力人材部長) 運営委員 佐渡島 志郎 (総務部長) 運営委員 佐々木 弘世 (人事部長) 運営委員 山田 和行 (財務部長) 運営委員 岡村 邦夫 (企画部長) 運営委員 早瀬 隆昌 (調達部長) 運営委員 黒柳 俊之 (経済基盤開発部長) 運営委員 伊藤 隆文 (青年海外協力隊事務局長) 会計監査役 三浦 和紀 (財務部財務担当次長)	機構選定役員数10名 (すべて国際協力機構 役職員現任) 会長 金子 節志 (理事) 副会長 佐々木 弘世 (人事部長)
関連公益法人等とJICAの取引の関連図			
資産	91,832,624円	2,334,474,005円	1,259,836,815円
負債	12,275,234円	90,916,736円	6,183,259円
正味財産期首残高	78,869,133円	2,298,765,213円	586,203,464円
当期正味財産増減額			
一般正味財産増減の部	○収益 ・受取補助金等 7,978,074円 ・その他の収益 174,946,390円 ○費用 182,236,207円	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 1,033,954,549円 ○費用 1,089,162,493円	○収益 ・受取補助金等 0円 ・その他の収益 139,251,035円 ○費用 92,094,088円
指定正味財産増減の部	○収益 0円 ・受取補助金等 ・その他の収益 ○費用 0円	○収益 0円 ○費用 0円	○収益 0円 ○費用 0円
正味財産期末残高	79,557,390円	2,243,557,269円	1,253,653,556円
当期収入合計額	183,766,964円	1,033,954,549円	139,251,035円
当期支出合計額	190,676,631円	1,089,162,493円	92,094,088円
当期収支差額	△6,909,667円	△55,207,944円	47,156,947円
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細	該当なし	基本財産に対する拠出： 基金 900,000,000円 (但し、専門家等の掛金及び負担金を含む)	事業費に充てるための負担金： 国際協力機構 負担金 35,903,090円
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金 41,841,957円	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし	該当なし
事業収入とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	総事業収入182,896,964円 (うちJICA取引額 158,882,076円 86.9%) 競争契約 (0円 0%) 企画競争・公募 (158,882,076円 100%) 競争性のない随意契約 (0円 0%)	該当なし	該当なし

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日本アサハンアルミニウム株式会社	PT Indonesia Asahan Aluminium
業務概要		インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬	インドネシア北スマトラにおけるアサハン川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬
役員氏名		役員数13名 代表取締役社長 松本 基弘 常務取締役 春田 弘司 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)	-
関連会社とJICAの取引の関連図		<pre> graph TD JICA[国際協力機構] -- "(出資) (融資)" --> NAA[日本アサハンアルミニウム (株)] NAA -- "(出資)" --> PTIA[PT Indonesia Asahan Aluminium] </pre>	<pre> graph TD JICA[国際協力機構] -- "(出資) (融資)" --> NAA[日本アサハンアルミニウム (株)] NAA -- "(出資)" --> PTIA[PT Indonesia Asahan Aluminium] </pre>
資産		87,679,113,330円	-
負債		37,629,788,830円	-
資本金		99,985,000,000円	-
剰余金		△49,935,675,500円	-
営業収入		3,883,975,887円	-
経常損益		0円	-
当期損益		0円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)		△49,935,675,500円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：99,985,000株 ・取得価額：25,024,662,250円 ・貸借対照表計上額：25,024,662,250円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：アルミニウム製錬事業の事業資金 ・当初出資年月日：1975年12月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細		貸付金 (一般勘定)：537,235,000円 未取貸付金利息 (一般勘定)：230,194円	-
債務保証の明細		該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		該当なし	-

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	カフコジャパン投資株式会社	Karnaphuli Fertilizer Company Limited
業務概要	Bangladesh・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	Bangladesh・チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 遠藤 剛 代表取締役副社長 臼居 一英 (旧国際協力銀行 国際審査部次長) 監査役 野村 徹 (旧国際協力銀行 環境審査室長)	-
関連会社とJICAの取引の関連図	<pre> graph LR A[国際協力機構] -- (出資) --> B[カフコジャパン投資(株)] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[カフコジャパン投資(株)] B -- (出資) --> C[Karnaphuli Fertilizer Company Limited] </pre>
資産	8,523,762,066円	-
負債	477,033,921円	-
資本金	5,023,900,000円	-
剰余金	3,022,828,145円	-
営業収入	4,117,490,780円	-
経常損益	3,978,659,313円	-
当期損益	2,794,507,309円	-
当期末処分利益(当期末処理損失)	2,843,977,305円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,436,204,983円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	サウディ石油化学株式会社
業務概要	アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数15名 取締役社長 柴崎 徹也 監査役 伊藤 博夫 (旧国際協力銀行 開発セクター部長兼NGO・地方公共団体連携担当審議役)	役員数17名 取締役会長 高下 悦仁郎 常務取締役 酒井 陽三 (旧国際協力銀行 アフリカ地域外事審議役)
関連会社とJICAの取引の関連図	<p>国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム (株) (出資)</p>	<p>国際協力機構 → サウディ石油化学 (株) (出資)</p>
資産	63,670,378,096円	108,556,932,680円
負債	4,818,878,015円	12,908,619,302円
資本金	57,350,000,000円	56,800,000,000円
剰余金	1,501,500,081円	38,848,313,378円
営業収入	3,245,056,524円	66,207,191,293円
経常損益	1,349,777,921円	23,269,302,679円
当期損益	961,328,135円	17,275,033,343円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	968,145,081円	17,464,420,600円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：51,520,000株 取得価額：26,002,629,979円 貸借対照表計上額：26,002,629,979円 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 当初出資年月日：1978年8月29日 	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：2,107,500株 取得価額：29,079,522,477円 貸借対照表計上額：29,079,522,477円 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約・企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	Eastern Petrochemical Company	スマトラパルプ株式会社
業務概要	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	南スマトラ州ムアラエニム県において、アカシアマンギウムの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプを生産・販売
役員氏名	-	役員数7名 代表取締役社長 新井 稔 代表取締役副社長 田中 裕 (旧国際協力銀行 開発セクター部長) 監査役 丹呉 圭一 (旧国際協力銀行 理事)
関連会社とJICAの取引の関連図	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[サウディ石油化学(株)] A -- (出資) --> C[Eastern Petrochemical Company] </pre>	<pre> graph TD A[国際協力機構] -- (出資) --> B[スマトラパルプ(株)] </pre>
資産	-	6,595,332,286円
負債	-	136,529,708円
資本金	-	13,350,850,000円
剰余金	-	△6,892,047,422円
営業収入	-	8,718,169円
経常損益	-	△62,342,601円
当期損益	-	△63,552,601円
当期末処分利益(当期末処理損失)	-	△6,892,047,422円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数： - ・取得価額： - ・貸借対照表計上額： - ・根拠法： - ・法令の規定： - ・出資目的： - ・当初出資年月日： - 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：114,032株 ・取得価額：2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額：2,748,755,625円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：パルプ生産事業資金 ・当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	-	該当なし

事項	法人種別・名称	
	(関連会社)	(関連会社)
	日本ウジミナス株式会社	日伯紙パルプ資源開発株式会社
業務概要	伯ミナス・ジェライス州における製鉄事業	伯ミナス・ジェライス州における造林及びパルプ製造
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 河合 英史 専務取締役 黒田 円参 (旧国際協力銀行 専任審議役)	役員数17名 代表取締役会長 鈴木 正一郎 常務取締役 佐藤 活朗 (旧国際協力銀行 開発第2部長)
関連会社とJICAの取引の関連図		
資産	69,658,278,500円	122,771,597,266円
負債	14,133,115,912円	30,362,568,111円
資本金	30,091,400,000円	61,788,000,000円
剰余金	25,433,762,588円	30,621,029,155円
営業収入	8,914,777,914円	8,285,027,771円
経常損益	6,735,601,143円	6,854,930,512円
当期損益	5,965,349,799円	5,776,096,992円
当期末処分利益(当期末処理損失)	22,966,395,888円	20,391,569,027円
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：115,504株 取得価額：20,219,037,435円 貸借対照表計上額：20,219,037,435円 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：製鉄事業の事業資金 当初出資年月日：1967年4月3日 	<ul style="list-style-type: none"> 株式数：20,084,000株 取得価額：15,010,803,073円 貸借対照表計上額：15,010,803,073円 根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ 法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 出資目的：造林及びパルプ製造事業の事業資金 当初出資年月日：1974年10月1日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日本・サウジアラビアメタノール株式会社	JSMC PANAMA S. A.
業務概要		アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名		役員数11名 取締役会長 中村 博海 常務取締役総務部長 大橋 裕 (旧国際協力銀行 開発第4部長) 監査役 武田 薫 (旧国際協力銀行 理事)	-
関連会社とJICAの取引の関連図		<pre> graph LR JICA[国際協力機構] -- (出資) --> JSMC[日本・サウジアラビアメタノール(株)] </pre>	<pre> graph TD JICA[国際協力機構] -- (出資) --> JSMC_J[日本・サウジアラビアメタノール(株)] JSMC_J -- (出資) --> JSMC_P[JSMC PANAMA S. A.] </pre>
資産		51,054,398,948円	-
負債		8,714,730,321円	-
資本金		2,310,000,000円	-
剰余金		40,311,257,627円	-
営業収入		84,527,837,554円	-
経常損益		40,728,967,663円	-
当期損益		30,195,234,756円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)		21,160,657,627円	-
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：7,149,297,104円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：- ・取得価額：- ・貸借対照表計上額：- ・根拠法：- ・法令の規定：- ・出資目的：- ・当初出資年月日：-
債権・債務の明細		該当なし	-
債務保証の明細		該当なし	-
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		該当なし	-

事項	法人種別・名称	(関連会社)	(関連会社)
		日本シンガポール石油化学株式会社	タイ・リカバリーファンド
業務概要		ジュロン島におけるエチレン等石油化学製品の製造	タイ国の中小・中堅企業の再建・育成促進
役員氏名		役員数9名 社長 米倉 弘昌 代表取締役 野村 徹 (旧国際協力銀行 環境審査室長)	役員数7名 取締役 田中 寧 (国際協力機構 東南アジア第一・大洋州部 次長)
関連会社とJICAの取引の関連図		 国際協力機構 → 日本シンガポール石油化学 (株) (出資)	 国際協力機構 → タイ・リカバリーファンド (出資)
資産		33,657,310,454円	\$5,878,855
負債		83,225,807円	\$9,101,917
資本金		23,876,800,000円	\$50,000
剰余金		9,697,284,647円	△\$3,273,062
営業収入		5,938,138,307円	\$0
経常損益		5,846,109,178円	\$244,186
当期損益		4,723,439,178円	\$244,186
当期末処分利益 (当期末処理損失)		4,760,033,647円	△\$3,273,062
JICAが保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等		<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：9,550,800株 ・取得価額：5,850,525,774円 ・貸借対照表計上額：5,850,525,774円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：石油化学製品事業資金 ・当初出資年月日：1977年8月22日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：12,500株 ・取得価額：1,271,062円 ・貸借対照表計上額：1,271,062円 ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第二項ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：中小・中堅企業の再建・育成資金 ・当初出資年月日：2001年7月13日
債権・債務の明細		該当なし	該当なし
債務保証の明細		該当なし	該当なし
総売上高とJICAの発注等に係る金額・割合 (競争契約・企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)		該当なし	該当なし

(18) 法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

1 貸借対照表

科目	(単位：円)			
	一般勘定	有償資金協力勘定	調整	法人単位
【資産の部】				
I 流動資産	75,468,207,857	10,864,945,745,557		10,940,413,953,414
現金及び預金	66,868,302,146	23,202,903,346		90,071,205,492
たな卸資産	594,562,220			594,562,220
貯蔵品	589,197,391			589,197,391
畜類	5,364,829			5,364,829
前渡金	6,160,165,477	2,640,052,018		8,800,217,495
前払費用	151,916,512	57,685,881		209,602,393
未収収益	64,852,575	54,617,329,904		54,682,182,479
貸付金		10,922,714,876,903		10,922,714,876,903
貸倒引当金		△ 138,452,696,283		△ 138,452,696,283
開発投融資短期貸付金	827,278,670		△ 183,586,000	643,692,670
貸倒引当金	△ 282,215			△ 282,215
移住投融資短期貸付金	179,212,530			179,212,530
貸倒引当金	△ 11,384,257			△ 11,384,257
関係会社短期貸付金	0		183,586,000	183,586,000
未収入金	573,553,836	105,125,531		678,679,367
仮払金	58,951,347	23,322,862		82,274,209
立替金	1,079,016	137,797		1,216,813
算定割当量		37,007,598		37,007,598
II 固定資産	64,676,522,879	172,271,795,922		236,948,318,801
有形固定資産	57,564,155,975	17,628,605,985		75,192,761,960
建物	45,716,129,571	2,586,484,419		48,302,613,990
減価償却累計額	△ 10,104,399,467	△ 70,911,718		△ 10,175,311,185
減損損失累計額	△ 699,718,232			△ 699,718,232
構築物	1,594,500,259	56,226,213		1,650,726,472
減価償却累計額	△ 701,859,870	△ 2,219,227		△ 704,079,097
減損損失累計額	△ 980,505			△ 980,505
機械装置	290,406,712	191,298,205		481,704,917
減価償却累計額	△ 183,616,312	△ 9,337,452		△ 192,953,764
車両運搬具	1,680,165,414	152,179,674		1,832,345,088
減価償却累計額	△ 917,760,059	△ 14,640,656		△ 932,400,715
工具器具備品	2,196,747,232	636,016,170		2,832,763,402
減価償却累計額	△ 1,304,099,292	△ 70,876,160		△ 1,374,975,452
土地	19,748,669,867	13,873,270,000		33,621,939,867
減損損失累計額	△ 250,231,115			△ 250,231,115
建設仮勘定	500,201,772	301,116,517		801,318,289
無形固定資産	11,251,356			11,251,356
商標権	3,021,983			3,021,983
電話加入権	5,082,250			5,082,250
電気等供給施設利用権	3,147,123			3,147,123
投資その他の資産	7,101,115,548	154,643,189,937		161,744,305,485
投資有価証券		1,063,005,453		1,063,005,453
関係会社株式		133,522,709,762		133,522,709,762
開発投融資長期貸付金	3,577,637,439		△ 353,649,000	3,223,988,439
貸倒引当金	△ 1,836,936			△ 1,836,936
移住投融資長期貸付金	2,739,416,763			2,739,416,763
貸倒引当金	△ 1,563,350,749			△ 1,563,350,749
長期入植地割賦元金	54,168,316			54,168,316
貸倒引当金	△ 54,168,316			△ 54,168,316
関係会社長期貸付金	0		353,649,000	353,649,000
破産債権、再生債権、更生債権		53,325,873,302		53,325,873,302
その他これらに準ずる債権		△ 33,872,251,875		△ 33,872,251,875
貸倒引当金				
長期前払費用	29,870,281	2,796,984		32,667,265
差入保証金	2,319,378,750	601,056,311		2,920,435,061
資産合計	140,144,730,736	11,037,217,541,479		11,177,362,272,215
【負債の部】				
I 流動負債	65,269,417,712	417,754,908,200		483,024,325,912
運営費交付金債務	15,471,484,346			15,471,484,346
無償資金協力事業資金	30,886,582,281			30,886,582,281
預り寄付金	377,096,004			377,096,004
1年以内償還予定財政融資資金借入金		403,029,160,000		403,029,160,000
リース債務	58,526,526	143,809,092		202,335,618
未払金	17,326,239,772	1,444,473,555		18,770,713,327
未払費用	716,509,801	12,890,373,200		13,606,883,001
預り金	432,955,746	23,440,766		456,396,512
前受収益	23,236			23,236
賞与引当金		223,587,652		223,587,652
仮受金		63,935		63,935
II 固定負債	2,271,665,835	2,638,113,032,581		2,640,384,698,416
資産見返負債	2,219,597,332			2,219,597,332
資産見返運営費交付金	2,098,930,334			2,098,930,334
資産見返補助金等	84,868,298			84,868,298
建設仮勘定見返運営費交付金	35,798,700			35,798,700
債券		30,000,000,000		30,000,000,000
財政融資資金借入金		2,600,370,482,000		2,600,370,482,000
長期リース債務	52,066,253	282,763,866		334,830,119
長期前受収益	2,250			2,250
退職給付引当金		7,459,786,715		7,459,786,715
負債合計	67,541,083,547	3,055,867,940,781		3,123,409,024,328
【純資産の部】				
I 資本金	83,332,866,850	7,390,855,785,510		7,474,188,652,360
政府出資金	83,332,866,850	7,390,855,785,510		7,474,188,652,360
II 資本剰余金	△ 13,414,926,861			△ 13,414,926,861
資本剰余金	△ 397,522,950			△ 397,522,950
損益外減価償却累計額	△ 12,059,366,859			△ 12,059,366,859
損益外減損損失累計額	△ 958,037,052			△ 958,037,052
III 利益剰余金	2,685,707,200	590,585,291,674		593,270,998,874
準備金		497,603,467,224		497,603,467,224
前中期目標期間繰越積立金	2,294,366,457			2,294,366,457
積立金	39,330,816			39,330,816
当期未処分利益	352,009,927	92,981,824,450		93,333,834,377
IV 評価・換算差額等		△ 91,476,486		△ 91,476,486
その他有価証券評価差額金		△ 91,476,486		△ 91,476,486
純資産合計	72,603,647,189	7,981,349,600,698		8,053,953,247,887
負債純資産合計	140,144,730,736	11,037,217,541,479		11,177,362,272,215

2 損益計算書

(単位：円)

科目	一般勘定	有償資金協力勘定	調整	法人単位
経常費用				
業務費	143,265,244,820	37,153,991,953		180,419,236,773
国・課題別事業計画関係費	6,926,252,520			6,926,252,520
技術協力プロジェクト関係費	72,106,869,519			72,106,869,519
無償資金協力関係費	441,749,148			441,749,148
国民参加型協力関係費	24,587,607,665			24,587,607,665
海外移住関係費	422,654,089			422,654,089
災害援助等協力関係費	749,606,659			749,606,659
人材養成確保関係費	1,802,433,152			1,802,433,152
フォローアップ関係費	966,928,498			966,928,498
事業評価関係費	225,578,975			225,578,975
研究関係費	633,513,454			633,513,454
事業附帯関係費	7,670,165,975			7,670,165,975
事業支援関係費	18,144,349,944			18,144,349,944
有償資金協力業務関係費		37,153,991,953		37,153,991,953
無償資金協力事業費	5,563,000,000			5,563,000,000
受託経費	2,448,841,146			2,448,841,146
寄付金事業費	63,747,332			63,747,332
減価償却費	511,946,744			511,946,744
一般管理費	10,997,106,345			10,997,106,345
財務費用	367,225,802			367,225,802
支払利息	5,299,168			5,299,168
外国為替差損	361,926,634			361,926,634
雑損	681,263			681,263
経常費用合計	154,630,258,230	37,153,991,953		191,784,250,183
経常収益				
運営費交付金収益	144,475,171,393			144,475,171,393
有償資金協力業務収入		123,173,457,173		123,173,457,173
無償資金協力事業資金収入	5,563,000,000			5,563,000,000
受託収入	2,449,219,187			2,449,219,187
国又は地方公共団体からの受託収入	2,422,408,228			2,422,408,228
他の主体からの受託収入	26,810,959			26,810,959
開発投融资収入	113,315,810			113,315,810
入植地事業収入	11,412,454			11,412,454
移住投融资収入	97,991,317			97,991,317
寄付金収益	63,747,332			63,747,332
貸倒引当金戻入	396,447,223			396,447,223
資産見返運営費交付金戻入	549,345,379			549,345,379
資産見返補助金戻入	23,082,792			23,082,792
財務収益	226,563,922	279		226,564,201
受取利息	226,563,922	279		226,564,201
雑益	1,054,409,491	170,072,406		1,224,481,897
償却債権取立益		8,817,340		8,817,340
政府交付金収入		6,750,000,000		6,750,000,000
経常収益合計	155,023,706,300	130,102,347,198		285,126,053,498
経常利益	393,448,070	92,948,355,245		93,341,803,315
臨時損失	66,655,491			66,655,491
固定資産除却損	64,972,493			64,972,493
固定資産売却損	1,682,998			1,682,998
臨時利益		33,469,205		33,469,205
賞与引当金戻入		33,469,205		33,469,205
当期純利益	326,792,579	92,981,824,450		93,308,617,029
前中期目標期間繰越積立金取崩額	25,217,348			25,217,348
当期総利益	352,009,927	92,981,824,450		93,333,834,377

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

科 目	一般勘定	有償資金協力勘定	調整	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー				
事業支出	△ 138,339,894,041			△ 138,339,894,041
無償資金協力事業費支出	△ 5,563,000,000			△ 5,563,000,000
受託経費支出	△ 2,385,928,251			△ 2,385,928,251
貸付による支出		△ 395,277,813,269		△ 395,277,813,269
民間借入金の返済による支出		△ 64,000,000,000		△ 64,000,000,000
財政融資資金借入金の返済による支出		△ 196,162,554,000		△ 196,162,554,000
利息の支払額		△ 26,631,215,431		△ 26,631,215,431
人件費支出	△ 15,742,320,726	△ 1,943,825,890		△ 17,686,146,616
その他の業務支出	△ 1,595,529,135	△ 9,180,891,479		△ 10,776,420,614
運営費交付金収入	153,785,611,000			153,785,611,000
無償資金協力事業資金収入	36,449,582,281			36,449,582,281
受託収入	2,760,290,450			2,760,290,450
貸付金利息収入	218,463,219	111,964,321,656		112,182,784,875
入植地事業収入	28,731,967			28,731,967
利息収入	11,426,000			11,426,000
割賦元金	17,305,967			17,305,967
寄附金収入	316,341,765			316,341,765
貸付金の回収による収入		319,454,975,568		319,454,975,568
民間借入による収入		64,000,000,000		64,000,000,000
財政融資資金借入による収入		85,300,000,000		85,300,000,000
債券の発行による収入		29,858,028,229		29,858,028,229
政府交付金収入		6,750,000,000		6,750,000,000
その他の業務収入	1,739,869,791	1,966,312,137		3,706,181,928
小 計	31,672,218,320	△ 73,902,662,479		△ 42,230,444,159
利息及び配当金の受取額	230,533,401	9,597,565,336		9,828,098,737
利息の支払額	△ 5,299,168			△ 5,299,168
業務活動によるキャッシュ・フロー	31,897,452,553	△ 64,305,097,143		△ 32,407,644,590
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
固定資産の取得による支出	△ 3,661,244,887	△ 350,105,019		△ 4,011,349,906
固定資産の売却による収入	27,268,110	139,315,840		166,583,950
貸付金の回収による収入	1,545,997,438			1,545,997,438
定期預金の預入による支出	△ 184,700,000,000			△ 184,700,000,000
定期預金の払戻による収入	186,500,000,000			186,500,000,000
譲渡性預金の取得による支出	△ 47,900,000,000			△ 47,900,000,000
譲渡性預金の払戻による収入	47,900,000,000			47,900,000,000
関係会社株式の清算による収入		423,306,000		423,306,000
その他の収入	36,633			36,633
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 287,942,706	212,516,821		△ 75,425,885
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース債務の返済による支出	△ 194,527,798	△ 62,245,596		△ 256,773,394
政府出資の受入による収入		83,290,000,000		83,290,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 194,527,798	83,227,754,404		83,033,226,606
IV 資金に係る換算差額	△ 108,938,015			△ 108,938,015
V 資金増加額	31,306,044,034	19,135,174,082		50,441,218,116
VI 資金期首残高	3,162,258,112	4,067,729,264		7,229,987,376
VII 資金期末残高	34,468,302,146	23,202,903,346		57,671,205,492

4 行政サービス実施コスト計算書

(単位：円)

科目	一般勘定	有償資金協力勘定	調整	法人単位
I 業務費用				
(1) 損益計算書上の費用				
業務費	143,265,244,820	37,153,991,953		180,419,236,773
一般管理費	10,997,106,345			10,997,106,345
財務費用	367,225,802			367,225,802
雑損	681,263			681,263
固定資産除却損	64,972,493			64,972,493
固定資産売却損	1,682,998			1,682,998
(2) (控除) 自己収入等				
有償資金協力業務収入		△ 123,173,457,173		△ 123,173,457,173
受託収入	△ 2,449,219,187			△ 2,449,219,187
開発投融资収入	△ 113,315,810			△ 113,315,810
入植地事業収入	△ 11,412,454			△ 11,412,454
移住投融资収入	△ 97,991,317			△ 97,991,317
寄附金収益	△ 63,747,332			△ 63,747,332
貸倒引当金戻入	△ 396,447,223			△ 396,447,223
財務収益	△ 226,563,922	△ 279		△ 226,564,201
雑益	△ 1,054,409,491	△ 170,072,406		△ 1,224,481,897
償却債権取立益		△ 8,817,340		△ 8,817,340
業務費用合計	150,283,806,985	△ 86,198,355,245		64,085,451,740
II 損益外減価償却等相当額				
損益外減価償却相当額	1,847,871,580			1,847,871,580
損益外固定資産除却相当額	9,784			9,784
III 損益外減損損失相当額	370,228,999			370,228,999
IV 引当外賞与見積額	△ 5,577,845			△ 5,577,845
V 引当外退職給付増加見積額	3,543,270,978	9,700,560		3,552,971,538
VI 機会費用				
政府出資等の機会費用	951,571,720	49,239,712,263		50,191,283,983
VII 行政サービス実施コスト	156,991,182,201	△ 36,948,942,422		120,042,239,779

5 利益の処分に関する書類

(単位：円)

項目		一般勘定	有償資金協力勘定	計
当期末処分利益	当期総利益	352,009,927	92,981,824,450	93,333,834,377
利益処分別	積立金	352,009,927	-	352,009,927
	準備金	-	92,981,824,450	92,981,824,450

貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位：円)

【一般勘定】

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		66,868,302,146		
たな卸資産				
貯蔵品	589,197,391			
畜類	5,364,829	594,562,220		
前渡金		6,160,165,477		
前払費用		151,916,512		
未収収益		64,852,575		
未収入金		573,553,836		
開発投融資短期貸付金	827,278,670			
貸倒引当金	△ 282,215	826,996,455		
移住投融資短期貸付金	179,212,530			
貸倒引当金	△ 11,384,257	167,828,273		
仮払金		58,951,347		
立替金		1,079,016		
流動資産合計			75,468,207,857	

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	45,716,129,571			
減価償却累計額	△ 10,104,399,467			
減損損失累計額	△ 699,718,232	34,912,011,872		
構築物	1,594,500,259			
減価償却累計額	△ 701,859,870			
減損損失累計額	△ 980,505	891,659,884		
機械装置	290,406,712			
減価償却累計額	△ 183,616,312	106,790,400		
車両運搬具	1,680,165,414			
減価償却累計額	△ 917,760,059	762,405,355		
工具器具備品	2,196,747,232			
減価償却累計額	△ 1,304,099,292	892,647,940		
土地	19,748,669,867			
減損損失累計額	△ 250,231,115	19,498,438,752		
建設仮勘定		500,201,772		
有形固定資産合計		57,564,155,975		

2 無形固定資産

商標権		3,021,983		
電話加入権		5,082,250		
電気等供給施設利用権		3,147,123		
無形固定資産合計		11,251,356		

3 投資その他の資産

開発投融資長期貸付金	3,577,637,439			
貸倒引当金	△ 1,836,936	3,575,800,503		
移住投融資長期貸付金	2,739,416,763			
貸倒引当金	△ 1,563,350,749	1,176,066,014		
長期入植地割賦元金	54,168,316			
貸倒引当金	△ 54,168,316	0		
長期前払費用		29,870,281		
差入保証金		2,319,378,750		
投資その他の資産合計		7,101,115,548		

64,676,522,879

資産合計

140,144,730,736

負債の部

I 流動負債

運営費交付金債務		15,471,484,346	
無償資金協力事業資金		30,886,582,281	
預り寄附金		377,096,004	
未払金		17,326,239,772	
未払費用		716,509,801	
リース債務		58,526,526	
預り金		432,955,746	
前受収益		23,236	
流動負債合計		<u>65,269,417,712</u>	

II 固定負債

資産見返負債			
資産見返運営費交付金	2,098,930,334		
資産見返補助金等	84,868,298		
建設仮勘定見返運営費交付金	<u>35,798,700</u>	2,219,597,332	
長期リース債務		52,066,253	
長期前受収益		<u>2,250</u>	
固定負債合計		<u>2,271,665,835</u>	

負債合計

67,541,083,547

純資産の部

I 資本金

政府出資金		<u>83,332,866,850</u>	
資本金合計			83,332,866,850

II 資本剰余金

資本剰余金	△	397,522,950	
損益外減価償却累計額	△	12,059,366,859	
損益外減損損失累計額	△	<u>958,037,052</u>	
資本剰余金合計			△ 13,414,926,861

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金		2,294,366,457	
積立金		39,330,816	
当期末処分利益		<u>352,009,927</u>	
(うち当期総利益)		(352,009,927)	
利益剰余金合計		<u>2,685,707,200</u>	

純資産合計

72,603,647,189

負債純資産合計

140,144,730,736

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：円)

【一般勘定】

経常費用			
業務費			
国・課題別事業計画関係費	6,926,252,520		
技術協力プロジェクト関係費	72,106,869,519		
無償資金協力関係費	441,749,148		
国民参加型協力関係費	24,587,607,665		
海外移住関係費	422,654,089		
災害援助等協力関係費	749,606,659		
人材養成確保関係費	1,802,433,152		
フォローアップ関係費	966,928,498		
事業評価関係費	225,578,975		
研究関係費	633,513,454		
事業附帯関係費	7,670,165,975		
事業支援関係費	18,144,349,944		
無償資金協力事業費	5,563,000,000		
受託経費	2,448,841,146		
寄附金事業費	63,747,332		
減価償却費	511,946,744	143,265,244,820	
一般管理費			10,997,106,345
財務費用			
支払利息	5,299,168		
外国為替差損	361,926,634	367,225,802	
雑損			681,263
経常費用合計		143,265,244,820	154,630,258,230
経常収益			
運営費交付金収益		144,475,171,393	
無償資金協力事業資金収入		5,563,000,000	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	2,422,408,228		
他の主体からの受託収入	26,810,959	2,449,219,187	
開発投融资収入		113,315,810	
入植地事業収入		11,412,454	
移住投融资収入		97,991,317	
寄附金収益		63,747,332	
貸倒引当金戻入		396,447,223	
資産見返運営費交付金戻入		549,345,379	
資産見返補助金等戻入		23,082,792	
財務収益			
受取利息	226,563,922	226,563,922	
雑益			1,054,409,491
経常収益合計		1,054,409,491	155,023,706,300
経常利益			393,448,070
臨時損失			
固定資産除却損		64,972,493	
固定資産売却損		1,682,998	66,655,491
当期純利益			326,792,579
前中期目標期間繰越積立金取崩額			25,217,348
当期総利益			352,009,927

キャッシュ・フロー計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

【一般勘定】

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 138,339,894,041
	無償資金協力事業費支出	△ 5,563,000,000
	受託経費支出	△ 2,385,928,251
	人件費支出	△ 15,742,320,726
	その他の業務支出	△ 1,595,529,135
	運営費交付金収入	153,785,611,000
	無償資金協力事業資金収入	36,449,582,281
	受託収入	2,760,290,450
	貸付金利息収入	218,463,219
	入植地事業収入	28,731,967
	利息収入	11,426,000
	割賦元金	17,305,967
	寄附金収入	316,341,765
	その他の業務収入	<u>1,739,869,791</u>
	小計	31,672,218,320
	利息の受取額	230,533,401
	利息の支払額	<u>△ 5,299,168</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	31,897,452,553
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 3,661,244,887
	固定資産の売却による収入	27,268,110
	貸付金の回収による収入	1,545,997,438
	定期預金の預入による支出	△ 184,700,000,000
	定期預金の払戻による収入	186,500,000,000
	譲渡性預金の取得による支出	△ 47,900,000,000
	譲渡性預金の払戻による収入	47,900,000,000
	その他の収入	<u>36,633</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 287,942,706
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	<u>△ 194,527,798</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 194,527,798
IV	資金に係る換算差額	<u>△ 108,938,015</u>
V	資金増加額	31,306,044,034
VI	資金期首残高	<u>3,162,258,112</u>
VII	資金期末残高	<u><u>34,468,302,146</u></u>

利益の処分に関する書類

【一般勘定】

(単位：円)

I 当期未処分利益		352,009,927
当期総利益	352,009,927	
II 利益処分額		
積立金	352,009,927	352,009,927

行政サービス実施コスト計算書
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：円)

【一般勘定】

業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	143,265,244,820	
一般管理費	10,997,106,345	
財務費用	367,225,802	
雑損	681,263	
固定資産除却損	64,972,493	
固定資産売却損	1,682,998	154,696,913,721

(2) (控除) 自己収入等

受託収入	2,449,219,187	
開発投融资収入	113,315,810	
入植地事業収入	11,412,454	
移住投融资収入	97,991,317	
寄附金収益	63,747,332	
貸倒引当金戻入	396,447,223	
財務収益	226,563,922	
雑益	1,054,409,491	4,413,106,736

業務費用合計 150,283,806,985

損益外減価償却等相当額

損益外減価償却相当額	1,847,871,580	
損益外固定資産除却相当額	9,784	1,847,881,364

損益外減損損失相当額 370,228,999

引当外賞与見積額 5,577,845

引当外退職給付増加見積額 3,543,270,978

機会費用

政府出資等の機会費用 951,571,720

行政サービス実施コスト 156,991,182,201

重要な会計方針

【一般勘定】

1 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが業務の客観的な成果の評価に時間を要すること等の理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	1～39年
機械装置	1～20年
車両運搬具	1～6年
工具器具備品	1～18年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3 賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与支給に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、会計基準第87に基づき計算された賞与支給に係る引当金の当期見積額を計上しております。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5 引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については延滞債権等への移行率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による低価法を採用しております。

7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年3月末利回りを参考に1.34%で計算しております。

9 リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

【一般勘定】

貸借対照表関係

1 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

29,897,129,399 円

(1) 退職給付債務及びその内訳 (単位：円)

	平成 20 事業年度
(1) 退職給付債務	△39,182,241,544
(2) 年金資産	9,285,112,145
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	△29,897,129,399
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	0
(5) 未認識数理計算上の差異	0
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	0
(7) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6)	△29,897,129,399
(8) 前払年金費用	0
(9) 退職給付引当金 (7)-(8)	△29,897,129,399

(2) 退職給付費用の内訳 (単位：円)

	平成 20 事業年度
(1) 勤務費用	2,127,224,722
(2) 利息費用	552,508,756
(3) 期待運用収益	0
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	3,191,252,977
(6) その他(厚生年金基金加入者掛金)	△403,894,599

(3) 退職給付債務などの計算基礎

	平成 20 事業年度
(1) 割引率 退職年金	2.0%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	1年
(4) その他(会計基準変更時差異の処理年数)	1年

2 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

871,558,542 円

3 固定資産減損関係

(1) 減損を認識した固定資産

ア 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

以下の資産について減損を認識しております。

(単位：円)

資産名称	用途	場所	種類	減損前 帳簿価額	当期損益外 減損損失額	当期末損益外 減損損失累計額
旧八王子国際 センター	研修員 宿泊施設	東京都 八王子市	土地	522,376,000	211,078,365	211,078,365
旧中部国際 センター		愛知県 名古屋市	建物	117,589,219	117,589,219	117,589,219
			構築物	519,000	519,000	519,000
			土地	452,715,000	26,715,000	26,715,000
甲南本山 コーポラス507号室	職員住宅	兵庫県 神戸市	建物	824,250	275,100	1,834,725
須磨一の谷 グリーンハイムG-305号室		兵庫県 神戸市	建物	512,925	193,200	517,312
			土地	2,380,200	542,325	1,063,125
湘南長沢グリーン ハイム1-1-208号室		神奈川県 横須賀市	土地	7,382,000	734,380	734,380
南海神団地 2-201号室		千葉県 船橋市	建物	362,558	362,558	362,558
			土地	8,732,000	5,260,595	5,260,595
南海神団地 2-301号室		千葉県 船橋市	建物	362,557	362,557	362,557
	土地		8,732,000	5,379,650	5,379,650	
電話 加入権	電話 加入権	東京都 渋谷区	電話 加入権	6,299,300	1,217,050	7,107,200

イ 減損の認識に至った経緯

旧八王子国際センターについては、全国内機関を対象とした「総合的あり方調査」の結果を踏まえ、平成16年度において使用しないという決定を行い、平成19年3月をもって閉鎖しました。平成18年度において建物及び構築物の帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当事業年度では土地の帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

旧中部国際センターについては、中部圏における研修事業、市民参加協力事業の拠点として整備するため、平成15年度から始まる中期目標期間における「中期計画」に建替えの計画が示されたため、使用しないという決定を行っております。当事業年度である平成21年2月に新中部国際センターの引渡を受け、同年3月に業務を開始しており、一方で旧中部国際センターは3月末以降、その利用が見込まれないことから、減損の認識を行っております。なお、減損損失の測定に当たっては、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

職員住宅5戸については、平成19年度から始まる中期目標期間における「第二次中期計画」に基づき、2戸（甲南本山コーポラス507号室及び須磨一の谷グリーンハイツG-305号室）については平成19年度に、上記以外の3戸（湘南長沢グリーンハイツ1-1-208号室及び南海神団地2-201、301号室）については平成20年度において使用しないという決定を行いました。当該決定に伴い、平成21年2月に売却の入札を実施した結果、いずれも売却の入札が不調に終わったため、平成21年度以降に売却を予定しており、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

電話加入権については、休止回線が増加したため、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。また、前事業年度以前からの継続休止回線については、引き続き減損を認識し、回収可能サービス価額までの減額を行っております。

ウ 減損損失額のうち損益計算書に計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳及び回収可能サービス価額の算出方法の概要 (単位：円)

資産名称	種類	減損損失額	回収可能サービス価額の算出方法
旧八王子国際センター	土地	211,078,365	※1
旧中部国際センター	建物	117,589,219	※2
	構築物	519,000	※2
	土地	26,715,000	※2
甲南本山コーポラス507号室	建物	275,100	※3
須磨一の谷 グリーンハイツG-305号室	建物	193,200	※3
	土地	542,325	※3
湘南長沢 グリーンハイツ1-1-208号室	土地	734,380	※3
南海神団地2-201号室	建物	362,558	※3
	土地	5,260,595	※3
南海神団地2-301号室	建物	362,557	※3
	土地	5,379,650	※3
電話加入権	電話加入権	1,217,050	※4

- ※1 回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。
- ※2 回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。
- ※3 職員住宅の建物及び土地の回収可能サービス価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

- ※4 休止している電話加入権の回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は国税庁が公表する財産評価基準書に基づいて算出しております。
- 使用している電話加入権の回収可能サービス価額は、使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額はNTTの公定価格に基づいて算出しております。

(2) 減損の兆候が認められた固定資産

ア 使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

以下の資産について減損の兆候があります。

(単位：円)

資産名称	用途	場所	種類	帳簿価額
石打保養所	保養所	新潟県南魚沼市	建物	25,102,423
			土地	286,000
勝浦保養所	保養所	千葉県勝浦市	建物	6,345,113
			土地	4,472,000
旧タイ事務所	事務所	タイ バンコク	建物	82,091,045
			構築物	4,871,282
			土地	183,294,939

イ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

石打保養所及び勝浦保養所については、平成19年度から始まる中期目標期間における「第二次中期計画」に基づき、処分が計画されていることから、減損の兆候が認められます。しかし当事業年度末時点において、その処分時期は確定しておらず、引き続き保養所の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

また旧タイ事務所についても、平成19年度から始まる中期目標期間における「第二次中期計画」に基づき、処分が計画されていることから、減損の兆候が認められます。しかし当事業年度末時点において、その処分時期は確定しておらず、事務所の用に供さなくなったものの引き続き事業の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、普通預金、当座預金であります。

(1) 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

現金及び預金	66,868,302,146 円
定期預金	△32,400,000,000 円
資金の期末残高	34,468,302,146 円

(2) 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リースによる資産の取得

車両運搬具	6,048,000 円
工具器具備品	4,855,248 円

行政サービス実施コスト計算書関係

公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

引当外退職給付増加見積額のうち 24,979,940 円は、出向職員（延べ 31 人）に係る退職給付引当金の当年度増加額を内規に基づき計上しております。

リース取引関係

ファイナンス・リース取引が当期の損益に与える影響額は、4,200,107 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 347,809,820 円であります。

重要な債務負担行為

該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。